

# 第1次

## いちき串木野市地域福祉計画

(令和5年度～令和9年度)

誰もが安心して住み続けたいと思えるまちづくり

いちき串木野市重層的支援体制整備事業実施計画

いちき串木野市成年後見制度利用促進基本計画

いちき串木野市再犯防止推進計画

令和5年3月

いちき串木野市





## はじめに

近年、少子高齢・人口減少社会の進行により、地域福祉を支える担い手が減少するなか、単身世帯の増加や社会的孤立の増加など個人・世帯を取り巻く環境の変化に伴い、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化してきております。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大により、人の交流が大きく制約を受け、様々な関係性が希薄化するなか、人とのつながりや地域の支え合いがますます重要になっております。

このような中、国においては子どもや高齢者、障がい者、生活困窮者、制度の狭間で支援が受けられない方など全ての住民が社会に参加し、それぞれの暮らしを支えていく「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められております。

本市では、こうした社会情勢の変化や国の動向等を踏まえて地域福祉を推進していく指針となる「第1次いちき串木野市地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、高齢・介護、障がい、児童、生活困窮など多岐にわたる福祉の各分野における個別計画の上位計画として位置づけられるとともに、複合化した課題の解消を図る「重層的支援体制整備事業実施計画」及び地域福祉と関連のある「成年後見制度利用促進計画」、「再犯防止計画」を盛り込むなど、分野を横断した施策展開の礎となるものです。

策定にあたっては、本市における地域福祉の意識把握のため市民・市内事業所・自治公民館等を対象にアンケート調査を実施するとともに、地域住民と関係機関によるワークショップを開催し地域福祉に係る課題をご検討頂きました。

今後、本計画の基本理念である「誰もが安心して住み続けたいと思えるまちづくり」の実現に向けて、地域の関係団体・関係機関等と連携しながら地域住民が主体となって支え合う地域づくりを推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査やワークショップ、パブリックコメント手続を通じてご意見やご協力を頂いた市民並びに市内事業所の皆様をはじめ、熱心にご検討いただきました、いちき串木野市地域福祉計画策定委員会委員の皆様、関係各位に心から感謝申し上げます。

令和5年3月



いちき串木野市長 中屋謙治



## 【目次】

<b>第1章</b>	<b>計画の策定にあたって</b>	<b>1</b>
第1節	計画策定の背景	1
第2節	社会福祉法の一部改正	2
第3節	計画の性質と位置づけ	5
(1)	計画の性質	5
(2)	地域福祉の概念	6
(3)	計画の位置づけ	7
第4節	計画期間	9
第5節	計画の策定体制と方法	10
(1)	いちき串木野市地域福祉計画策定委員会による検討	10
(2)	アンケート調査の実施	10
(3)	ワークショップの開催	10
(4)	パブリックコメントの実施	10
<b>第2章</b>	<b>いちき串木野市の現状</b>	<b>11</b>
第1節	いちき串木野市の概要	11
(1)	地勢と交通	11
(2)	人口の推移	12
(3)	世帯数の推移	14
第2節	地域福祉の現状	15
(1)	支援を必要とする人の現状	15
(2)	地域福祉を支える人の現状	24
(3)	市民アンケート調査の結果	25
(4)	関係団体等アンケート調査の結果	34
(5)	事業所アンケート調査の結果	36
(6)	ワークショップの結果（概要）	39
<b>第3章</b>	<b>地域福祉計画の課題</b>	<b>44</b>
第1節	計画の課題	44
(1)	地域でお互いに支え合える仕組みづくりの必要性の高まり	44
(2)	相談支援体制の充実と地域福祉のネットワークを強化する必要性の高まり	44
(3)	安全・安心に暮らせる地域づくりの必要性の高まり	45

(4) 自分らしく暮らせる地域づくりの必要性の高まり.....	45
<b>第2節 福祉に関して共通して取り組むべき事項等.....</b>	<b>46</b>
(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して 取り組むべき事項.....	46
(2) 包括的な支援体制の整備.....	50
<b>第4章 地域福祉計画の施策体系.....</b>	<b>51</b>
<b>第1節 計画の基本理念.....</b>	<b>51</b>
<b>第2節 施策体系.....</b>	<b>52</b>
<b>第5章 施策・事業の展開.....</b>	<b>53</b>
<b>基本目標1：地域で支え合う仕組みづくり「地域づくり」.....</b>	<b>53</b>
(1) 住民同士の交流の促進.....	53
(2) ボランティア団体等の育成.....	54
(3) 福祉教育の推進.....	55
(4) 生活支援の推進.....	56
<b>基本目標2：相談支援体制と地域福祉のネットワークを強化する「包括的相談支援、多         機関協働」.....</b>	<b>57</b>
(1) 福祉情報の充実と相談支援体制の強化.....	57
(2) 福祉ネットワークの強化.....	59
(3) 複合的な課題を抱える世帯への対応.....	60
<b>基本目標3：安心して暮らせる地域をつくる.....</b>	<b>61</b>
(1) 災害対策の強化・バリアフリーの推進.....	61
(2) 地域防犯・交通安全対策の強化.....	62
(3) 権利擁護施策の充実.....	63
(4) 犯罪被害者への支援と再犯防止に向けた地域づくり.....	64
(5) 安心して子育てできる環境づくり.....	65
(6) 安心して暮らし続ける環境づくり.....	66
(7) 生活困窮者の自立支援.....	68
<b>基本目標4：自分らしく暮らせる地域をつくる「参加支援」.....</b>	<b>69</b>
(1) 健康増進と孤立防止.....	69
(2) 障がい福祉の充実.....	70
(3) 活動・就労の場の充実.....	70
(4) 制度の狭間で支援を受けられない方の早期発見と相談支援.....	72

## 第6章 地域福祉の推進にあたって ..... 74

### 第1節 計画の推進体制の強化・充実..... 74

- (1) 社会福祉協議会との連携強化 ..... 74
- (2) 民生委員・児童委員等との連携強化 ..... 74
- (3) 自治公民館・まちづくり協議会との連携強化..... 74
- (4) 各種団体・事業者等との連携強化 ..... 74
- (5) 国・鹿児島県、専門分野の関係機関との連携強化..... 75

### 第2節 市民・地域の役割..... 75

### 第3節 計画の点検及び評価 ..... 77

### 第4節 計画の周知..... 78

## 第7章 いちき串木野市成年後見制度利用促進基本計画 ..... 79

### 第1節 計画の概要..... 79

- (1) 計画策定の背景と趣旨 ..... 79
- (2) 成年後見制度とは..... 79
- (3) 計画の位置づけ（計画の法的根拠） ..... 81
- (4) 計画の期間..... 81
- (5) 計画の策定体制..... 81

### 第2節 いちき串木野市における現状と課題..... 81

- (1) 統計データから見たいちき串木野市における成年後見制度を取り巻く現状 ..... 81
- (2) 市民アンケート調査結果..... 84

### 第3節 基本理念と基本的な考え方 ..... 86

- (1) 基本理念..... 86
- (2) 基本的な考え方..... 86

### 第4節 具体的な施策・事業 ..... 87

- (1) 地域連携ネットワークと中核機関の整備 ..... 87
- (2) 広報・啓発活動の充実..... 89
- (3) 相談体制・支援の検討..... 90
- (4) 成年後見制度の利用促進..... 90
- (5) 後見人支援及び不正防止に向けた取組み ..... 92

### 第5節 計画の評価と進行管理..... 92

## 第8章 いちき串木野市再犯防止推進計画..... 93

### 第1節 計画策定の趣旨..... 93

- (1) 計画策定の背景と趣旨 ..... 93
- (2) 計画の位置づけ（計画の法的根拠） ..... 93



(3) 計画の期間.....	94
(4) 計画に基づく再犯防止施策の対象者 .....	94
(5) 計画の策定体制.....	94
<b>第2節 鹿児島県・いちき串木野市における犯罪情勢等 .....</b>	<b>95</b>
(1) 鹿児島県内における刑法犯認知件数 .....	95
(2) 鹿児島県内における刑法犯罪の内訳 .....	96
(3) いちき串木野市における刑法犯罪の認知状況.....	97
(4) 市町村別犯罪率の比較.....	97
(5) いちき串木野市の犯罪率の推移 .....	98
(6) 鹿児島県の検挙人員の推移.....	98
<b>第3節 基本方針.....</b>	<b>99</b>
<b>第4節 計画における取組み .....</b>	<b>100</b>
(1) 犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進.....	100
(2) 安心して暮らすことのできる福祉や教育の行き届いたまちづくりの推進 .....	101
(3) 立ち直ろうとする人を支え、受け入れるまちづくりの推進.....	103
<b>第5節 計画の評価と進行管理.....</b>	<b>104</b>
<b>資料編.....</b>	<b>105</b>
いちき串木野市地域福祉計画策定委員会名簿.....	105
策定の経緯 .....	106

# 第1章 計画の策定にあたって

---

## 第1節 計画策定の背景

わが国においては、急速な少子高齢化の進行や生活様式の変化などを要因として、一人暮らし高齢者の増加や若年層の社会的孤立などが表出するようになってきました。さらに、地域住民同士のつながりが希薄化する中で、虐待や孤独死、消費者被害や生活困窮、子どもの貧困などといった様々な社会課題や生活課題が取り上げられるようになりました。

こうした課題は多様化・複雑化しており、生活困窮者自立支援制度<sup>1</sup>や介護保険制度などの公的な福祉サービスだけでは解決が難しく、また、解決のために必要なサービスを当事者が知らない、利用しないなどといったケースも見られ、制度の枠を超えた支援が今まで以上に重要となっています。

一方で、災害時の助け合いや日頃の見守りなどの重要性は東日本大震災以降、再認識されることとなりました。普段の暮らしの中でも他人を思いやり、地域における人と人とのつながりを大切にする社会を構築し、誰もが安心して暮らしていくことのできるいちき串木野市（以下「本市」という。）の実現を図っていく必要があります。

本市では、これまでも分野別の福祉施策を関係課、関係機関等と連携し、各種地域福祉施策の推進に努めてきました。

現在、本市では高齢になっても誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる社会を実現するための一体的な支援の仕組みである「地域包括ケアシステム<sup>2</sup>」の構築を進めています。「地域包括ケアシステム」の構築には、個別支援の充実とこれを支える地域づくりを同時に進めることが求められ、多様な担い手による多様なサービスが提供されるための体制づくりが必要です。本市に暮らす住民と地域の様々な団体、事業者、行政等が協力し、地域で支える「地域包括ケアシステム」を推進するとともに、地域づくりの活動を一体的に推進し、課題を解決していく「地域福祉」の活動を引き続き進めていく必要があります。

---

<sup>1</sup> 生活保護に至っていない生活困窮者に対し、「第2のセーフティーネット」として、包括的な支援を行い、自立の促進を図る制度。

<sup>2</sup> 高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように整備された地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

また、厚生労働省が提唱する「『我が事・丸ごと』地域共生社会<sup>3</sup>」を実現するためには、地域に暮らす人々が状況に応じて「支えられる側」、「支える側」の両方となり、相互に助け合うことのできるまちをつくっていく必要があります。

本市を取り巻く現状を踏まえつつ、いちき串木野市における「福祉のまちづくり」を一層進めていくため、「第1次いちき串木野市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## ■地域福祉とは■

### 地域福祉とは

それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方を指します。

## 第2節 社会福祉法の一部改正

平成29年6月公布の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」により、社会福祉法の一部改正が行われました。市町村においては、包括的な支援体制の整備（第106条の3）のほか、市町村地域福祉計画の策定（第107条）に努めるものとされています。

さらに、平成30年4月の社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正により、地域福祉計画の策定が努力義務となりました。

改正された社会福祉法を受け、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」として掲げられている事項は次のとおりです。

---

<sup>3</sup> 公的な福祉サービスに頼るのではなく、地域に暮らす人たちが共に支え合い、課題を解決していく地域社会のこと。地域への関心を高めた住民と縦割りをなくした行政が一緒になって地域で孤立した人たちを支えていくことが求められる。

## ■福祉に関して共通して取り組むべき事項■

- ① 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
- ② 高齢、障がい、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ③ 制度の狭間<sup>4</sup>の課題への対応の在り方
- ④ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- ⑤ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- ⑥ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- ⑦ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ⑧ 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ⑨ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- ⑩ 高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- ⑪ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- ⑫ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ⑬ 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- ⑭ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取り組みの推進
- ⑮ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ⑯ 全庁的な体制整備

また、包括的な支援体制の整備に関する事項として、「住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備等」、「『住民に身近な圏域』において、地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築」、「市町村における包括的な相談支援体制の構築」が掲げられています。

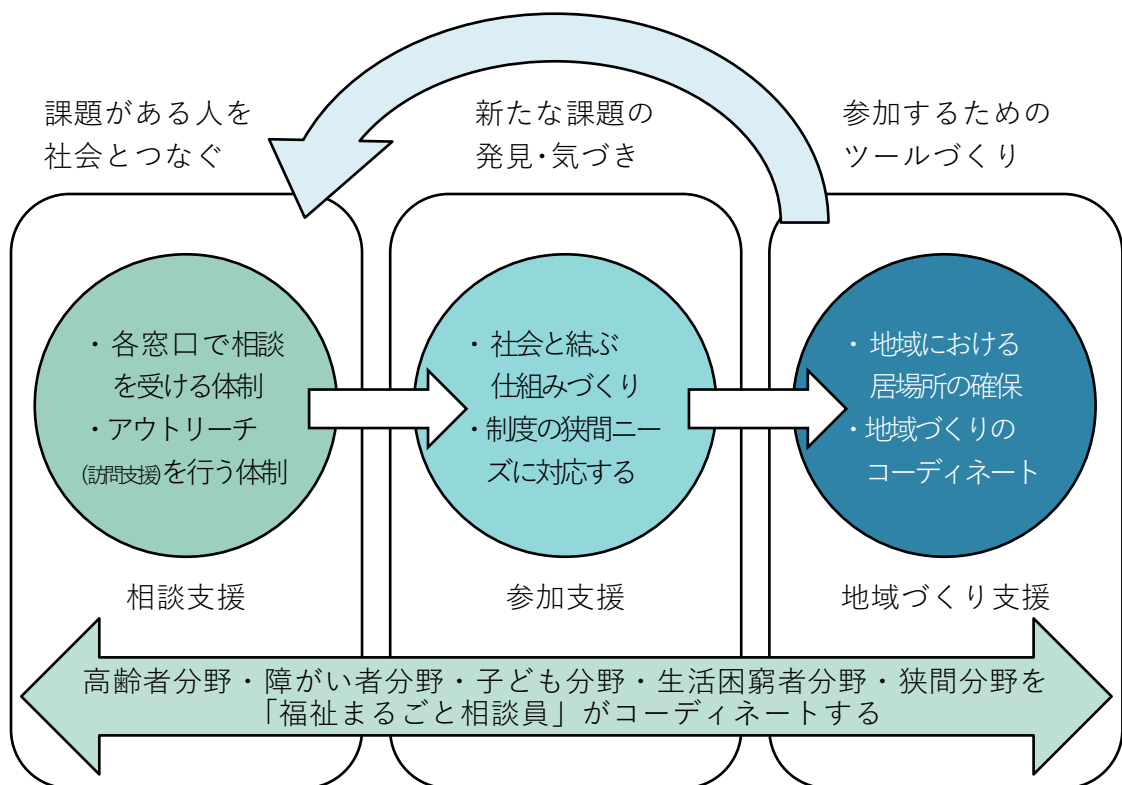
<sup>4</sup> 公的福祉サービスでは対象とならない福祉ニーズ・生活課題が生じている状態のこと。

加えて、地域共生社会の実現に不可欠となる「包括的な支援体制」を構築するために、令和3年4月に社会福祉法が改正され、新たに「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

本市では、新たなワンストップ窓口をつくらず、市全体の支援関係機関が既存の取組みを活用し、本計画で目標とする地域共生社会の実現を目指すものです。

本市では、この事業に取り組むことで、複数の分野にまたがる相談や制度の狭間のニーズに対応し、一人ひとりの状況に応じた支援を充実させていきます。複合化する事例は既存の合議体を活用しながら、支援に関わる機関の役割分担と進捗をコーディネートする「福祉まるごと相談員」を設置し、支援に取り組めます。

#### ■いちき串木野市が考える重層的な支援体制■



## 第3節 計画の性質と位置づけ

### (1) 計画の性質

本計画は社会福祉法第107条の規定に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として策定するものであり、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的として定めます。

本文中の年次表記及び年度表記については、すべて和暦で統一しています。ただし、一部の表記については、社会事象の名称や説明として公的に使用されるものがあるため、その限りではありません。また、「障害」の表記については、障がいのある人の人権をより尊重する観点から、可能な限り「害」の字を「がい」とひらがなで表記することとしています。ただし、法律の名称やサービスの名称、診断名称などについては、これまでどおりの表記を使っています。

#### ■社会福祉法（抜粋）■

##### (市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
  - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

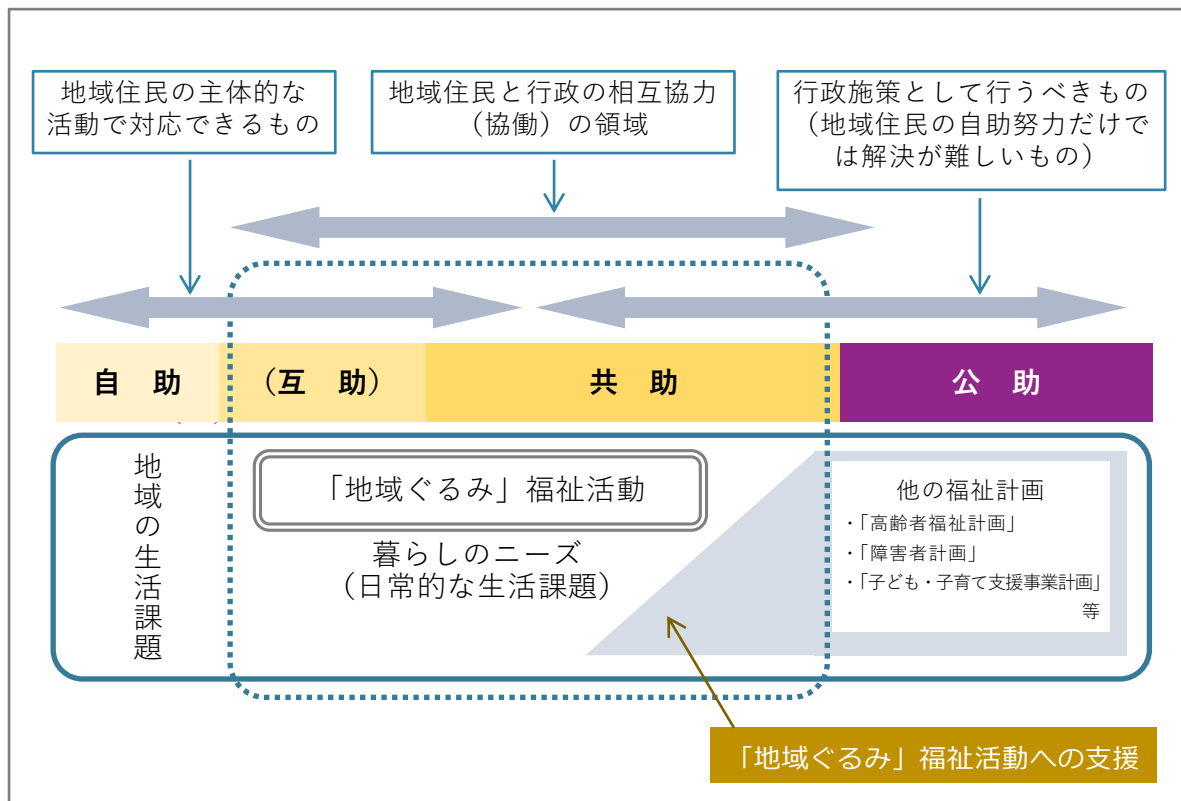
## (2) 地域福祉の概念

「地域福祉」とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方を指します。

少子高齢化や核家族化、就業形態の変化など、社会情勢が変化していく中で、普段の暮らしの中で不安や困りごとを抱える人がいることが明らかになってきています。こうした生活課題は、家庭や地域のつながりの希薄化が進み、既存の行政や民間のサービスだけでは対応が難しいことが多くなっています。

すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、法律や制度による公的なサービスだけでなく、地域に暮らす人々が相互に助け合う関係性を構築し、地域に関わるすべての人が行政や専門機関と協働し、支援を必要としている人を支えていく地域福祉の新たな仕組みづくりが重要となっています。

### ■自助・互助・共助・公助の関係性■



### (3) 計画の位置づけ

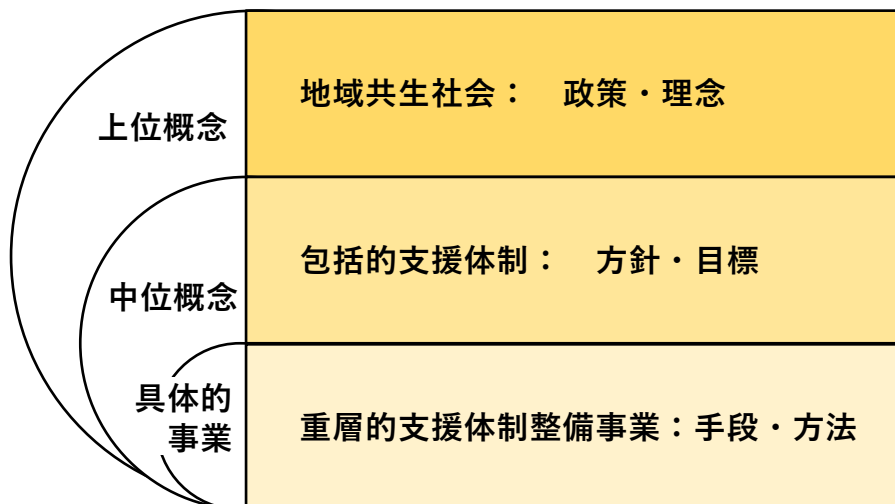
本計画はいちき串木野市総合計画を上位計画とする計画であり、福祉分野における部門別計画の上位計画として位置づけられるものです。福祉（子ども・子育て、高齢者福祉、障がい者福祉等）に関する既存の計画における基本的な考え方や理念等を相互に関連づけるとともに、各計画の地域福祉に関する関連施策の実現に向けて、基本方針と施策展開の方向性を明らかにしています。

また、本計画は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に定める「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」の内容と「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」の内容を含むものです。さらに、地域福祉計画と成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画の3計画を一体的に策定することによって、より効果的な施策の展開を図ることとします。

なお、いちき串木野市社会福祉協議会が策定する「いちき串木野市地域福祉活動計画」は、地域住民と社会福祉の活動及び事業の推進を目的とする団体等とともに、地域福祉の推進に取り組むための活動計画です。社会福祉協議会が、地域福祉推進の中心的な役割・機能を果たしていくために、地域を支える各種団体と協働しつつ、これからの福祉のまちづくりに向けた具体的な活動を明確にするための計画です。

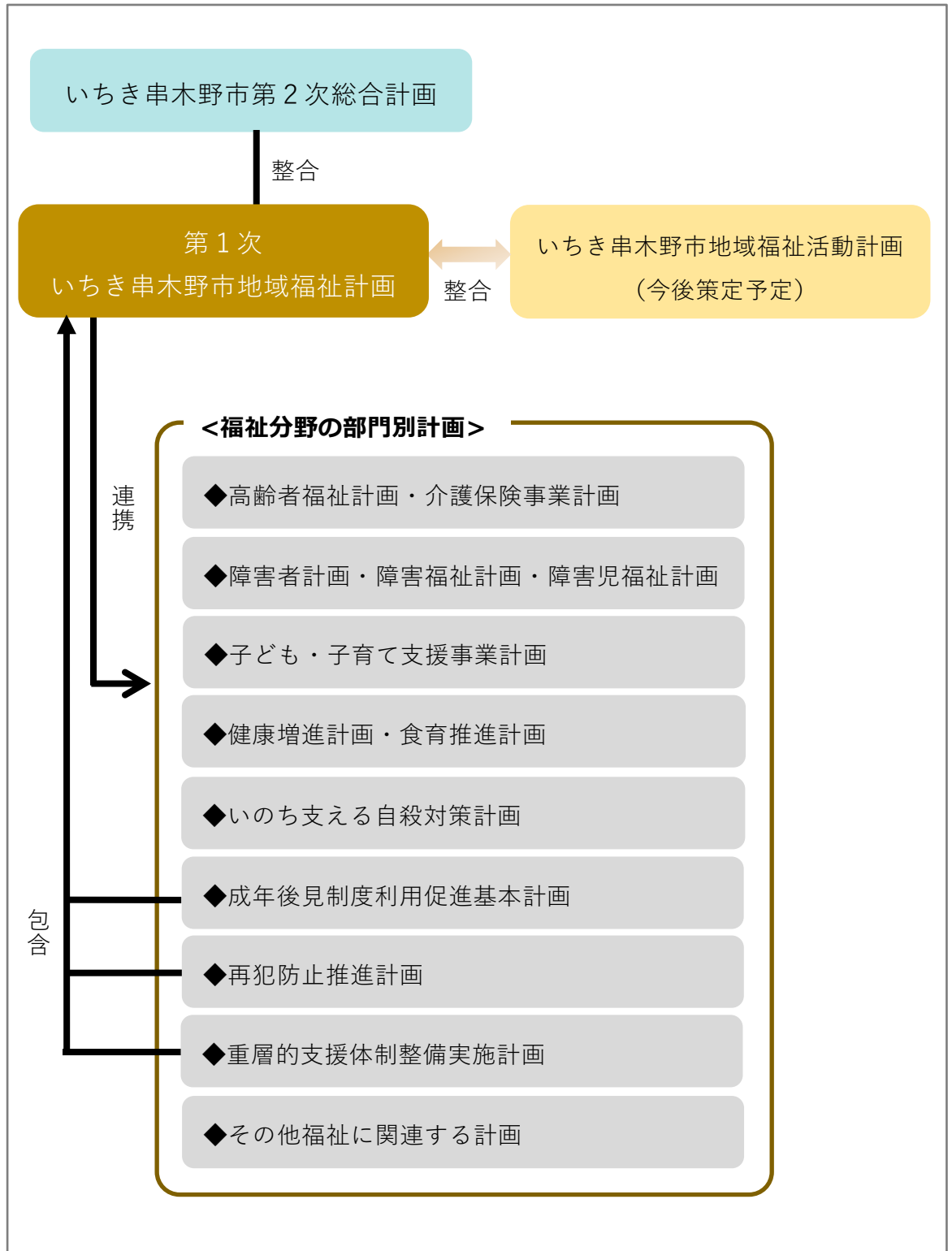
併せて、重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、事業計画は本計画に包含し、既存の相談支援体制や地域づくりに関する事業を最大限に活用しながら包括的支援体制の構築のために福祉分野の部門別計画と連携しながら「属性を問わない相談支援」「多様な参加支援」「地域づくり」を実施し、誰一人取り残さない施策に取り組めます。

#### ■各計画の関係性■

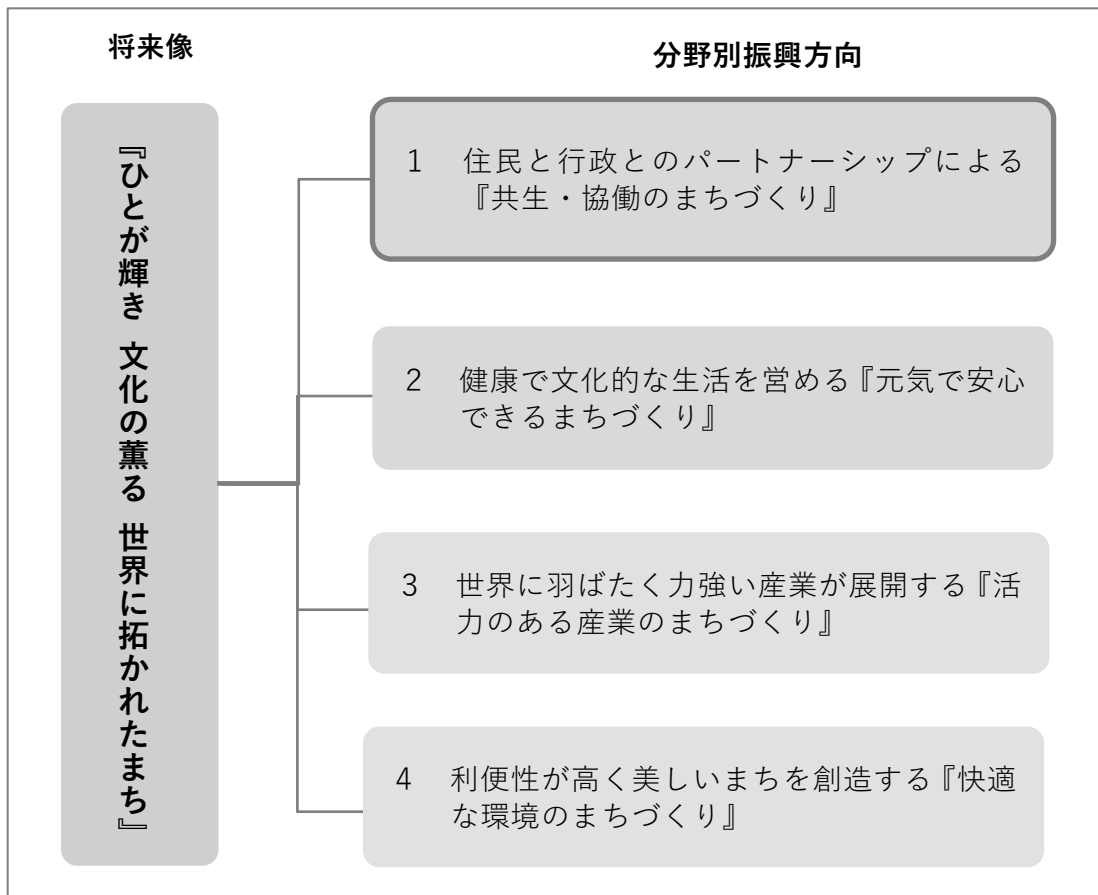




■ 計画の位置づけ ■



■いちき串木野市第2次総合計画（後期基本計画）における施策体系（抜粋）■



## 第4節 計画期間

今回策定する本計画は、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とします。なお、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて随時見直しを行うものとします。

■ 計画期間 ■

年度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
計画	第1次いちき串木野市地域福祉計画									
						(次期) いちき串木野市地域福祉計画				

## 第5節 計画の策定体制と方法

### (1) いちき串木野市地域福祉計画策定委員会による検討

本計画は、本市行政組織の幅広い部門に関連するため、有識者、社会福祉団体等の代表、関係行政機関の職員等から構成される「いちき串木野市地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画の策定及び地域福祉に関する施策の推進について協議するとともに、その提言を計画に反映させています。

### (2) アンケート調査の実施

地域福祉に関する課題や市民のニーズを把握するため、一般市民を対象に「いちき串木野市地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

また、福祉団体及び民生委員・児童委員を対象とする「いちき串木野市地域福祉計画策定のためのアンケート」をそれぞれ実施しました。

### (3) ワークショップの開催

計画に対する市民の意見を把握するため、ワークショップを開催しました。

### (4) パブリックコメントの実施

計画に対する市民の意見を把握するため、パブリックコメント<sup>5</sup>を実施しました。

---

<sup>5</sup> 市が重要な計画などを策定・変更する際、事前にその案を公表し、広く市民等から意見を募集する制度。

## 第2章 いちき串木野市の現状

### 第1節 いちき串木野市の概要

#### (1) 地勢と交通

本市は、鹿児島県の本土西部、市街地の西側を東シナ海に、北側と東側を山々に囲まれた、東西 19.1 km、南北 18.2 km、総面積 112.3km<sup>2</sup>のまちです。

西に白砂青松が続く吹上浜の海岸線を臨み、東に徐福伝説の霊峰冠嶽を控える本市は、これらの地形がもたらす清らかな地下水や温泉、温暖な気候など豊かな自然に恵まれているとともに、3つの駅・2ヶ所の高速インターなど生活環境と利便性にも恵まれています。

江戸時代は陸上交通における九州筋の宿場町として、また海上輸送の一中心地として物資等の集散地となり、宿場町と商業の地として栄える一方、金鉱業と遠洋まぐろ漁業のまちとして栄えてきたという、これまでに累々と積み重ねられた歴史と、そこから生まれた文化があります。

■本市の位置図■



## (2) 人口の推移

住民基本台帳による人口の推移を見ると、総人口は減少が続いており、令和4年は26,557人となっています。

年齢3区分別人口で見ると、年少人口と生産年齢人口が減少を続ける一方で、高齢者人口は増加を続けています。

年齢3区分別人口比率を見ても、年少人口比率と生産年齢人口比率は低下している一方で、高齢者人口比率は上昇傾向で推移しており、令和4年には38.7%となっています。

### ■総人口と年齢3区分別人口の推移■

単位：人、%

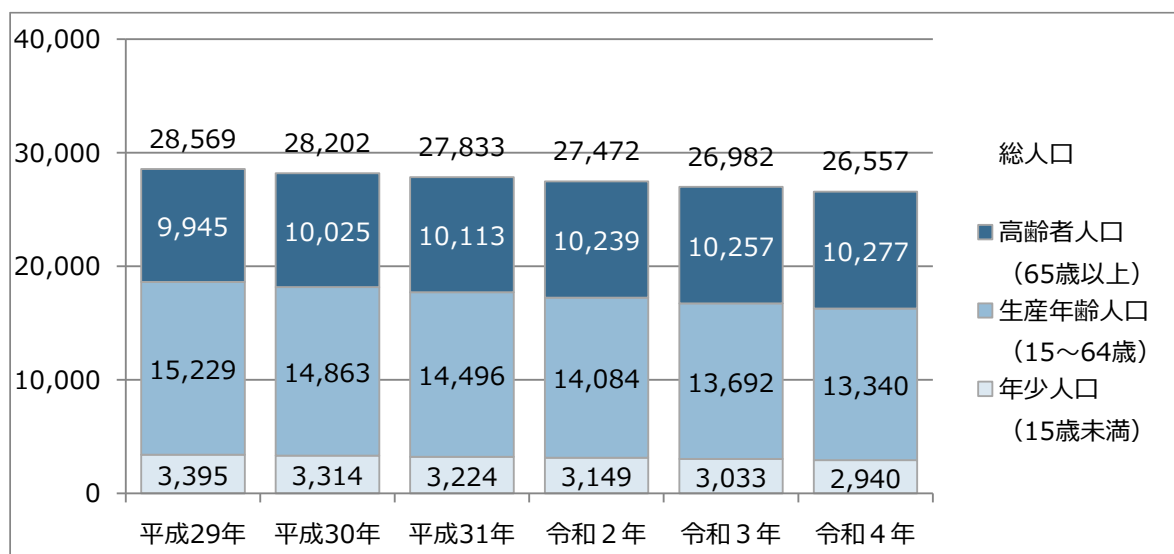
		平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
年少人口	人口	3,395	3,314	3,224	3,149	3,033	2,940
	(構成比)	11.9	11.8	11.6	11.5	11.2	11.1
生産年齢人口	人口	15,229	14,863	14,496	14,084	13,692	13,340
	(構成比)	53.3	52.7	52.1	51.3	50.7	50.2
高齢者人口	人口	9,945	10,025	10,113	10,239	10,257	10,277
	(構成比)	34.8	35.5	36.3	37.3	38.0	38.7
総人口		28,569	28,202	27,833	27,472	26,982	26,557

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

※「年少人口」は15歳未満人口、「生産年齢人口」は15歳以上65歳未満人口、「高齢者人口」は65歳以上人口を指す。

### ■いちき串木野市の人口の推移■

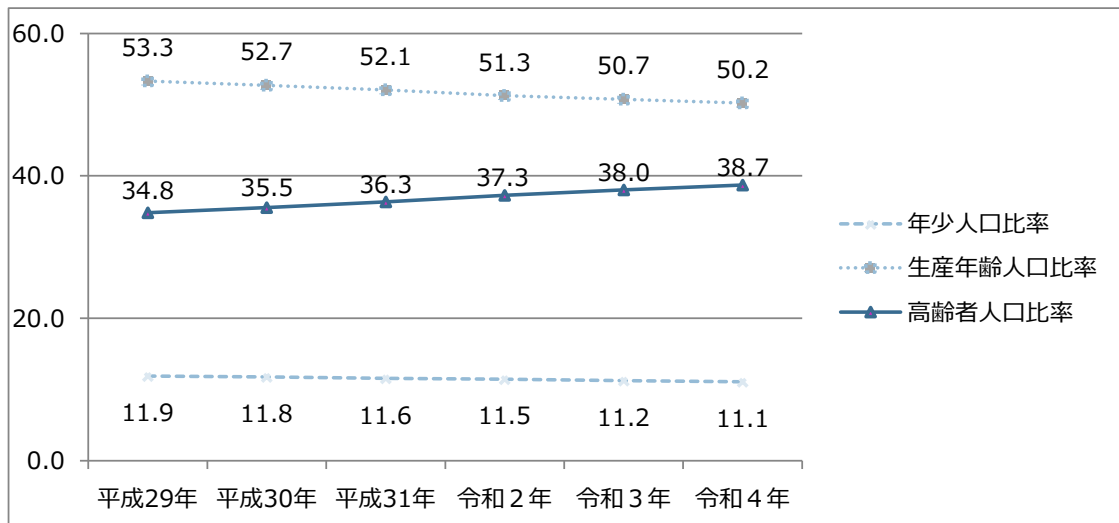
単位：人



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

### ■年齢3区分別人口比率の推移■

単位：％



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

※端数処理のため年齢3区分別人口比率の和は必ずしも100.0%とならない。

### (3) 世帯数の推移

本市の世帯数も減少局面にあり、平成29年以降において13,000台前半で推移しています。

1世帯当たり人員数を見ると、平成29年の2.14人から、令和4年には2.03人へと減少しており、核家族化の進行がうかがえます。

#### ■世帯数の推移■

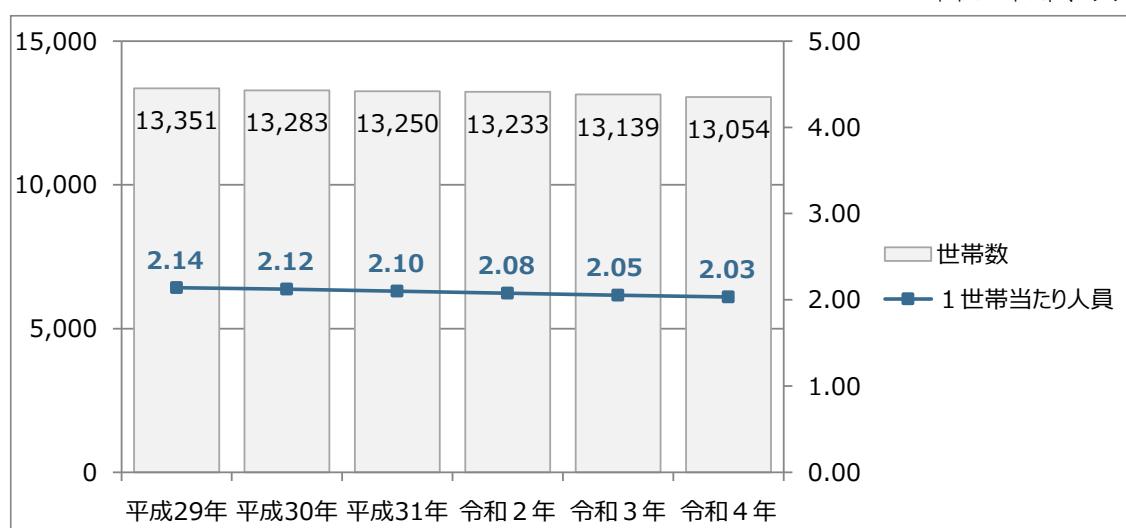
単位：世帯、人

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
総人口	28,569	28,202	27,833	27,472	26,982	26,557
世帯数	13,351	13,283	13,250	13,233	13,139	13,054
1世帯当たり人員数	2.14	2.12	2.10	2.08	2.05	2.03

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

#### ■世帯数と平均世帯人員数の推移■

単位：世帯、人



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

## 第2節 地域福祉の現状

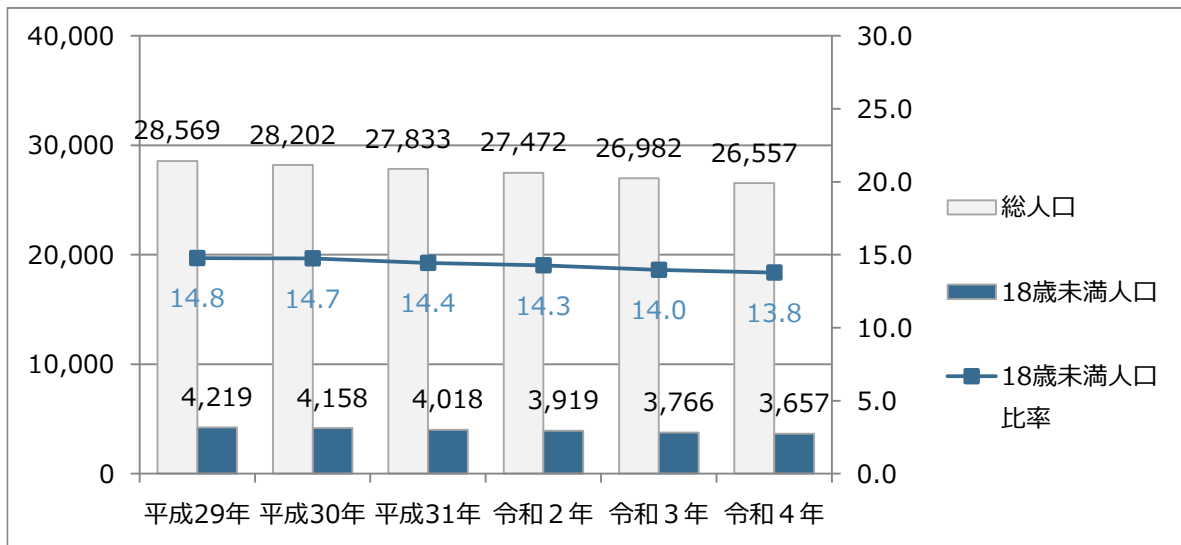
### (1) 支援を必要とする人の現状

#### 1. 子ども・子育て世代の状況

本市に居住する18歳未満の人口は令和4年において3,657人となっており、全人口のうち13.8%を占めています。総人口の減少が進む中、18歳未満人口、18歳未満人口比率はともに低下しています。

■総人口と子ども（18歳未満）人口、子ども人口比率の推移■

単位：人、%



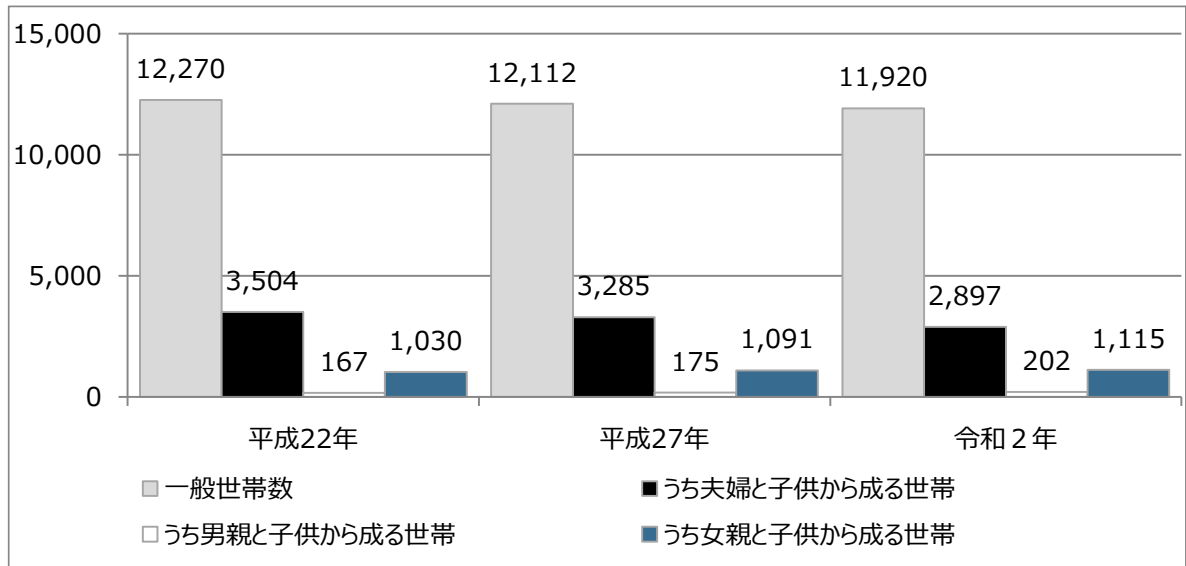
資料：住民基本台帳（各年3月31日）



子どものいる世帯数について見ると、「一般世帯数」、「うち夫婦と子供から成る世帯」は減少する一方で、「うち男親と子供から成る世帯」、「うち女親と子供から成る世帯」は平成22年以降において増加傾向で推移しており、ひとり親世帯は増加傾向にあります。

### ■子どものいる世帯数の推移■

単位：世帯

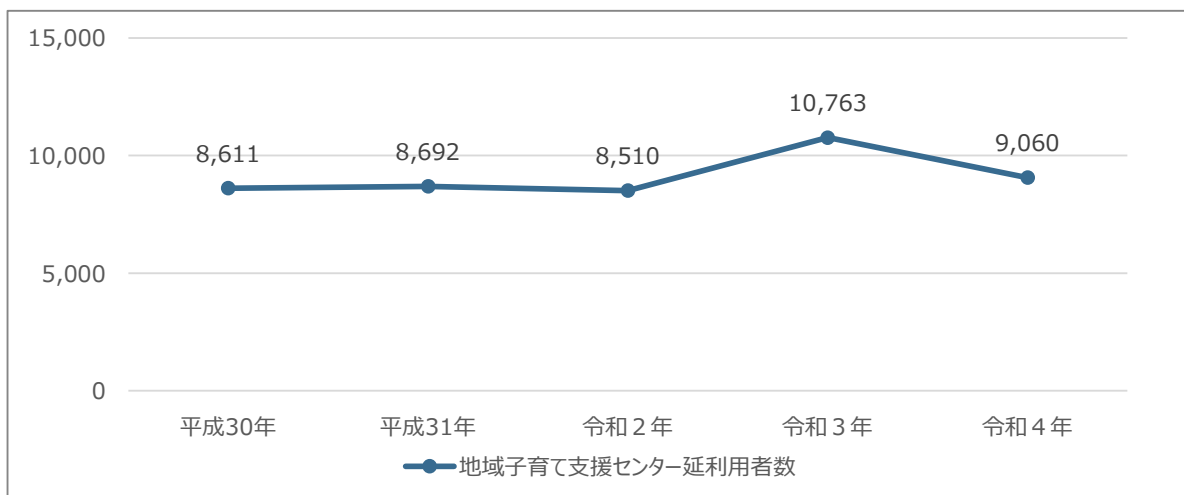


資料：国勢調査

地域子育て支援センターの利用状況について見ると、延利用者数は平成30年以降において増加と減少を繰り返して推移しており、近年では10,000人前後の利用となっています。

### ■地域子育て支援センター延利用者数の推移■

単位：人

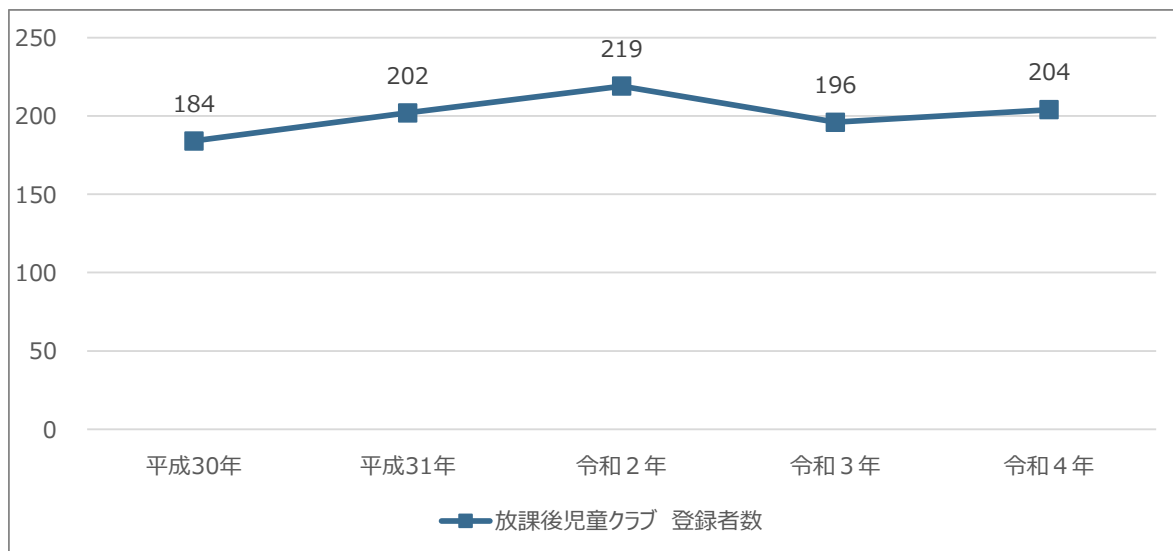


資料：子どもみらい課（各年3月31日）

放課後児童クラブについては、令和3年に登録者数が一時減少しましたが、令和4年には増加に転じ204人となっています。

### ■放課後児童クラブ登録者数の推移■

単位：人

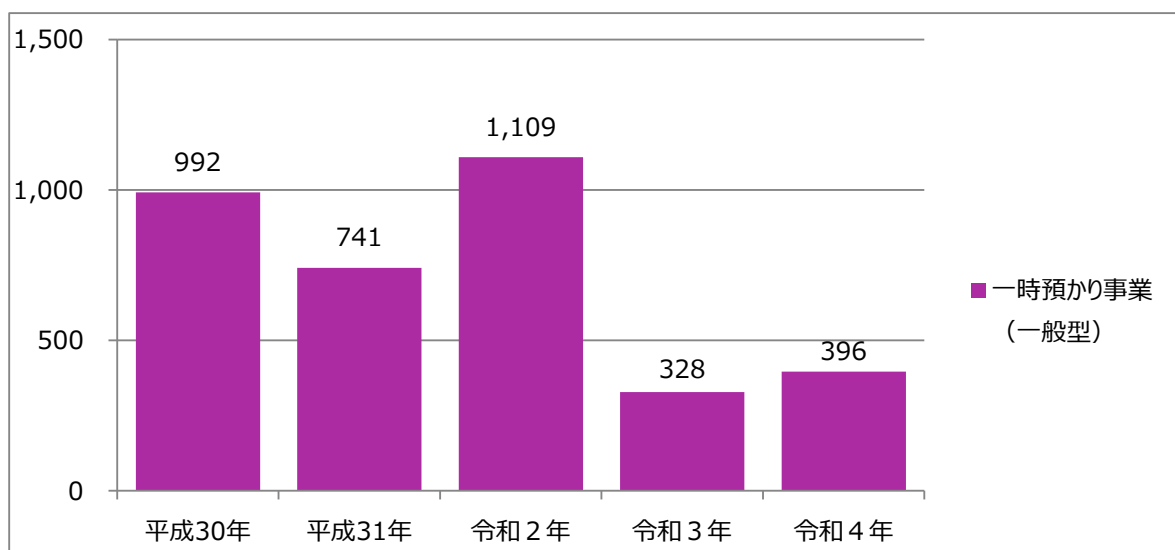


資料：子どもみらい課（各年3月31日）

一時預り事業（一般型）の延利用者数は、平成30年以降において、令和2年の1,109人をピークにその後は減少し、近年では300人台で推移しています。

### ■一時預り事業（一般型）の延利用者数の推移■

単位：人



資料：子どもみらい課（各年3月31日）

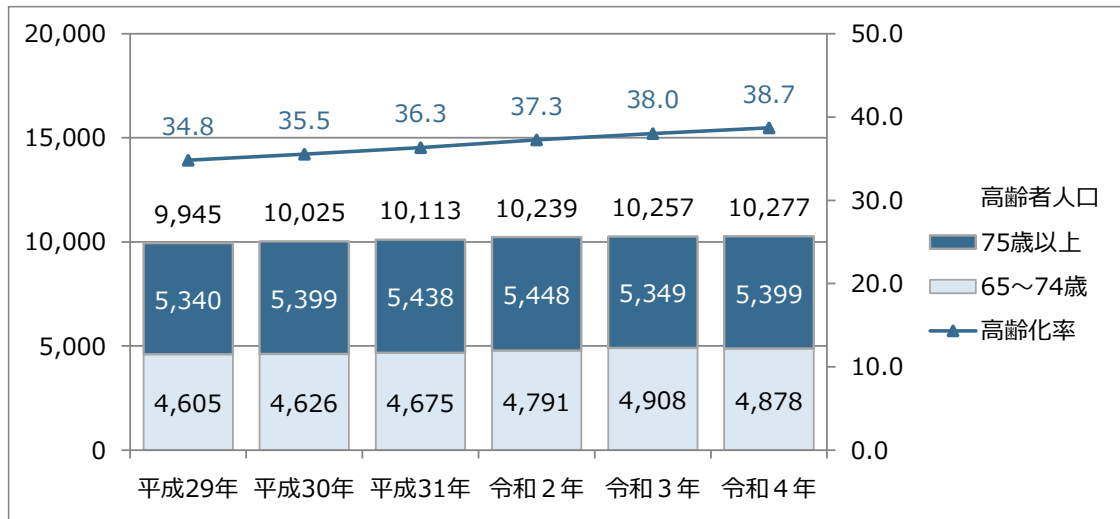
## 2. 高齢者の状況

高齢者数の推移を見ると、平成29年以降、高齢者数、高齢化率はともに増加しており、令和4年の高齢化率は38.7%となっています。

また、65歳～74歳の前期高齢者数は令和4年に減少に転じた一方、75歳以上の後期高齢者人口は一時減少したものの、増加傾向で推移しています。

■高齢者人口と高齢化率の推移■

単位：人、%

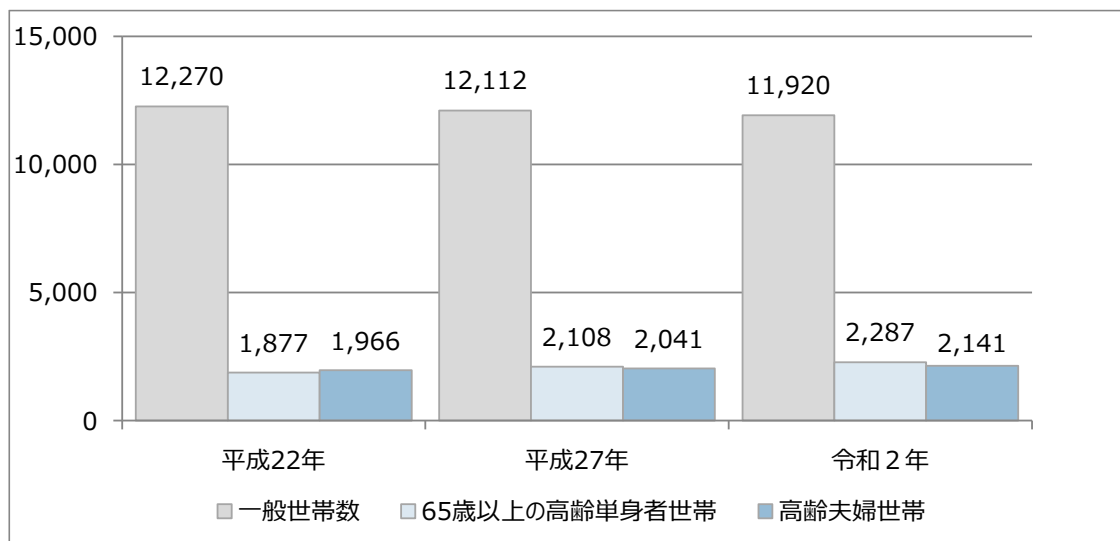


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

また、高齢者のいる世帯について見ると、「65歳以上の高齢単身者世帯」、「高齢夫婦世帯」は増加傾向が続いています。

■高齢者のいる世帯数の推移■

単位：世帯



資料：国勢調査

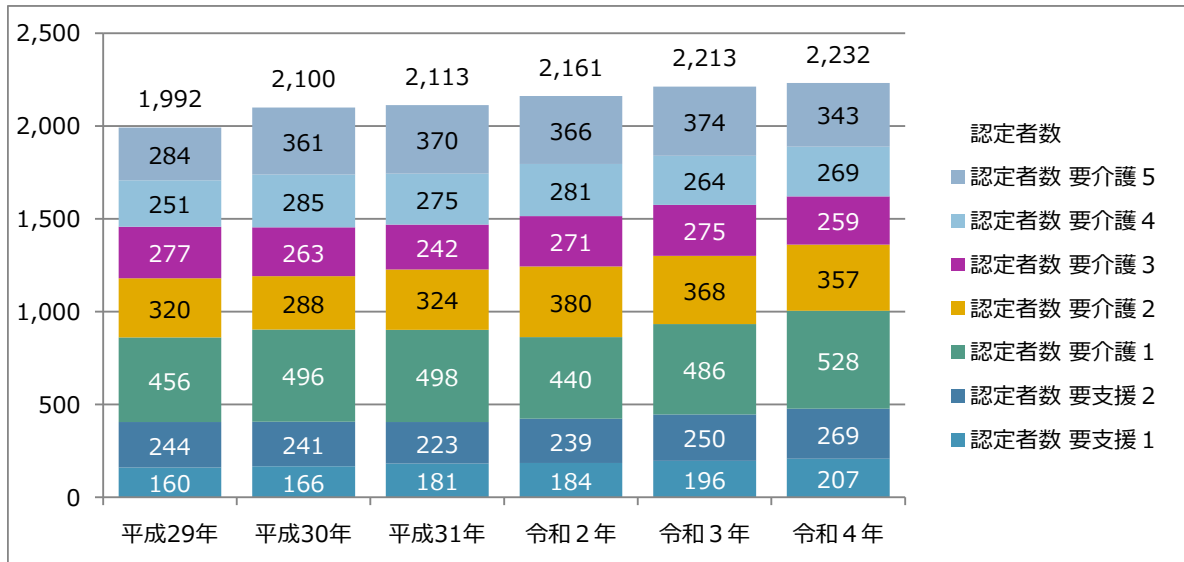
平成29年から令和4年における要介護（要支援）認定者数について見ると、増加が続いており、平成30年以降は2,000人台で推移しています。

令和7年には団塊の世代が75歳以上（後期高齢者）となることを見込まれており、要介護（要支援）認定者数の増加は今後も続くと想定されます。

### ■要介護（要支援）認定者数の推移■

（第2号被保険者を含む）

単位：人



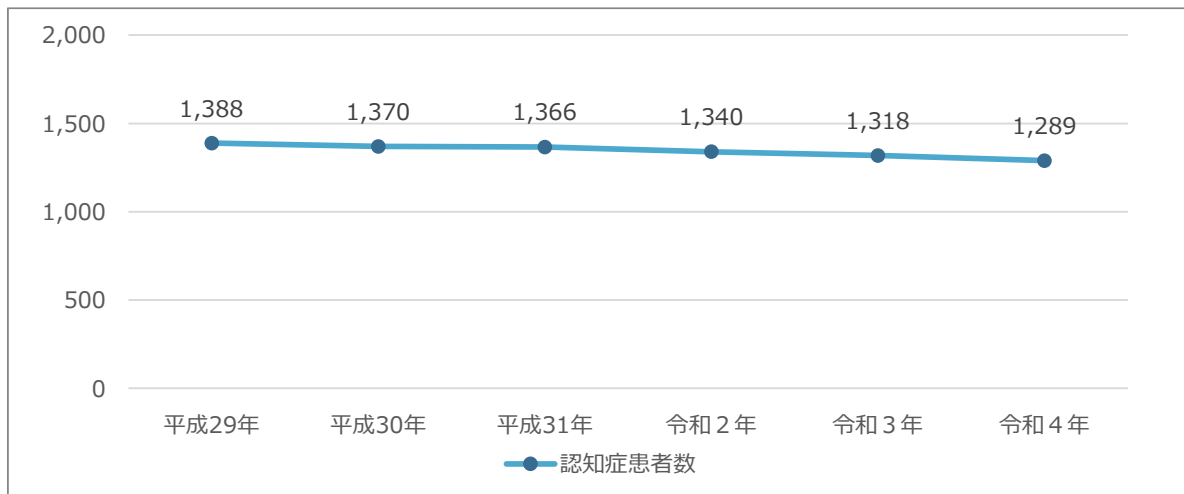
資料：認定ソフト 2021

高齢化が進行する一方で、認知症患者数は緩やかながら減少を続けており、令和4年において1,289人となっています。

### ■認知症患者数の推移■

（認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅡa以上）

単位：人



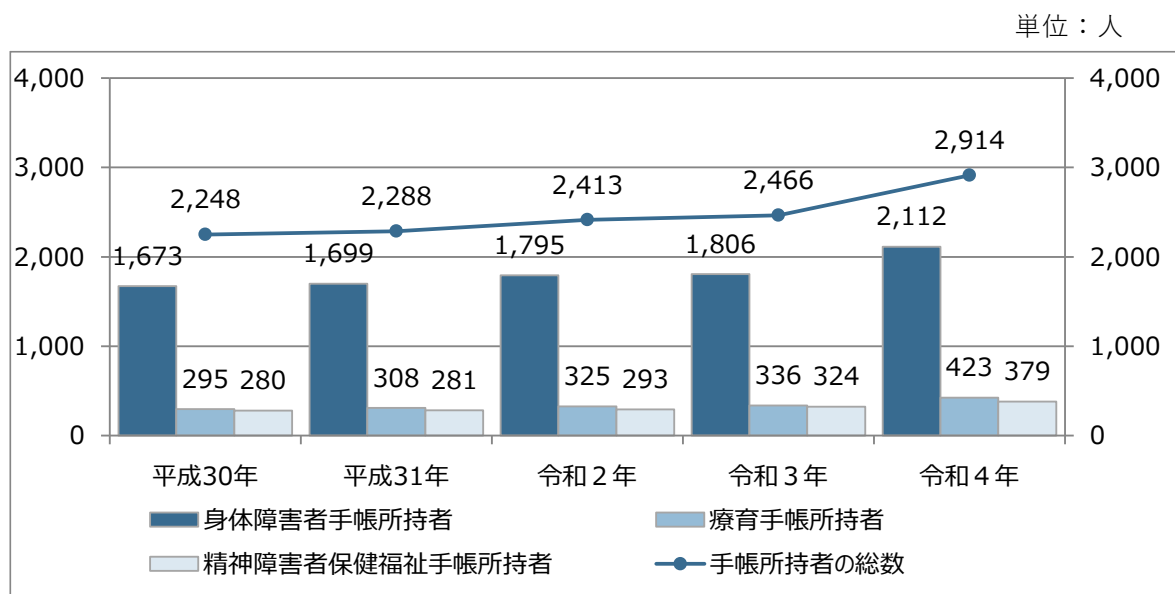
資料：地域包括支援センター（各年3月31日）

### 3. 障がい者の状況

本市に居住する障害者手帳の所持者数（総数）の推移を見ると、一貫して増加が続いています。障がい種別に見ても、身体障害者手帳所持者数、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者はともに増加しています。

なお、発達に不安を抱える児童などでは手帳を取得していないケースも考えられ、実際に何らかのサービスが必要とする人は統計上の手帳所持者数よりも多いことが想定されます。

■障害者手帳所持者数の推移■



資料：福祉行政報告例（各年3月31日）

また、手帳所持者の年齢構成を見ると、令和4年においては18歳未満の身体障害者手帳所持者が身体障害者手帳所持者全体に占める割合は1%程度であり、身体障害者手帳所持者のほとんどが18歳以上の障がい者となっています。

療育手帳所持者について見ると、65歳以上では増加率が高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者については、人数は少ないながら、18歳未満の増加が顕著となっています。

### ■障がい者の手帳所持者数の年齢別推移■

単位：人

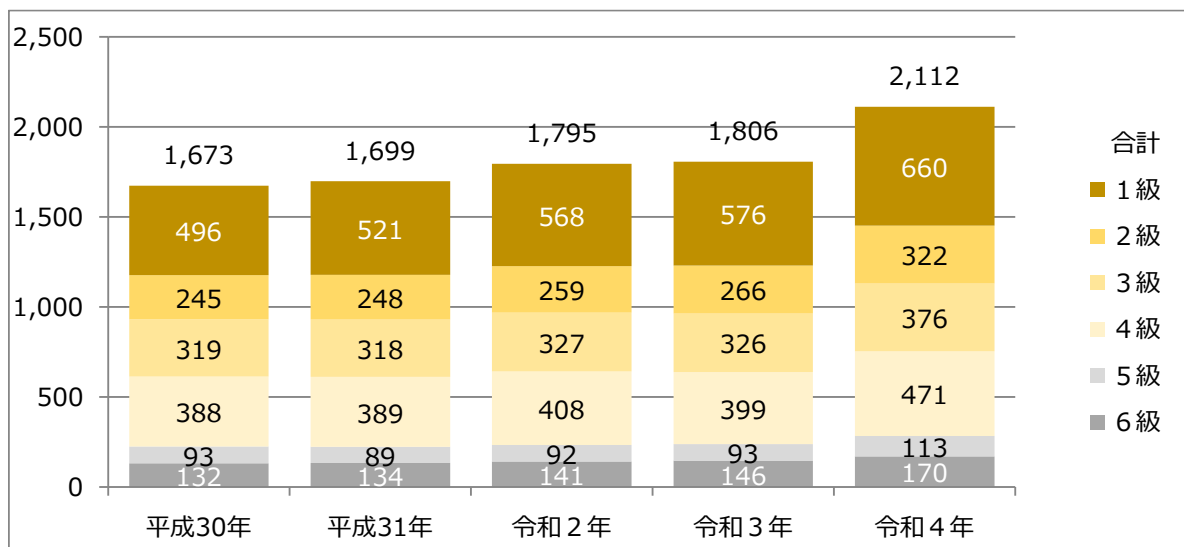
		平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
身体障害者 手帳所持者	18 歳未満	25	21	23	22	23
	18～64 歳	323	325	324	300	361
	65 歳以上	1,325	1,353	1,448	1,484	1,728
	計	1,673	1,699	1,795	1,806	2,112
療育手帳 所持者	18 歳未満	64	76	81	79	83
	18～64 歳	200	199	204	214	284
	65 歳以上	31	33	40	43	56
	計	295	308	325	336	423
精神障害者 保健福祉手 帳所持者	18 歳未満	3	3	3	5	5
	18～64 歳	205	201	211	240	271
	65 歳以上	72	77	79	79	103
	計	280	281	293	324	379

資料：福祉行政報告例（各年 3 月 31 日）

身体障害者手帳所持者数をその等級別に見ると、比較的「1 級」、「2 級」の増加率が高くなっています。

### ■等級別に見た身体障害者手帳所持者数の推移■

単位：人



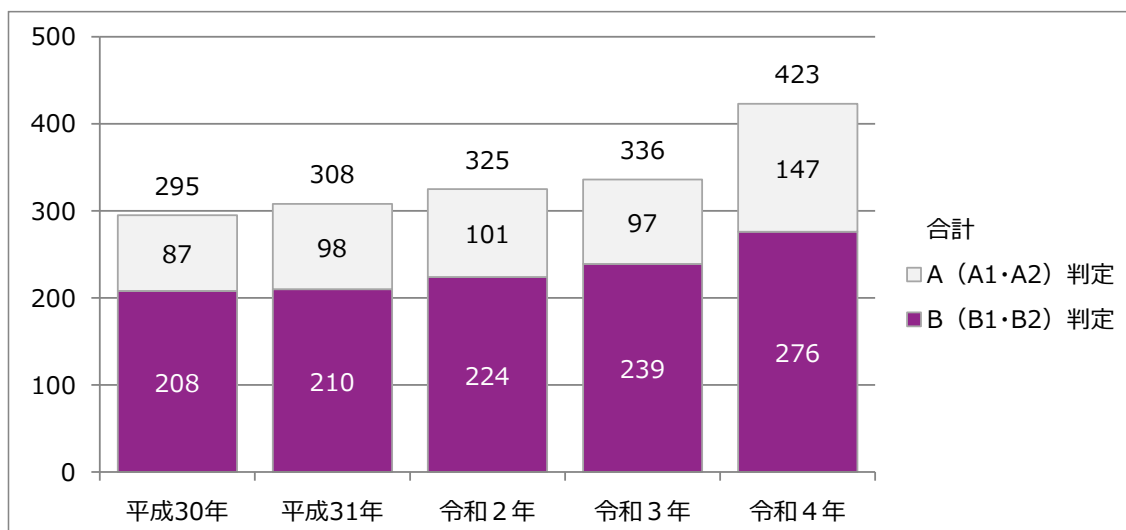
資料：福祉行政報告例（各年 3 月 31 日）

※等級の値が小さくなるほど、障がいの程度が重度であることを示す。

療育手帳所持者数をその等級別に見ると、A（A1・A2）判定は100人前後で推移していましたが、令和4年に147人と大幅に増加しました。B（B1・B2）判定についても増加が続いており、令和4年には276人となっています。

### ■等級別に見た療育手帳所持者数の推移■

単位：人



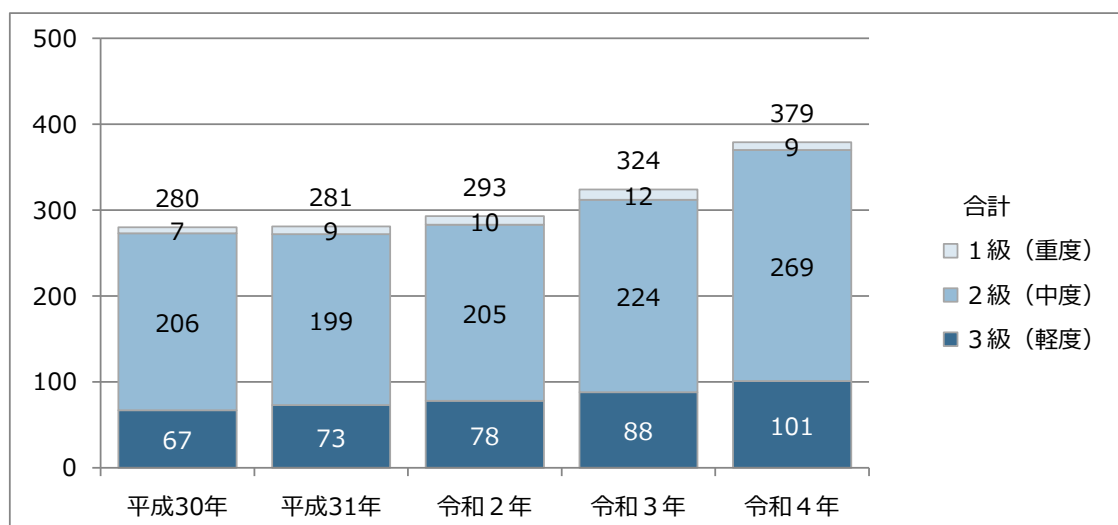
資料：福祉行政報告例（各年3月31日）

※A1は最重度、A2は重度、B1は中度、B2は軽度の判定を示す。

精神障害者保健福祉手帳所持者数をその等級別に見ると、平成30年以降において、1級（重度）は増加と減少を繰り返して推移し、2級（中度）、3級（軽度）は増加が続いており、特に2級（中度）の増加が顕著となっています。

### ■等級別に見た精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移■

単位：人



資料：福祉行政報告例（各年3月31日）

#### 4. その他支援を必要とする人

生活保護の受給世帯と世帯に属する人員はともに減少しており、令和4年において、生活保護世帯数は188世帯、世帯人員は255人となっています。

##### ■生活保護の受給世帯数と世帯に属する人員の推移■

単位：世帯、人

	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
世帯数	221	208	203	202	196	188
世帯人員	334	312	295	285	271	255

資料：福祉行政報告例（各年3月31日）

本市の自殺者数と自殺死亡率については、平成29年以降において、概ね増加と減少を繰り返して推移しています。

##### ■自殺者数と自殺死亡率の推移■

単位：人

	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
自殺者数	4	4	3	4	2	4
自殺死亡率	13.80	14.04	10.70	14.43	7.34	

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（各年3月31日）

（注）自殺死亡率は人口10万人当たりの自殺者数を示す。



## (2) 地域福祉を支える人の現状

### 1. 民生委員・児童委員

民生委員<sup>6</sup>・児童委員<sup>7</sup>数については、平成29年以降において90人台で推移しており、令和4年において93人となっています。

#### ■民生委員・児童委員数の推移■

単位：人

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
民生委員・児童委員数	91	91	91	93	93	90

資料：福祉課（各年12月1日）

### 2. ボランティア団体

ボランティア団体数の推移を見ると、平成31年に登録団体数が大きく増加しましたが、登録者数は減少を続けています。個人での登録は令和2年から令和3年にかけて半数程度まで減少し、その後は40人台で推移しています。

#### ■ボランティアの推移■

単位：団体、人

		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
グループ	団体数	36	34	41	44	43
	所属する人数	9,021	8,003	7,635	7,103	6,935
個人		110	93	90	46	45
登録人数の合計		9,131	8,096	7,725	7,149	6,980

資料：社会福祉協議会（各年3月31日）

<sup>6</sup> それぞれの地域において常に住民の立場で相談に応じ、必要な支援をする人。厚生労働大臣から委嘱されており、児童委員と兼任している。

<sup>7</sup> 地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う人。一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」として指名されている。

### (3) 市民アンケート調査の結果

#### 1. 調査の概要

本計画を策定するにあたり、地域での生活や福祉活動に関する状況を把握するため、一般市民を対象とするアンケート調査（以下「市民アンケート調査」という）を実施しました。

調査の実施概要は以下のとおりです。

#### ■ 調査の実施概要 ■

項目	内容
調査対象	18歳以上の市民
配布数	1,000票
回収数（回収率）	500票（50.0%）
抽出法	無作為抽出
調査方法	郵送法
調査時期	令和4年7月～8月
調査地域	いちき串木野市全域

#### 2. アンケート結果の概要

※以下、基数となるべき実数は、“n = ○○○”として掲載

#### 【回答者の属性について】

回答者の属性は以下のとおりです。性別では女性の回答割合が高く、年齢別では60代、70代の回答割合が高くなっています。

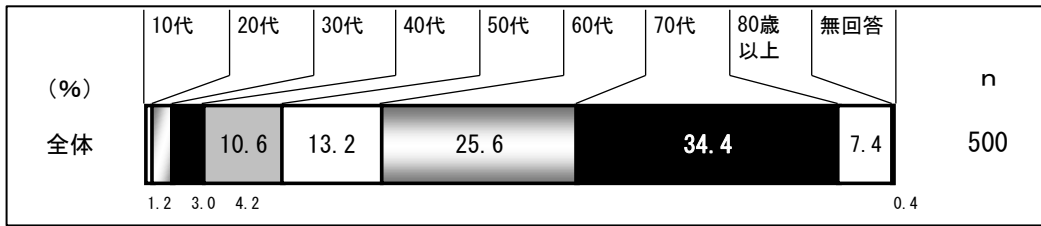
また、回答者の世帯構成は「夫婦だけの世帯」が4割強を占めるほか、同居している家族は「65歳以上の方」が4割台半ばにのぼります。

居住年数については、「20年以上」が8割強を占めており、比較的居住歴の長い方が多いことがうかがえます。

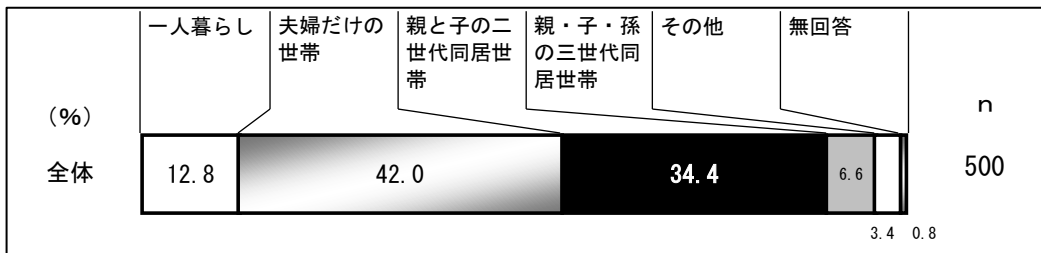
#### ■ 性別 ■



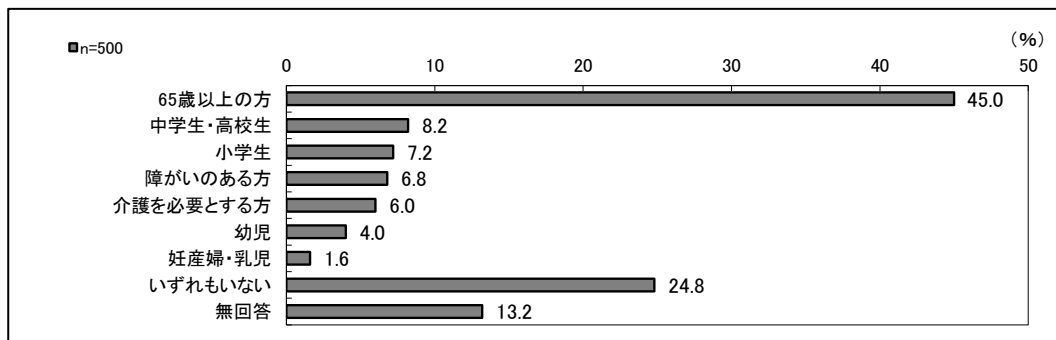
### ■ 年齢 ■



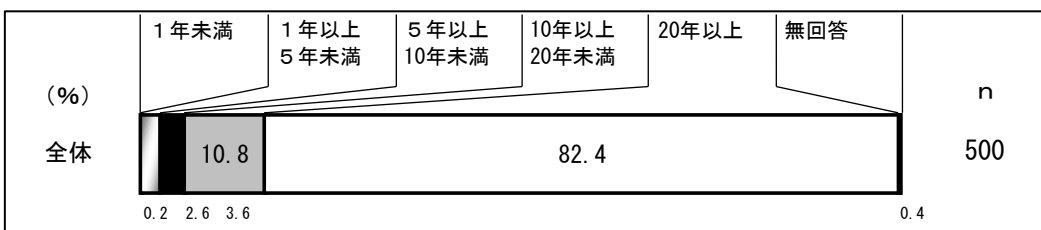
### ■ 世帯構成 ■



### ■ 同居している家族 ■



### ■ 居住年数 ■

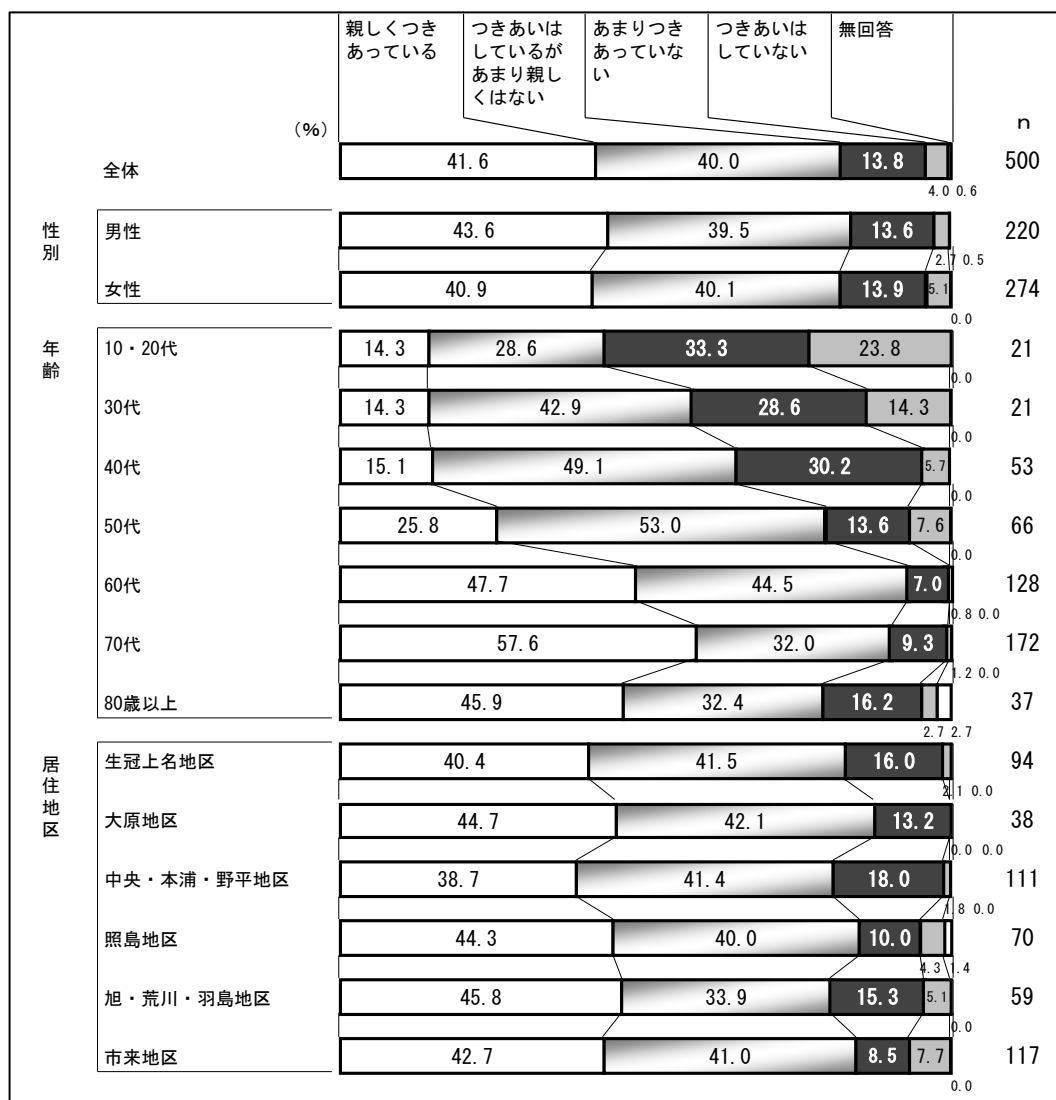


【近所付き合いについて】

近所付き合いの程度については、「親しくつきあっている」が4割強を占め、最も多くなっています。

年齢別に見ると、概ね年齢層が上がるにつれて「親しくつきあっている」の割合が高くなる傾向が見られます。

■近所付き合いの程度■

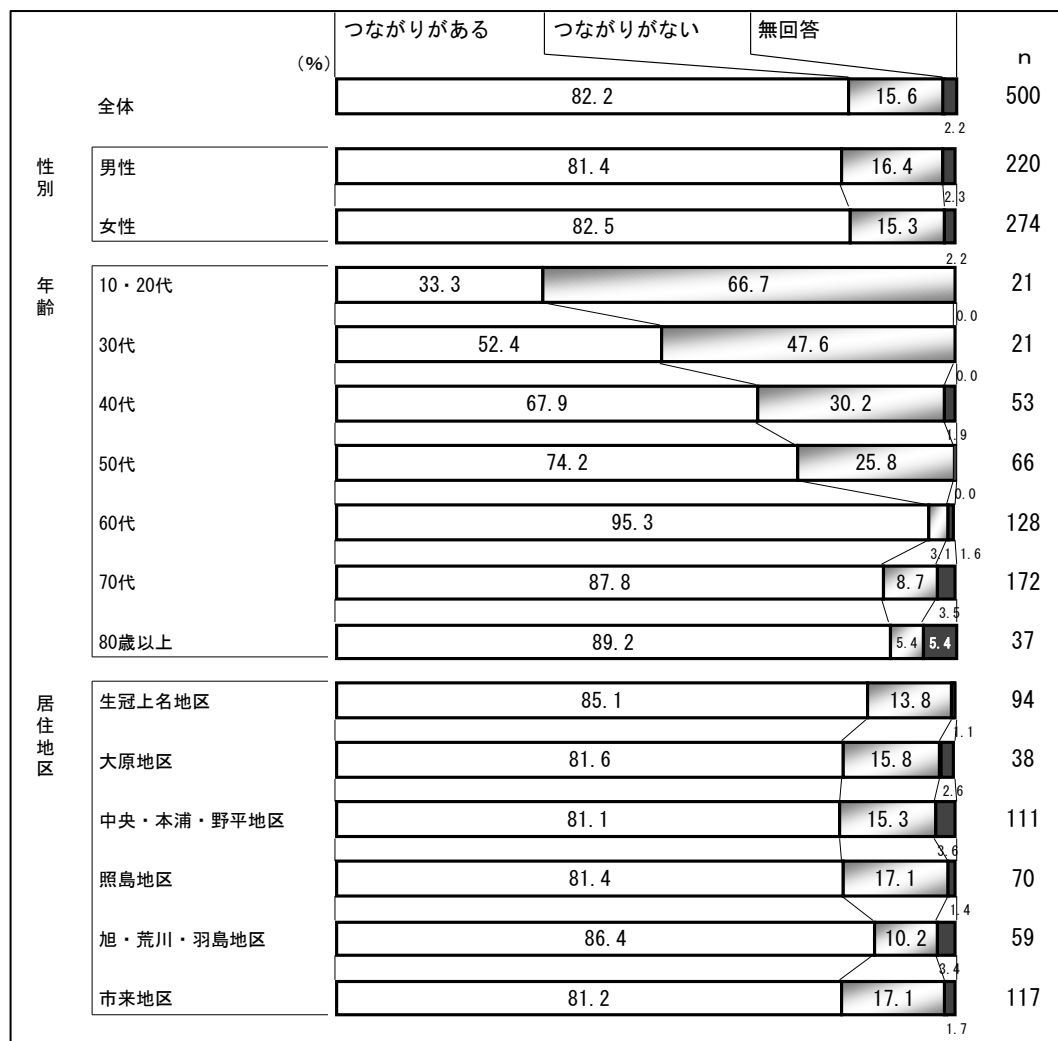


【地域とのつながりについて】

地域とのつながりがあると思うかどうかについては、「つながりがある」が8割強を占めています。

年齢別に見ると、「つながりがある」の割合は、年齢層が上がるにつれて高くなる傾向が見られますが、70代から低下しています。

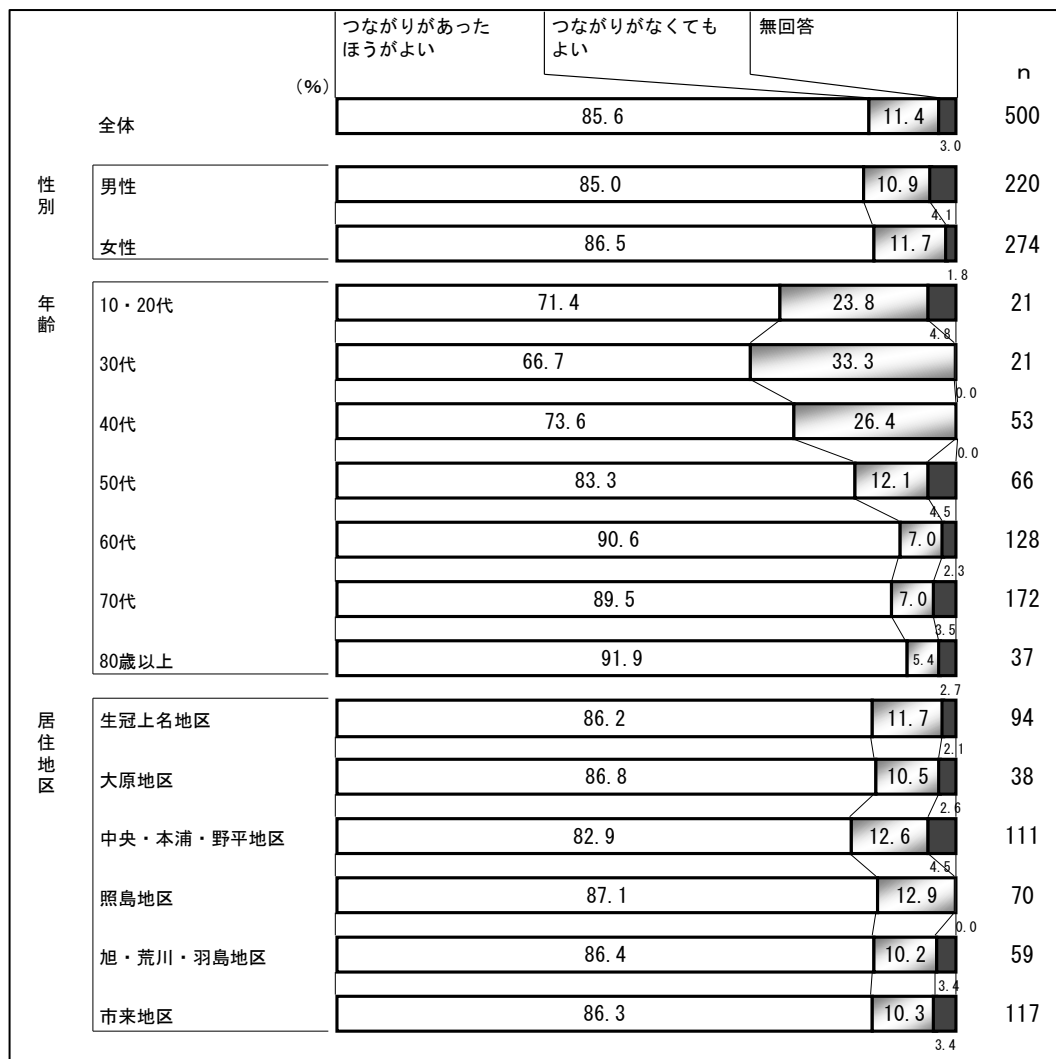
■地域とのつながりがあると思うか■



地域とのつながりがあったほうがよいと思うかについては、「つながりがあったほうがよい」が8割台半ばを占めています。

年齢別に見ると、「つながりがあったほうがよい」の割合は、60代以上では9割前後を占めており、高い年齢層ほどつながりの必要性を認識していることがうかがえます。

■地域とのつながりがあったほうがよいと思うか■

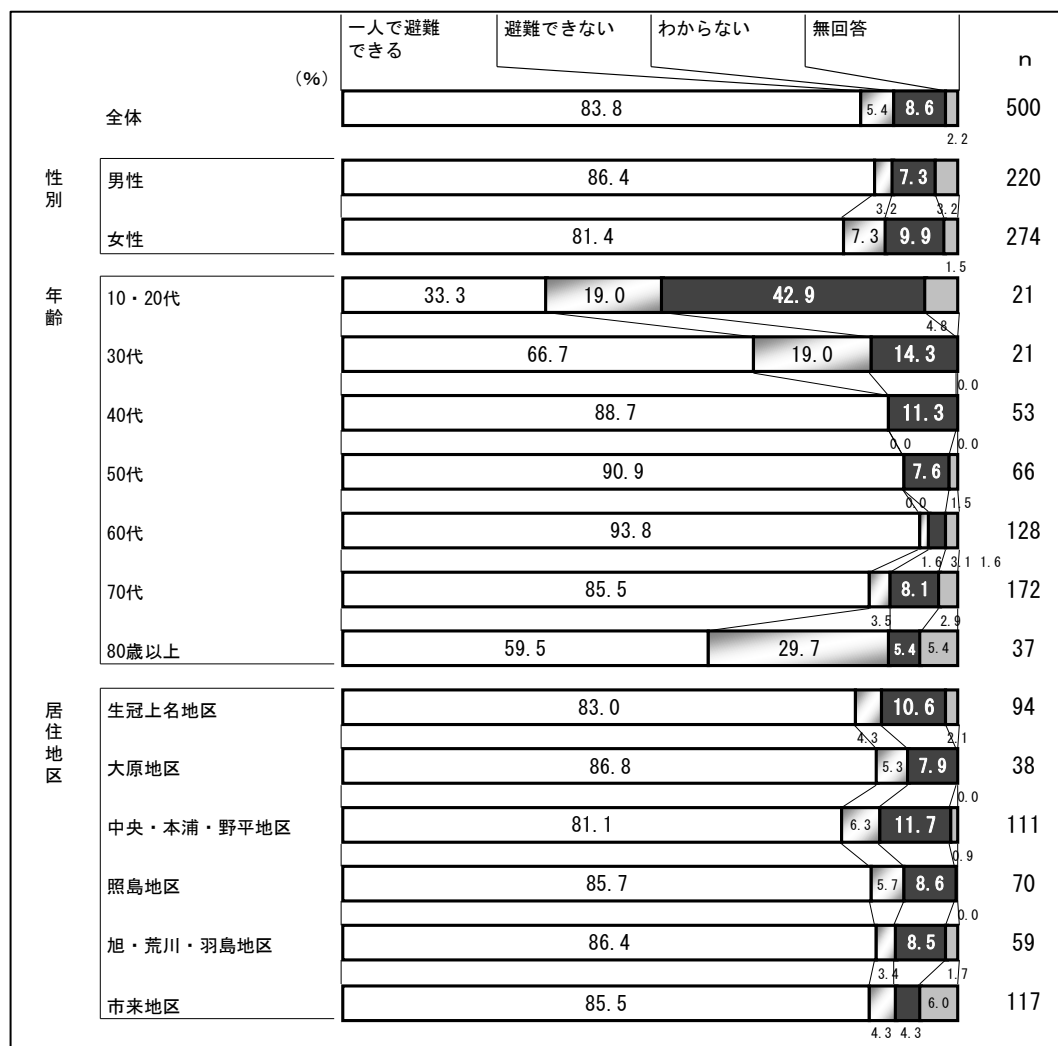


【災害時の対応について】

緊急時に一人で避難できるかについては、「一人で避難できる」が8割強を占めています。

年齢別に見ると、80歳以上では「避難できない」の割合が3割弱を占めるほか、10・20代、30代でも約2割を占めています。

■災害等の緊急時に一人で避難できるか■

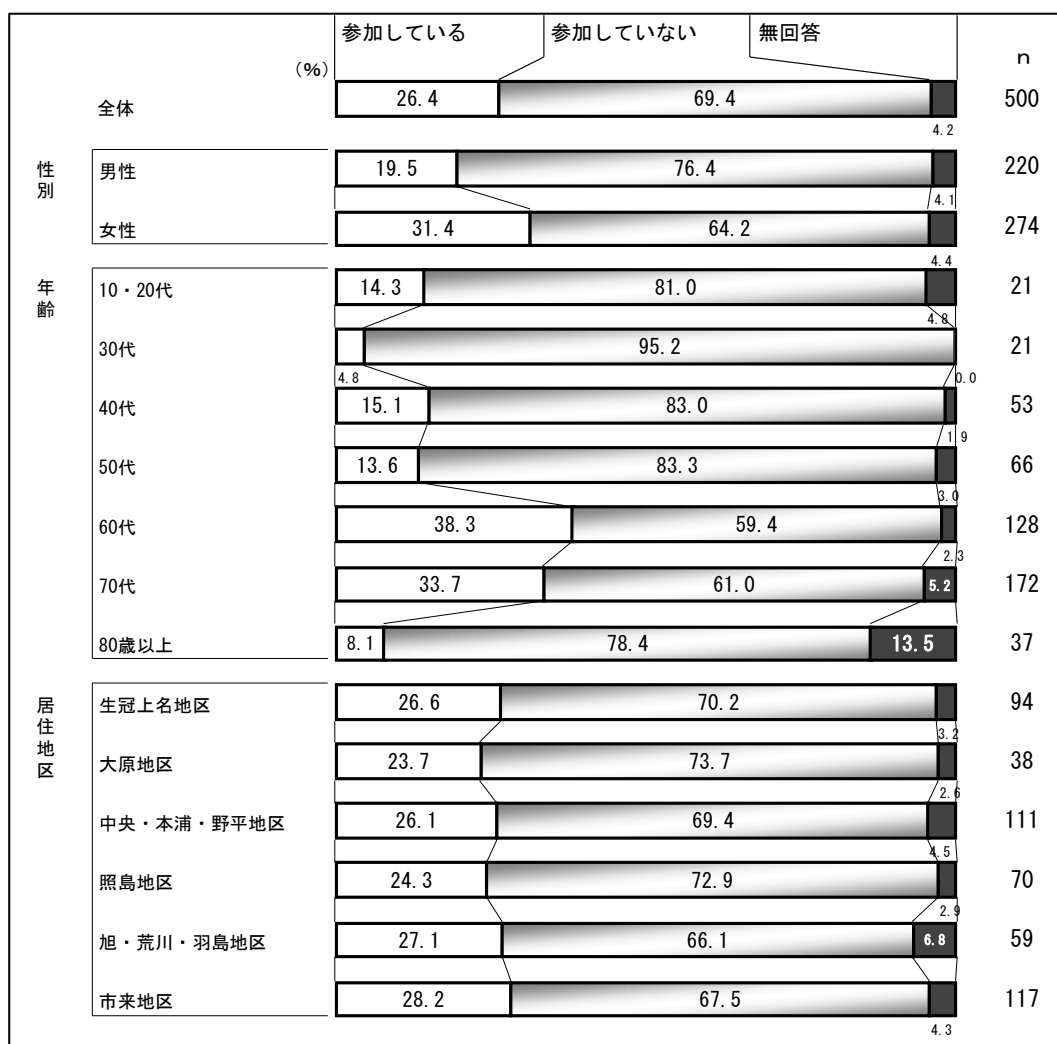


【福祉に関わる地域活動等について】

福祉に関わる地域活動などに参加しているかについては、「参加していない」が約7割を占めています。

年齢別に見ると、「参加している」の割合は、比較的高い年齢層において高く、60代、70代では3割を超えています。

■福祉に関わる地域活動等に参加しているか■



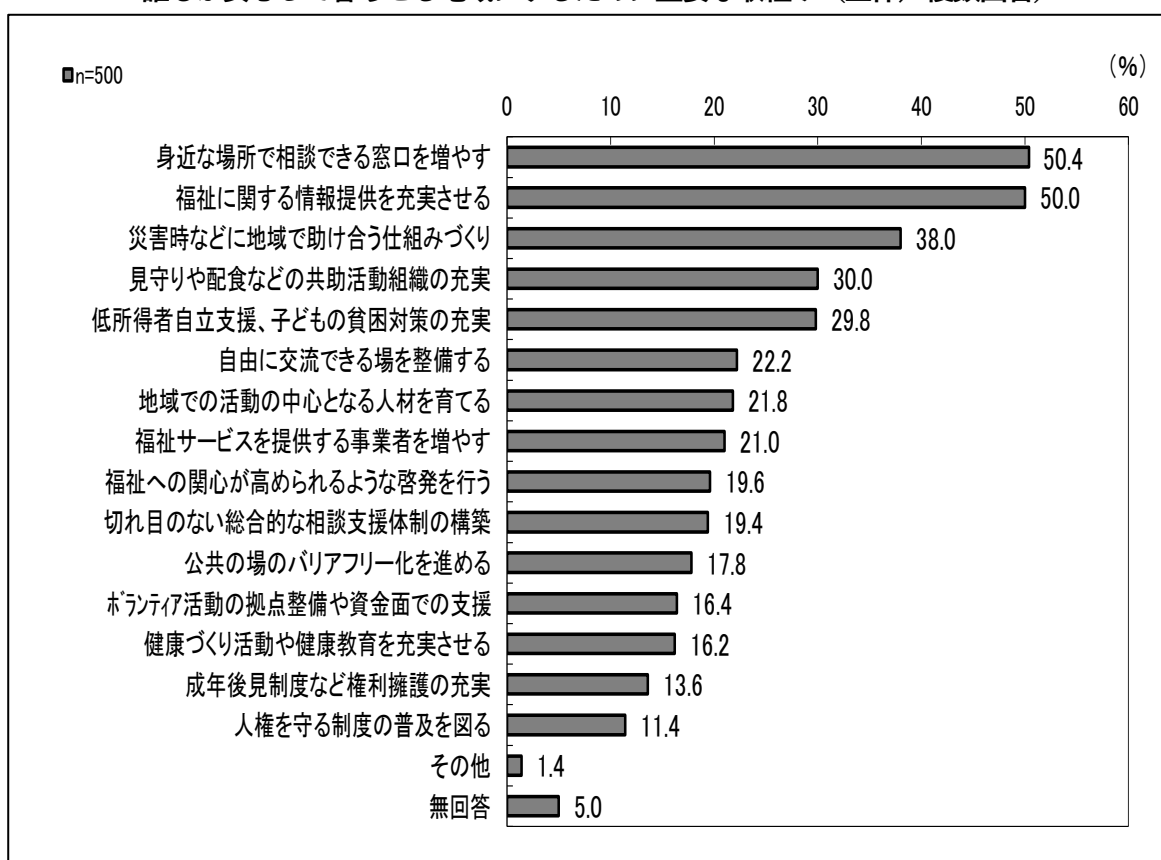


【福祉全般について】

誰もが安心して暮らせる地域にするために重要な取組みについては、「身近な場所で相談できる窓口を増やす」と「福祉に関する情報提供を充実させる」が2大要望となっています。

年齢別に見ると、10・20代では、「低所得者自立支援、子どもの貧困対策の充実」、30代、60代では「身近な場所で相談できる窓口を増やす」、40代、50代、70代では「福祉に関する情報提供を充実させる」、80歳以上では「災害時などに地域で助け合う仕組みづくり」がそれぞれ第1位となっており、年齢層によって安心な地域を形成する上で重要と考える取組みは異なります。

■誰もが安心して暮らせる地域にするために重要な取組み（全体／複数回答）■



■誰もが安心して暮らせる地域にするために重要な取組み（全体、属性別／複数回答）■

（上位3位、単位：％）

		第1位	第2位	第3位
全体		身近な場所で相談できる 窓口を増やす 50.4	福祉に関する情報提供を 充実させる 50.0	災害時などに地域で助け 合う仕組みづくり 38.0
性別	男性	福祉に関する情報提供を 充実させる 48.2	身近な場所で相談できる 窓口を増やす 45.0	災害時などに地域で助け 合う仕組みづくり 35.0
	女性	身近な場所で相談できる 窓口を増やす 55.1	福祉に関する情報提供を 充実させる 51.1	災害時などに地域で助け 合う仕組みづくり 40.5
年齢	10・20代	低所得者自立支援、子ども の貧困対策の充実 42.9	福祉に関する情報提供を充実させる／身近な場所で相 談できる窓口を増やす 33.3	
	30代	身近な場所で相談できる 窓口を増やす 57.1	福祉に関する情報提供を充実させる／公共の場のバリ アフリー化を進める 38.1	
	40代	福祉に関する情報提供を 充実させる 54.7	身近な場所で相談できる 窓口を増やす 50.9	低所得者自立支援、子ども の貧困対策の充実 28.3
	50代	福祉に関する情報提供を 充実させる 48.5	身近な場所で相談できる 窓口を増やす 42.4	福祉サービスを提供する 事業者を増やす 31.8
	60代	身近な場所で相談できる 窓口を増やす 60.9	福祉に関する情報提供を 充実させる 55.5	災害時などに地域で助け 合う仕組みづくり 41.4
	70代	福祉に関する情報提供を 充実させる 49.4	身近な場所で相談できる 窓口を増やす 46.5	災害時などに地域で助け 合う仕組みづくり 42.4
	80歳以上	災害時などに地域で助け 合う仕組みづくり 54.1	身近な場所で相談できる 窓口を増やす 48.6	福祉に関する情報提供を 充実させる 43.2
居住地区	生冠上名地区	身近な場所で相談できる 窓口を増やす 51.1	福祉に関する情報提供を 充実させる 50.0	災害時などに地域で助け 合う仕組みづくり 26.6
	大原地区	福祉に関する情報提供を 充実させる 63.2	身近な場所で相談できる 窓口を増やす 47.4	見守りや配食などの共助 活動組織の充実 36.8
	中央・本浦・ 野平地区	身近な場所で相談できる 窓口を増やす 56.8	福祉に関する情報提供を 充実させる 47.7	災害時などに地域で助け 合う仕組みづくり 42.3
	照島地区	身近な場所で相談できる 窓口を増やす 60.0	福祉に関する情報提供を 充実させる 48.6	災害時などに地域で助け 合う仕組みづくり 41.4
	旭・荒川・羽 島地区	福祉に関する情報提供を 充実させる 57.6	災害時などに地域で助け 合う仕組みづくり 49.2	身近な場所で相談できる 窓口を増やす 45.8
	市来地区	福祉に関する情報提供を 充実させる 46.2	身近な場所で相談できる 窓口を増やす 41.9	災害時などに地域で助け 合う仕組みづくり 38.5

## (4) 関係団体等アンケート調査の結果

### 1. 調査の概要

本計画を策定するにあたり、地域での生活や福祉活動に関する状況を把握するため、市内の各種団体・ボランティア団体、自治公民館などを対象とするアンケート調査を実施しました。

調査の実施概要は以下のとおりです。

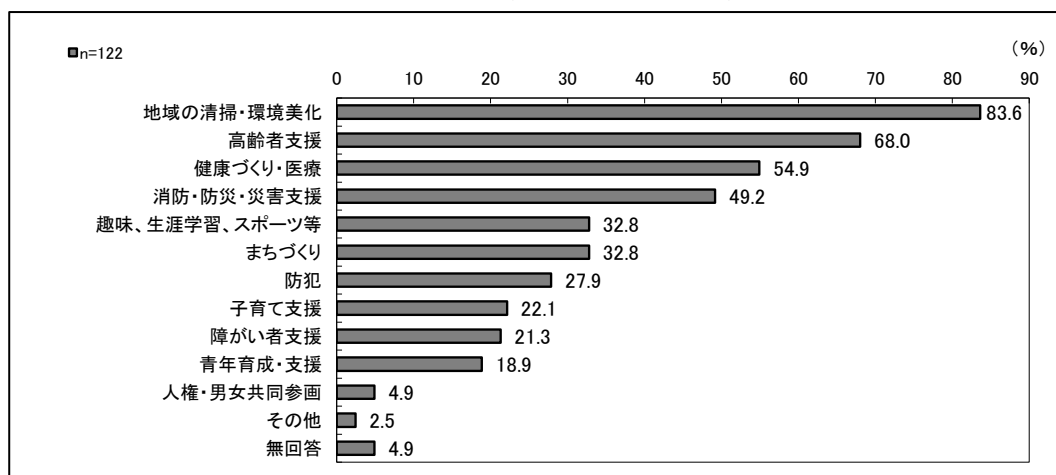
#### ■ 調査の実施概要 ■

項目	内容
調査対象	市内の各種団体・ボランティア団体、自治公民館など
配布数	156票
回収数（回収率）	122票（78.2%）
抽出法	無作為抽出
調査方法	郵送法
調査時期	令和4年8月
調査地域	いちき串木野市全域

### 2. アンケート結果の概要

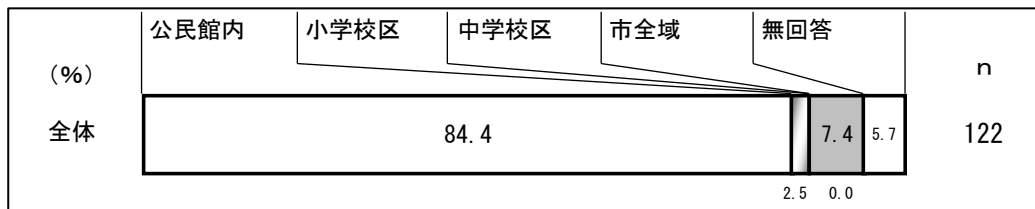
団体の活動分野は、「地域の清掃・環境美化」（83.6%）、「高齢者支援」（68.0%）、「健康づくり・医療」（54.9%）などの順となっています。

#### ■ 活動分野（全体／複数回答） ■



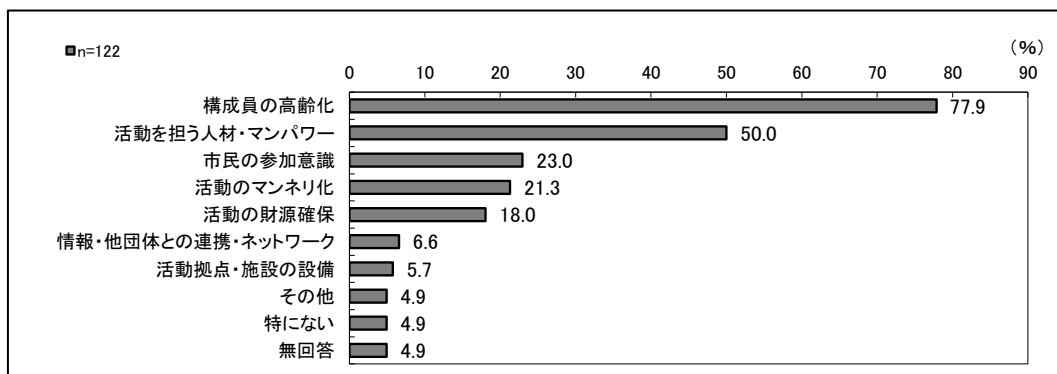
主な活動区域は、「公民館内」（84.4%）、「市全域」（7.4%）、「小学校区」（2.5%）となっています。

### ■主な活動区域■



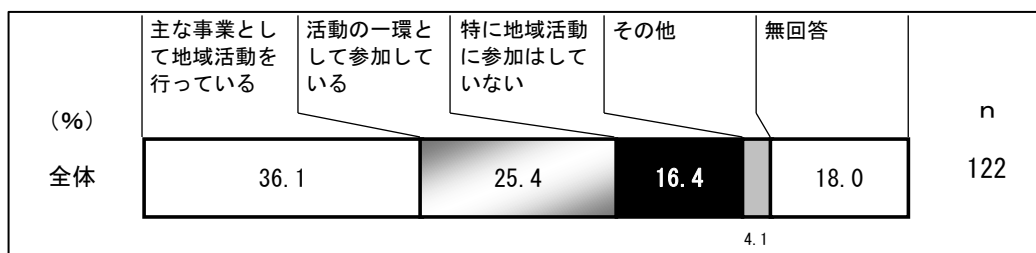
現在の活動で課題となっていることは、「構成員の高齢化」（77.9%）、「活動を担う人材・マンパワー」（50.0%）、「市民の参加意識」（23.0%）、「活動のマンネリ化」（21.3%）、「活動の財源確保」（18.0%）、「情報・他団体との連携・ネットワーク」（6.6%）、「活動拠点・施設の設備」（5.7%）の順となっています。

### ■現在の活動で課題となっていること（全体／複数回答）■



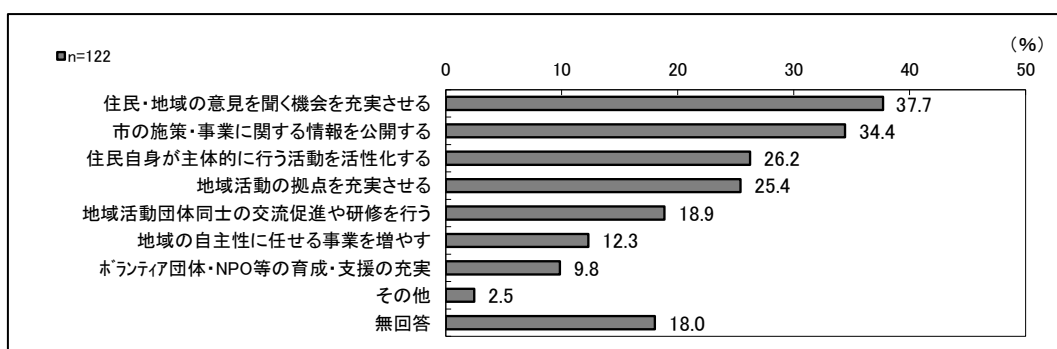
地域活動への取組みについては、「主な事業として地域活動を行っている」（36.1%）、「活動の一環として参加している」（25.4%）、「特に地域活動に参加はしていない」（16.4%）となっています。

### ■地域活動への取組み■



住民と行政の協働に必要なことは、「住民・地域の意見を聞く機会を充実させる」(37.7%)、「市の施策・事業に関する情報を公開する」(34.4%)、「住民自身が主体的に行う活動を活性化する」(26.2%)、「地域活動の拠点を充実させる」(25.4%)、「地域活動団体同士の交流促進や研修を行う」(18.9%)、「地域の自主性に任せる事業を増やす」(12.3%)、「ボランティア団体・NPO<sup>8</sup>等の育成・支援の充実」(9.8%)の順となっています。

### ■住民と行政の協働に必要なこと（全体／複数回答）■



## (5) 事業所アンケート調査の結果

### 1. 調査の概要

本計画を策定するにあたり、福祉関連事業所の状況を把握するため、市内の福祉関連事業所を対象とするアンケート調査を実施しました。

調査の実施概要は以下のとおりです。

### ■調査の実施概要■

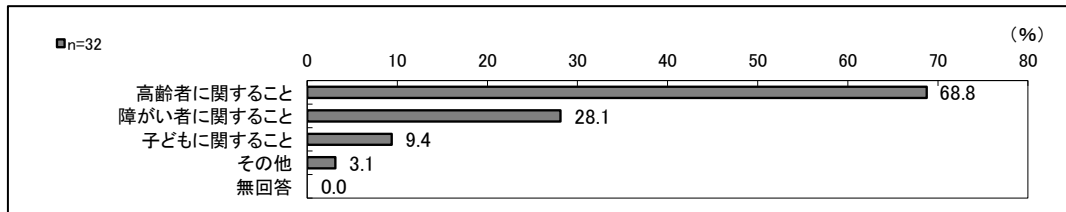
項目	内容
調査対象	市内の福祉関連事業所
配布数	50票
回収数（回収率）	32票（64.0%）
抽出法	無作為抽出
調査方法	郵送法
調査時期	令和4年8月
調査地域	いちき串木野市全域

<sup>8</sup> 民間の、営利を目的としない社会的活動を行う団体。

## 2. アンケート結果の概要

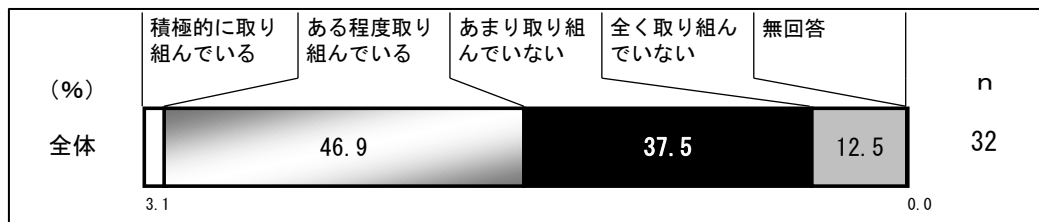
本調査に回答した事業所の業務内容は、「高齢者に関すること」が多くなっています。

### ■業務内容■



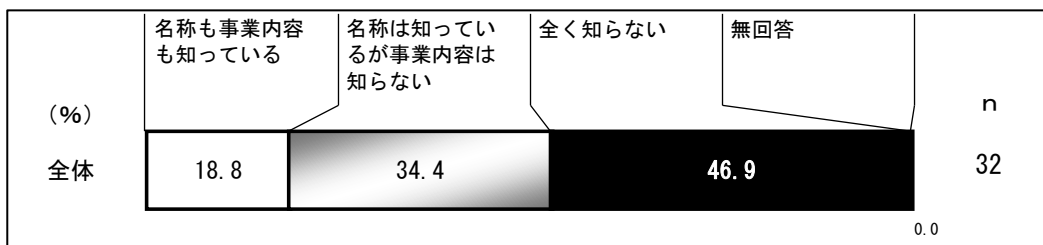
地域住民との交流に取り組んでいるかどうかたずねたところ、「ある程度取り組んでいる」(46.9%)、「あまり取り組んでいない」(37.5%)、「全く取り組んでいない」(12.5%)、「積極的に取り組んでいる」(3.1%)となっています。

### ■地域住民との交流に取り組んでいるか■



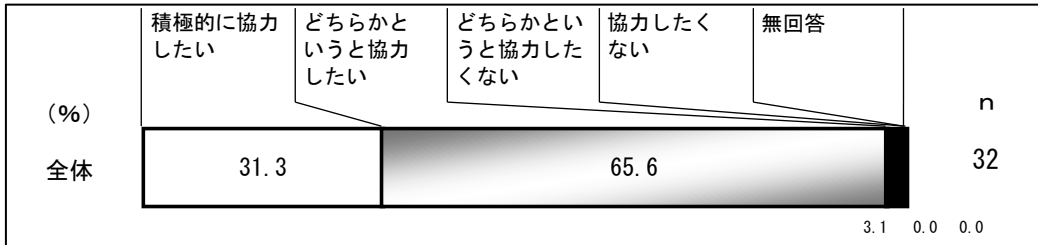
重層的支援体制整備事業の創設を知っているかどうかたずねたところ、「全く知らない」(46.9%)、「名称は知っているが事業内容は知らない」(34.4%)、「名称も事業内容も知っている」(18.8%)、「名称も事業内容も知っている」(18.8%)となっています。

### ■重層的支援体制整備事業の創設を知っているか■



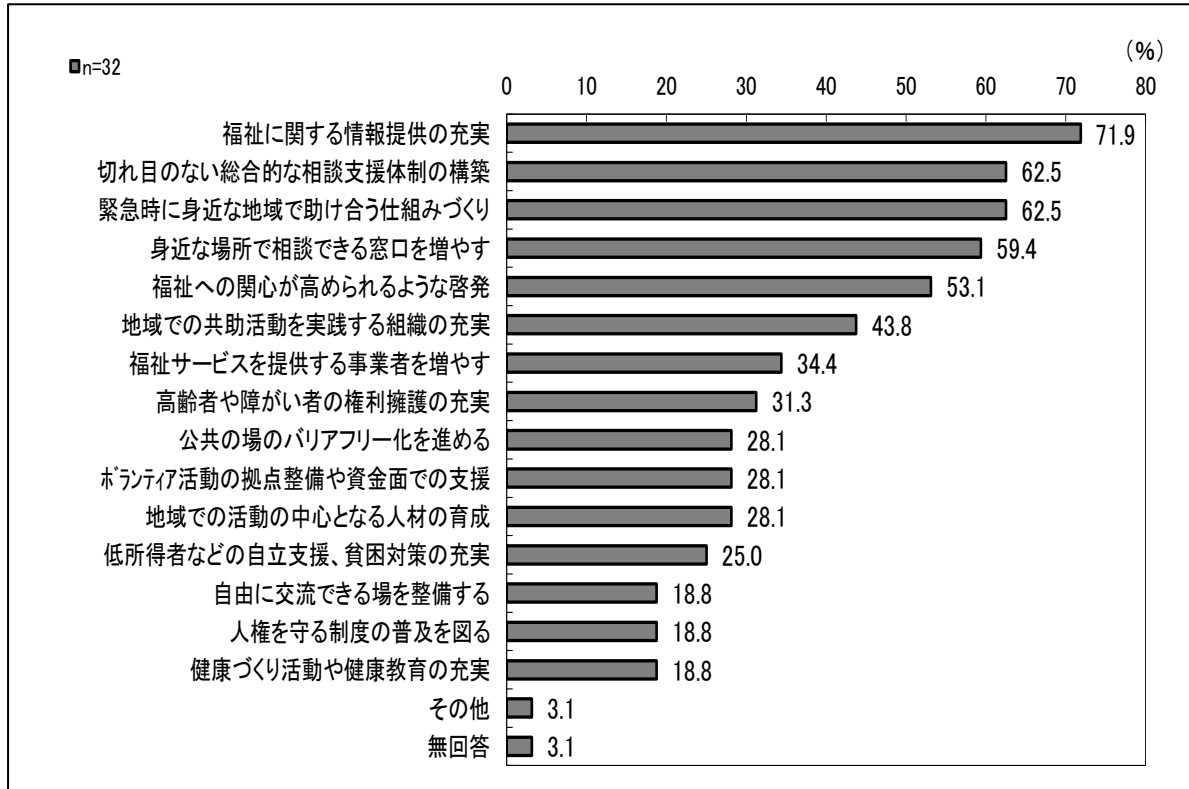
重層的支援体制整備事業の実施に協力したいかどうかたずねたところ、「どちらかというとなら協力したい」(65.6%)、「積極的に協力したい」(31.3%)、「どちらかというとなら協力したくない」(3.1%)となっています。

■重層的支援体制整備事業の実施に協力したいか■



誰もが安心して暮らせる地域のために重要な取組みについては、「福祉に関する情報提供の充実」(71.9%)、「切れ目のない総合的な相談支援体制の構築」・「緊急時に身近な地域で助け合う仕組みづくり」(同率62.5%)などの順となっています。

■誰もが安心して暮らせる地域のために重要な取組み(全体/複数回答)■



## (6) ワークショップの結果 (概要)

### 1. 調査の概要

ワークショップは、地区の代表者、福祉活動に取り組む方々等により新しい地域福祉の協働の方向性等について多様に検討し、住民の代表による意見・提言として取りまとめ、本計画策定のための基礎資料とするために実施しました。

ワークショップの実施概要は以下のとおりです。

#### ■ワークショップの実施概要■

項目	内容
参加者	地区の代表者、福祉活動に取り組む方々等
参加者数	43人
開催日	令和4年11月18日
開催場所	いちき串木野市役所

### 2. ワークショップ検討結果の概要

グループごとに、下記のテーマについて意見を出し合っていました。

#### ●地域の福祉課題

地域活動への参加者の減少、移動手段に関すること、気軽に集まれる居場所づくり、災害時への備えなど

#### ●福祉課題の解決のためには何が必要か

地域活動の内容の充実、各種サロン活動の充実、避難訓練の実施など

#### ●福祉課題解決のために、住民自らができること、やるべきこと

地域活動への積極的な参加など

#### 【1班/地域で支え合う仕組みづくり】

##### ①各種問題点

地区の高齢者の買い物、病院の送迎ができないか。

ゴミ出しについても、満足にできない世帯もある。

公民館でころばん体操をやっているが、足腰が弱って集まらない人もいる。

買い物支援、病院の送迎を行うには、運転手、車の確保等にハードルがある。

いきいきバスを活用しているが、制限も多く使いにくい面がある。

病院への送迎は、診療時間が長くなり、制約がある。



ころばん体操で、地域の方の交流、安否確認もできている。
ボランティアの担い手の確保が難しい。
社協の取組みについて、地区に浸透していない。
<b>②取組み</b>
羽島地区では買い物支援の仕組みが構築されている。
買い物支援から発展し、病院の送迎等も行っている。
社協で公民館の困りごとを、吸い上げて支援につなげる準備をしている。
送迎の車、担い手のサポートを行うので、相談してほしい。
ころばん体操では家まで迎えに行く、送迎も行っている。

**【2班／誰もが必要なサービスを受けられ、自分らしい生活ができるまちづくり】**

<b>①各種問題点</b>
市の福祉サービスの支援内容の限界もある。
障がい（知的・身体）のある方の子育て・妊娠への支援。
ひとり親や生活困窮者・世帯の妊娠・出産は、経済的に苦しい。
サポート体制のない出産育児。
災害発生時の備えが整備されていない。（不十分である）
アンケートに反映されない若い人の意見を集約してもらいたい。
公民館活動の必要性を感じない理由が知りたい。
災害時の避難。（利用者は1人暮らしであるが付き添いがないと利用できない）
障がい福祉サービスの拡充。（市内に必要とする福祉サービスがなく、市外の事業所を利用している）
地域で孤立しないネットワークづくり。（地域包括ケアシステム）
多様な生活の中で地域の絆を深める方法。
地域団体による子どもの支援。「声かけ・見守り」
親子のコミュニケーションが薄れている中で対話が必要である。
支援を拒否する方への支援を悩む。
母親のメンタルの弱い世帯の子どもへの支援。
安心して自分らしく生きられる支え合いが必要である。
幅広い世代の交流が地域の活力になると思う。
障がい者福祉サービスを利用できない人であるが、手助けを必要としている人がいる。
買い物ができない人への支援。
コロナで公民館の行事が減少し、問題が見えにくくなった。

ケアマネジャーと民生委員との情報共有。
住民の困りごとの相談はどこです？内容の分別・窓口の分別。
男性の若年層の一人暮らしが増加しつつあり、8050に関わらず、声かけが必要。
自治公民館の中（館長・民生委員・ともしびなど）で話し合いが必要。
心のかよう、あったかい言葉をみんな待っている。
自殺対策という言葉のせいか、重く感じられて関心を持ってもらえない気がする。
住民からの相談を行政の関係部署につなぐが、なかなか一つの機関で解決できない時があるので、福祉関係の総合相談窓口ができるとよいと思う。
生活の多様化や課題問題が多様化して民生委員一人では対応困難である。
<b>②取組み</b>
共通のツールが整備できる。
市役所での相談で、どこに相談しても情報共有できる仕組みづくり。
若い世代には SNS などの情報発信。
関係者が集まって話し合いができる場づくり。
まち協と公民館との連携づくり。
専門相談員（まとめ役）の設置。
公民館活動の活性化・ほりおこし。
ワンストップの窓口支援と窓口の明確化。
各団体への周知と研修。（重層的支援体制づくり）
いいことも困ったこともみんなで支え合い。
公民館単位での助け合いのためにも、公民館加入促進。

### 【3班／安心して暮らせる地域づくり】

<b>①各種問題点</b>
台風や地震の時は気になる人の見回りをして避難を促すが、なかなか自宅から離れようとしめない。
近所づきあいがとても希薄になってきている。地域で見守りや声かけを行っているが、普段から隣近所で声かけできるよう更なる充実が必要だ。
まち協との話し合いができておらず、避難への協力、見守りは民生委員が行っている状況である。
独居・身寄りのない方が増加。緊急連絡先等、対応に苦慮している。
女性パワーの更なる活用、女性の活躍の場を検討してほしい。
地域の防災組織ができていない。
防災組織をつくっている公民館もあるが、高齢者の増加により機能しにくい状況になってきている。

個別支援計画が形式的なものになっている。

空き家対策が必要。崩れかかった建物が通学路にある。

福祉課、まちづくり防災課、長寿介護課、社会福祉協議会の連携不足。

## ②取組み

近所付き合いのない家庭がないように、普段から隣近所とつながりをつくってもらい、災害時の避難がスムーズに行える。

街灯がなく、夜道を歩くのが危ない箇所への街灯、防犯灯の設置。

子育て支援できる高齢者はいるが、それを活かせる場がないので、学校の長期休業時の「学習会」や「見守り」等々のシステムをつくっていく。

(安心して暮らし続ける環境づくりへの取組み)

公道の段差が大きい箇所があるので、公道の段差解消により、小さな子どもから高齢者にやさしい社会づくりを行う。

一人暮らしの障がい者等の方々に対して、公民館の役員、民生委員、福祉部長、女性部（婦人会）、近所の方々の協力により、しっかりした組織づくり（マニュアル作成）により対処していく。

## 【4班／新たな福祉課題や制度の狭間にある世帯の支援体制】

### ①各種問題点

ヤングケアラーは民生委員では把握できなかったが、小学校・中学校で各1校調査を行い、数名いることが分かった。家庭の状況は今後把握する。

ひとり親への支援は経済的支援が中心となっている。仕事と家庭をすべて母親が担うため大変。困りごとの相談には個別に対応している。

ひきこもりは民生委員が高齢者を訪問する中で同居している子が働いていない8050(はちまるごーまる)世帯はある程度分かる。困っていると相談があれば市につながが、特に困っていない世帯の方が多く親が入院入所した時に対応することになる。

不登校は湊町に支援センターがあるが、そこにも来られない子がいる。

学校内に保健室以外で支援を受けられる場所があった方がよいのでは。

ゴミ屋敷は各公民館に一つ以上はある印象。周りが手を出せないので対応が難しい。また、いったん片づけてもそこからまたゴミが溜まっていく。

障がい者は家族がいる世帯が多く、民生委員で家族の困り感を聞いてあげることはあるが、直接的な支援をすることはあまりない。

アルコール依存症の方から酔って電話が来ることがある。要を得ないので、相談は飲んでいない時に連絡をするようにいうが、効果がない。生活の支援は民生委員では難しい。

ひきこもりの方が一歩踏み出す機会や場所は必要だと思うが、具体的な支援はイ

メッセージがわからない。

## ②取組み

4月設立の子ども家庭庁が子育て世帯の生活支援を打ち出しているが、民生委員ではなく、「困りごと支え隊」や「かせとも」<sup>9</sup>などの生活支援ボランティアと連携した方がよいのでは。

新たな福祉課題など困りごとを抱えた世帯を把握しても、どう支援してよいか分からない。個別支援計画を共有し役割分担を明確にして支援していく。

孤立孤独の要因として頼れる人がいない、問題として認識していない、問題を解決しようと思っていないなどがある。まずは、周りから働きかけて支援を受け入れる流れをつくる。

時間外でも SNS 等で相談が受けられるように NPO 等と連携する。

社会参加に一步踏み出す場づくりは行政だけではなく、地域や事業所も協力を得ながら参加しやすい機会を増やしていく。

---

<sup>9</sup> 高齢者等が暮らしやすい日常生活を送るための生活支援ボランティア。

「困りごと支え隊」は3人以上で半数が65歳以上のグループ、「かせとも」は個人で活動するボランティア。日常生活に困りごとがある65歳以上の高齢者等の方（たのんもんで会員）からの依頼に対し、30分の活動で1ポイントが貯まる。

# 第3章 地域福祉計画の課題

## 第1節 計画の課題

これまで見てきた地域福祉をめぐるわが国の動向や本市の現状、住民・関係団体等・事業所の意識とニーズ、ワークショップ等を踏まえ、本市が地域福祉を推進する上での基本的な課題をまとめると、次のとおりです。

### (1) 地域でお互いに支え合える仕組みづくりの必要性の高まり

社会環境の変化や生活様式の変化などにより、地域づくりの基盤となる近所づきあいの希薄化や地域活動の活力低下が懸念されています。アンケート結果では、近所づきあいの程度については、「親しくつきあっている」が4割強にとどまり、福祉に関わる地域活動などについて、「参加していない」が約7割を占めています。ワークショップでも“近所づきあいがとても希薄になってきている”との意見がありました。

本市の人口構成から見ても、地域活動への参加者は高齢化がさらに進むことが見込まれており、若い世代の参加を促進する必要性が高まっています。また、地域の課題は地域が主体となって解決に向けて取り組むことができるよう、すべての住民が、地域のことを自分のこととして捉え、主体的に取り組むことができるよう、地域福祉の重要性に関する意識の醸成及びお互いに支え合える仕組みづくりを進める必要があります。

### (2) 相談支援体制の充実と地域福祉のネットワークを強化する必要性の高まり

核家族化の進行や高齢者単身世帯の増加などにより、困ったことや悩みごとがある時に、身近なところに、相談できる相手がなく、一人で抱え込むケースが増加することが懸念されています。また、近くに公的な相談場所がなかったり、相談場所が分からなかったりといったケースも想定されます。

アンケート調査では、「生活・福祉児童相談」の認知度については、7割弱にとどまり、各種相談窓口の周知も引き続き必要です。

国においては、断らない相談、参加支援、多機関協働といった重層的な相談体制の整備を促進しており、本市においても、関係機関等との連携を強化し、これらの国が示す方針に即した整備を進める必要があります。

### (3) 安全・安心に暮らせる地域づくりの必要性の高まり

近年においては、大規模災害が日本各地において発生しているほか、子どもや高齢者などの弱者が被害となる犯罪などが頻繁に報道されています。本市では比較的災害の発生は少ない状況ですが、災害に対する住民の意識は高まっているとともに、弱者を被害等から守る地域活動が行われているなど、安全・安心に対する住民の意識は高まりつつあります。

アンケート調査では、誰もが安心して暮らせる地域にするために重要な取組みについては、「身近な場所で相談できる窓口を増やす」及び「福祉に関する情報提供を充実させる」が上位となっており、相談窓口の充実に加え、情報提供の充実が求められています。また、ワークショップでは、“独居・身寄りのない方の増加に伴い、緊急連絡先等の問題に直面し、対応に苦慮している”といった意見もありました。

住民や事業者、行政が一体となり、自らの身は自らで守ることを基本的としつつ、日常からの見守りや防災訓練、防犯活動の実施など、弱者のみならず、すべての住民が、安全・安心に暮らせる地域づくりを進める必要があります。

### (4) 自分らしく暮らせる地域づくりの必要性の高まり

誰もが住み慣れた地域で、いつまでも住み続けられる地域が地域福祉の理想の形であり、子どもから高齢者まで、障がいのある人、介護を必要とする人など、すべての人が、どのような状況になっても、必要なサービスを、必要な時に利用しながら暮らせる環境づくりが重要です。

アンケート調査では、今後の定住意向について、“住み続けたい”が約9割を占め、誰もが安心して暮らせる地域にするために重要な取組みについては、「身近な場所で相談できる窓口を増やす」及び「福祉に関する情報提供を充実させる」が上位となっており、定住意向を維持・向上させるためにも、相談窓口の充実に加え、情報提供の充実が重要といえます。

国においては、施設から地域への移行を促す各種の福祉施策を展開しており、地域での自立を支え、自立が難しい人に対しては、十分な情報提供のもと、福祉サービスの利用に加え、地域全体で支援する体制を構築する必要があります。

## 第2節 福祉に関して共通して取り組むべき事項等

### (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉 に関し、共通して取り組むべき事項

本計画の3ページに掲げた福祉に関して共通して取り組むべき事項に対する市の方針は以下のとおりです。

項目	市の方針
①様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、防犯・防災、社会教育等)との連携	地域づくり事業の核として各公民館での居場所づくりと活動の連携を考えている。
②高齢、障害、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項	法に基づき各々取組んでいるが、個別支援の充実と制度の狭間への対応を重点的に行う。 ①相談を包括的に受け止める窓口の整備、②複合する課題を抱えた対象者の把握と支援を検討する他機関協働の協議、③課題解決の支援体制、④現在、取組めていない横断的な課題を抱える対象者や従来の制度の狭間で支援が届いていない対象者、またヤングケアラーなど支援制度・サービス提供が未整備な新たな福祉課題、身寄りがいない方や親戚と疎遠で孤立している方の入居や入院の身元保証や死亡時の葬儀・残存物整理など。
③制度の狭間の問題への対応の在り方	ゴミ屋敷、ひきこもりなど既存の福祉制度では解決に至らない事例、あるいは、支援に対して拒否的で地域から孤立していることが多くなってきた中で、柔軟に対応し、本人の理解を得てできることから根気強く取組む。

項目	市の方針
④生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制	毎月、高齢者・障がい者・生活困窮者で横断的な課題を抱える対象者を共有し、進捗を確認しており、今後、重層的支援体制を整備し、児童・教育を加え、多機関協働で役割分担するとともに、アウトリーチ <sup>10</sup> 支援から参加支援につながるように伴走型の支援を目指していく。
⑤共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開	今後、高齢化がピークアウトし介護保険事業者が障がい福祉分野に展開することを視野に入れて取組んでいく。
⑥居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援の在り方	市営住宅の保証人を1人とするとともに、居住支援NPOの連帯保証人提供事業と提携し、単身高齢者の円滑な入居を支援しているが、死後事務の委任契約とのパッケージ化を検討していく。
⑦就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方	生活困窮者の就労支援員がハローワーク・市ハローワーク等と連携し、対象者の特性に応じて一般就労のみならず就労準備支援及び期間的な就労の紹介、あるいは障害者就労支援など柔軟に対応していく。
⑧自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方	「いちき串木野市いのち支える自殺対策計画」に基づき、地域のあらゆる取組みを総動員して「生きることの包括的な支援」を推進することとしている。具体的な施策として地域におけるネットワークを強化し、地域及び関係機関でキャッチしたSOSを担当課に早めにつないでいく。
⑨市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方	第二期成年後見制度利用促進計画に基づき、今回、市町村計画を策定する。また、重層的相談支援体制の一環で相談窓口を設け、個別支援計画をつくる中で権利擁護の必要がある対象者の金銭管理・任意後見・成年後見。死後事務委任などを支援していく。

<sup>10</sup> 助けが必要であるにもかかわらず自ら申し出ない人たちに対して、公共機関などが積極的に働きかけ、支援を届けること。



項目	市の方針
⑩高齢者や障害者、子どもへの統一的な虐待への対応や家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題への支援の在り方	それぞれで虐待対応を行い、複合的な課題を抱えた世帯は重層的支援体制で毎月対象者の課題を整理し、各分野で行う支援(経済的支援・サービス利用・定期的訪問・病院受診)を検討し、再発防止に努めるとともに、必要であれば措置入所等の分離を行う。
⑪保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方	今回再犯防止計画を策定する中で、保護司や事業所の支援など地域社会で生活するための課題を洗い出し、解決に向けた方針を検討する。
⑫地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用	ひとり親、ひきこもり、保護司活動、生活困窮者の学習支援や食事支援の居場所づくりが未整備であることから、既存施設の活用を検討する。
⑬「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理	16 地区のまちづくり協議会とそれを構成する 143 公民館が地域共生社会の基礎単位となる。 今後、災害時要配慮者の避難を確実に行う自主防災組織の展開や、生活支援を行う生活支援ボランティア(ポイント制)への登録を促進し、住民同士での支え合いを具体的に進めていく。
⑭地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進	①地域ボランティアによる生活支援②こども食堂 ③フードバンク事業を円滑に展開するための取組みを検討する。
⑮地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制	市が主体となって実施する国庫補助事業や市単独事業などの事業内容や実施体制を見直し、子ども、高齢者、障がい者など、対象者を分野ごとに区分せず、一体的な事業の実施に向けた検討を行う。

項目	市の方針
⑯役所内の全庁的な体制整備	<p>高齢者の地域包括支援センターが先導し、相談支援・個別支援・介護予防等に積極的に取り組んでいるほか、生活支援ボランティアで地域のゴミ出しなど住民同士で支え合う地域づくりを促進している。</p> <p>障がい者・生活困窮者を交えた横断的な会議を月 1 回開いているが、今後、高齢者以外の複合的な課題を抱える方に対する相談支援を行う重層的支援体制として児童・学校教育を加えた多機関協働の仕組みに広げていく。</p>

## (2) 包括的な支援体制の整備

社会福祉法第106条の3第1項に基づき、必要な機能と取組みを行うにあたり、すべての相談支援をワンストップで行う形ではなく、現在のそれぞれの部署の課題を定期的に持ち寄り、複合的な課題を抱える対象者情報を共有し、支援の役割分担を行う形で重層的支援体制整備を検討していきます。

介護の地域包括支援センターの社会福祉従事者の専門性を向上させ、ケアマネジメント及びソーシャルワーク体制を充実させるとともに、重層的支援及び生活困窮者(ひきこもり・身寄りがいない方等)の相談窓口、児童及びひとり親の相談窓口で把握した複合的な課題を抱える世帯を支援会議で共有し、支援プランを作成し、役割分担を決めて支援を実施していきます。

全体の調整及び成年後見は重層的支援の窓口が行います。

なお、複合的な課題がある方の情報を、要援護者支援システムを活用して関係課で入力した訪問記録等を常時共有するとともに、身寄りがいない方の入院・入居・死亡後残存物整理のパッケージ化、介護以外の対象者のアウトリーチ支援及び居場所づくり、住民同士で支え合う生活支援ボランティアの拡充、買い物支援の移動販売車の拡充、病院等への移動支援の拡充などを念頭に置き取組みます。

また、生活支援が必要な方は民生委員等が把握した対象者を各公民館での話し合いをもとに生活支援ボランティア(困りごと支え隊、かせとも)が支援していく体制を社会福祉協議会と協働で実施する中で、地域福祉活動専門員及び社会福祉従事者等が推進役となって、各公民館での話し合いと生活支援ボランティアへの参加を充実させ互助による支援体制を強化していきます。

さらに、支援が必要な方で判断能力に欠ける場合は成年後見制度の利用を検討するとともに、民生委員が訪問し、うそ電話詐欺や訪問販売の被害が疑われる場合は、市消費生活相談センターに連絡するとともにSOSネットワーク会員に情報を提供し、地域での被害防止に努めなど各分野での包括的な支援の連携を充実させていきます。

## 第4章 地域福祉計画の施策体系

### 第1節 計画の基本理念

福祉に関わる法律や制度の改正、アンケート調査の結果などを踏まえ、本計画における基本理念を以下のように定めます。

#### ■基本理念■

### 誰もが安心して住み続けたいと思えるまちづくり

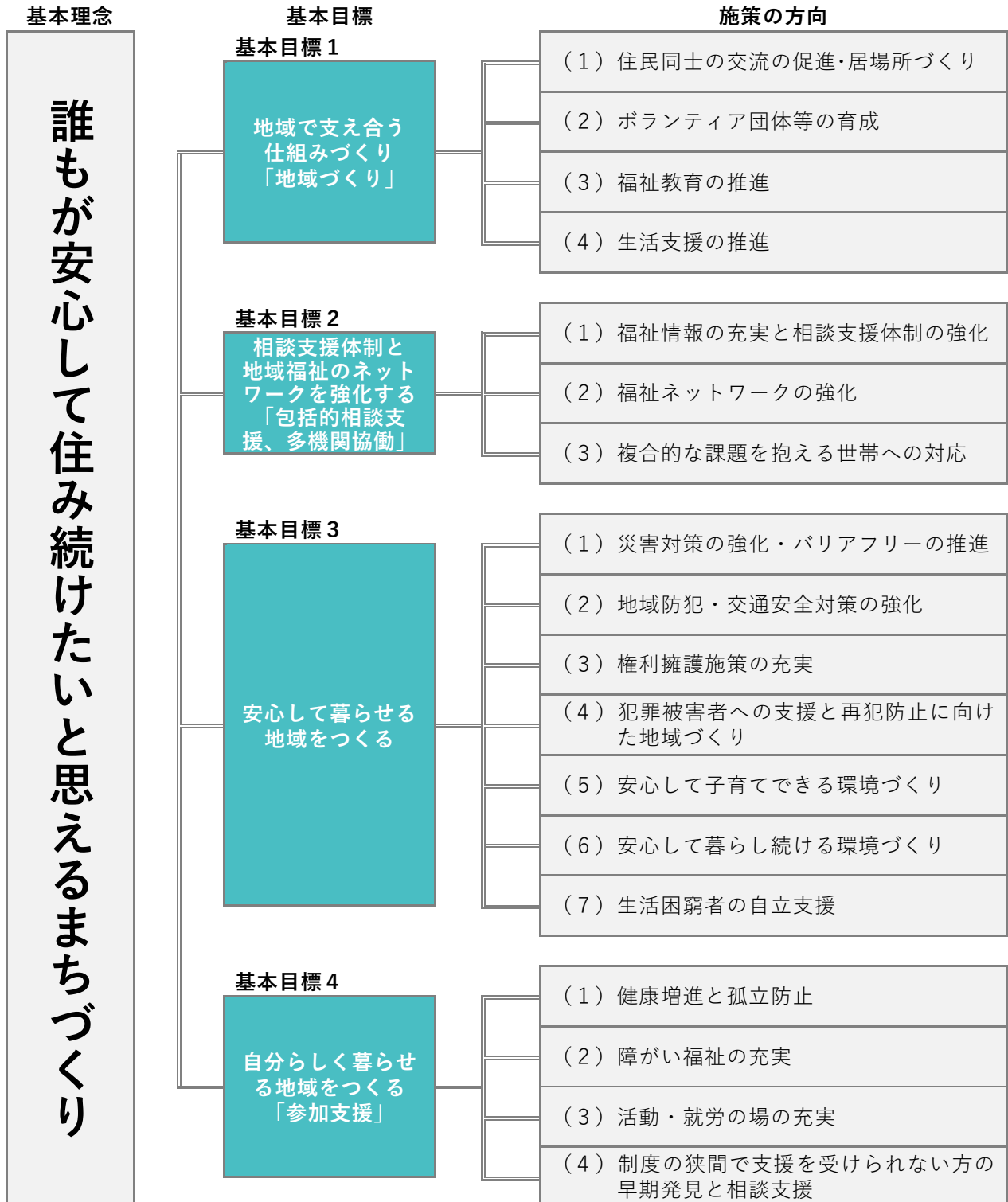
本市では、行政計画の最上位計画であるいちき串木野市第2次総合計画（後期計画）（以下「本市総合計画」という）において、主役である市民が、地域、行政、事業者や団体と一体となって豊かで魅力あるまちづくりを進めていくという方針のもと、『いつまでも住み続けたいと思えるまちづくり』を基本理念として掲げています。

本市総合計画の基本理念は、本計画においても即した内容であるとともに、アンケート調査で、定住意向が約9割を占める本市において、“住み続けたい”を一つのキーワードとし、住み慣れた地域の中で安全・安心に暮らすことができ、子どもから高齢者まで、世代や性別を超えた交流と助け合いの中で、誰もが安心して自分らしく自立した生活ができる福祉のまちづくりを進めます。

## 第2節 施策体系

本計画の基本理念と基本目標に基づき、以下の施策を推進していきます。

### ■施策体系■



## 第5章 施策・事業の展開

### 基本目標1：地域で支え合う仕組みづくり「地域づくり」

住民一人ひとりが地域福祉について理解し、誰もが地域福祉の担い手であることを認識できるよう、住民の意識啓発を進めるとともに、住民同士がコミュニケーションを取れる機会を充実します。

また、地域活動を支える組織等の育成や、日常生活における困りごとを支え、自立を支援する取組みを推進します。

#### (1) 住民同士の交流の促進・居場所づくり

日頃からの近所付き合いに加え、介護予防教室などを含む地域活動をきっかけとする住民同士の交流を促進するとともに、学校教育と連携するなど、協働のまちづくりの基盤づくりを進めます。

#### ■市・関係機関が行う主な取組み■

施策・事業	概要	担当部署
① まちづくり協議会活動の推進	地縁的にまとまっている複数の行政区を単位とした各地区まちづくり協議会が地区交流センターを中心に、地域活動の担い手育成や地域を支える人づくり、地域内外の多様な組織との連携を行い、地域コミュニティづくりを図っていく。	まちづくり 防災課
② まちづくり計画事業補助	自治基本条例に基づき、市民のまちづくりに対する参画意識を高め、住みよい協働のまちづくり活動を推進することを目的として、市民に身近な市民活動団体等の先駆性や柔軟性を活かしたアイデアやノウハウによって、団体が自らの企画提案による事業を実施することで、より効果的な地域の課題解決や活性化、市民サービスの向上を目指すものであり、企画提案内容が採択された団体に、ソフト事業及びハード事業を実施する上で必要な経費に対し、補助金を交付し活動を推進していく。	まちづくり 防災課
③ 高齢者クラブ運営補助	地域を基盤とした高齢者が自主的に集まり、仲間づくりを通して生きがいと健康づくり、「生活を豊かにする楽しい活動」を行うとともに、その知識と経験を活かして地域を豊かにする活動に取組み、保健福祉の向上に努める。	長寿介護課

施策・事業	概要	担当部署
④ ころばん体操事業	週1回高齢者が集う居場所として、住民主体で各公民館において設置運営を行い、介護予防・閉じこもり防止・安否確認を目的に実施している。 令和4年1月から社会福祉協議会が実施している買い物支援(ぐりんぐりん号)が立ち寄り、生活支援も併せて行っている場所もある。住民同士の交流の場として活動の充実を図る。	長寿介護課
⑤ コミュニティスクール事業	地域の方も学校運営に参画する学校運営協議会の活動を行う。	学校教育課

## (2) ボランティア団体等の育成

地域福祉の担い手として重要な役割を担うボランティアに関心を持ち、各種活動に参加してもらえよう、様々な機会や媒体を活用し、活動の情報発信や交流機会の充実に取組みます。

また、実践的なスキルを要するボランティアについては、養成研修を行うなど、ボランティア人材の育成に取組みます。

### ■市・関係機関が行う主な取組み■

施策・事業	概要	担当部署
① ボランティア事業の推進	ボランティアコーディネーターを設置し、個人・団体のボランティア登録を促進するとともに、ボランティア団体交流会や福祉ボランティア協力校交流会、高校生ワークキャンプ・ボランティアフェスタなどを実施し、ボランティア活動の推進を図る。	社会福祉協議会
② ファミリーサポートセンター事業	生後3か月以上の乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)と子育てのお手伝いができる人(提供会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。	子どもみらい課
③ 食生活改善推進協議会	食推協会員の役員を対象に、研修会を実施。テーマごとに講話と調理実習をし、各地域での食育推進活動を促進する。 また、日本食生活協会・県・市の食育関連委託事業実施を支援し、活動の充実に努める。	健康増進課

施策・事業	概要	担当部署
④ 在宅福祉アドバイザー (ともしびグループ)事業	地域の一人暮らしや寝たきりの高齢者等で支援を必要とする方のお宅を定期的に訪問し、声かけや安否確認を行う。 福祉サービスを必要としている状態の方がいた場合、民生委員や行政に連絡し、つなぎの役割を行う。	長寿介護課
⑤ 手話奉仕員養成研修 事業	聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する。また、研修を通じて聴覚障がい者への理解と交流を深めるとともに、共に暮らす意識の啓発を図る。	福祉課

### (3) 福祉教育の推進

思いやりの心を持って、地域の様々な福祉課題を他人事とせず我が事として考えてもらう機会として、小中学校やボランティア団体等などへ福祉の心を育む福祉教育を進めます。

また、今後、認知症高齢者の増加が見込まれる中で、すべての人が等しく違うことを認識し、互いに尊重しながら自分らしく生きることのできる社会の構築を図るため、住民に対しては認知症や認知症の方への理解を深め、事業所に対しては認知症施策に寄与すべく事業を増やすなど、見守り・支援活動につながる環境づくりを進めます。

#### ■市・関係機関が行う主な取組み■

施策・事業	概要	担当部署
① ボランティア育成講座	福祉ボランティア協力校指定として、小学校でのボランティア学習教室や中学校での福祉体験教室、高校生ワークキャンプなど福祉教育の充実を図る。	社会福祉協議会
② 認知症サポーター 養成講座	認知症について正しく理解し、接し方を学ぶことで、認知症の方を地域で見守ることができるように市民、小中学生、事業所に養成講座を開催し、支援の充実を図る。	長寿介護課



#### (4) 生活支援の推進

今後、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加することが見込まれる中、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、事業者と連携のもと、日常生活の簡単なお手伝いをする環境づくりを進めます。

##### ■市・関係機関が行う主な取組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 生活支援ボランティア (よかど会員)	高齢者の生活支援のニーズ把握と介護予防事業に参加するボランティアのマッチングを行い、多様な主体による生活支援の充実を図る。「支える側」として活動することで自身の介護予防に努める役割もある。 ボランティアとしてグループで活動する「困りごと支え隊」と、個人で活動する「かせとも」への参加者拡大を図る。	長寿介護課 社会福祉協議会
② 地域と共に取組む 買物支援事業	買い物弱者支援として、食料品や生活雑貨を搭載した移動販売車で「ころばん体操」等の日程に合わせて各地域を巡回し買い物支援の充実を図る。	社会福祉協議会
③ 移動支援	地域が主体となって設置する自動車部会等に庁用車を貸与し、移動が困難な方の地域内での移動を支援することで利便性の向上と孤立・孤独防止を推進する。	まちづくり 防災課

## 基本目標 2：相談支援体制と地域福祉のネットワークを強化する「包括的相談支援、多機関協働」

地域住民が生活を送る上で困りごとが生じた場合に、必要な福祉サービスの情報が速やかに入手できるよう、また、気軽に相談できるよう、関係機関等との連携のもと、情報提供体制の充実と相談支援体制の充実に取り組みます。

### (1) 福祉情報の充実と相談支援体制の強化

福祉に関する情報提供や相談窓口の充実への住民の関心が高く、今後も福祉サービスの関連情報や相談窓口へのニーズは高まることが見込まれることから、多様な媒体を活用した分かりやすい状況提供や身近なところで、気軽に相談できる支援体制の強化に取り組みます。

#### ■市・関係機関が行う主な取組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 一般心配ごと相談・無料法律相談	市民が抱える家庭での一般的な心配ごととの相談をはじめ、法律・税金に係る相談を無料で受け付け、地域福祉の推進を図る。	社会福祉協議会
② 子育て世代包括支援センター(あいびれっじ)	母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、子ども又はその保護者の身近な場所で、子育て家庭の個別ニーズを把握し、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う。	子どもみらい課
③ 家庭児童相談員	18歳までの児童や家庭から児童の養育、不登校、児童虐待などに関する相談について、電話や面接・訪問で対応する。 支援が必要な児童・世帯については要保護児童対策地域協議会で関係機関と連携しながら児童が安心して生活できるよう支援を行う。	子どもみらい課
④ ほっとルーム	子育てや家庭教育についての相談、地域や学校・専門機関などとの橋渡しを行う。小学校1年生の長子世帯への訪問や情報紙を発行し、家庭教育のスキル向上を図る。	子どもみらい課

施策・事業	概要	担当部署
⑤ 地域包括支援センター	<p>高齢者が住み慣れた地域で尊厳を持って安心して住み続けられるように介護サービスや介護予防サービス、保健福祉サービス、日常生活支援などの相談に応じ、介護予防・包括的ケアマネジメント・権利擁護などの業務を行う。</p>	長寿介護課
⑥ 障がい者等基幹相談支援センター	<p>障がいのある人やその家族などの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援などの必要な支援を行うとともに、虐待対応や権利擁護のための必要な援助を行うもの。</p> <p>また、発達に不安がある児童・保護者からの相談に応じ、おやこ教室、巡回支援、発達検査で子どもの特徴を把握し、必要な支援を行う。</p>	福祉課
⑦ 生活困窮者自立支援相談窓口	<p>様々な困難の中で生活に困窮している方を包括的に支援する生活困窮者自立支援制度に基づき、就職・住まい・家計など暮らしに悩みを抱え、どこに相談してよいか分からないと悩んでいる方などの相談を受け付け、支援方法を検討する。</p>	福祉課
⑧ ゲートキーパー養成研修	<p>自殺対策事業として出前講座を行い、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげる役割の推進を図る。</p>	健康増進課
⑨ 心の健康の相談	<p>心の悩みを相談できるよう臨床心理士による無料の相談会を年18回開催し、不安の解消に努める。</p>	健康増進課

## (2) 福祉ネットワークの強化

個人が抱える問題や困りごとなどを発見し、解決に向けた対応を協議するなど、情報共有を含め、福祉団体や事業所、民生委員・児童委員やボランティア等との連携を図る福祉ネットワークを強化します。

### ■市・関係機関が行う主な取組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 民生委員・児童委員活動の推進	民生委員・児童委員の協力のもと、一人暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯、障がい者、子どもなどの要援護者、要支援者を抱える世帯の状況把握に努めるとともに、情報の共有を図る。	福祉課
② 身体障害者・知的障害者相談員	障がい者の福祉増進を図るため、障がいのある方の相談に応じ、更生のために必要な援助を市身体障害者協会に委託し、身体障害者等が抱える悩みを同様な障がいを持つ身近な相談員に打ち明けることで相談の真意や内容を的確に把握し、適切な対応を図る。	福祉課
③ 障害者自立支援協議会	地域の関係機関が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域サービス基盤の整備を着実に進めていく。相談支援部会・子ども部会・就労支援部会・生活支援部会・地域移行部会を実施し、支援の充実に努める。	福祉課
④ 家庭教育支援事業	地域の母親学級への支援を通じて、子育てに関心の低い親等に対し、きめ細かな家庭教育支援を行い、家庭の教育力向上を図る。	社会教育課

### (3) 複合的な課題を抱える世帯への対応

これまでの対象者別・機能別に整備された公的支援では対応が困難な、様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといったケースに対応すべく、複数の階層で構成する会議体制の維持、多機関協働による支援システムの構築を進めます。

#### ■市・関係機関が行う主な取組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 地域ケア会議 (個別会議)	高齢者・障がいを持つ方などの権利擁護が必要な方や複合的な課題を抱える方について、介護事業所・生活困窮者自立支援機関・障がい者等基幹相談支援センター等を交えて情報共有と支援の役割を検討し、課題の解消に努める。	長寿介護課 福祉課など
② 地域包括ケア会議 (地区別会議)	医療・介護の多職種と地域住民が協働して地域内、高齢者の課題解決に向けて協議するとともに、個別ケースの課題分析の積み重ねにより地域で共有する課題の明確化を図る。	長寿介護課
③ (新)福祉まるごと 相談員	経済的支援だけでなく、身体面や精神面でお困りの方、身寄りがない又は疎遠で入院入所に苦慮している方など複合的な課題を抱えている方への支援を行う調整役として設置し、多機関協働での円滑な支援を推進する。 同時に、成年後見制度の相談窓口とし、権利擁護の充実を図る。	福祉課

## 基本目標 3：安心して暮らせる地域をつくる

市、住民、地域、事業者といった多様な主体が連携を強化し、支援を必要とする人のSOSを早期に発見し、それぞれの実情に応じた支援につなげるなど、支援が必要な人が地域の中で孤立することなく地域全体で寄り添い、支援を行う環境づくりを促進し、誰もが地域で安心して安全に暮らしていくことができる地域づくりを進めます。

### (1) 災害対策の強化・バリアフリーの推進

防災に関する情報提供の充実はもとより、日頃からの避難訓練を徹底、自主防災組織の充実を図るなど、地域防災力の向上を図ります。

また、災害時における特別な配慮が必要な人に対しても配慮した避難所運営を目指します。

#### ■市・関係機関が行う主な取組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 防災情報等の周知	土砂災害等の危険箇所や避難場所等を記載した「ハザードマップ」や「防災ガイドブック」等を作成し、市民に周知する。 また、大雨や台風の時期には防災行政無線等で災害及び避難情報等を周知し、減災に努める。	まちづくり 防災課
② 各種避難所の周知	避難所等を広報紙等で広報するとともに、防災センターにおいて避難所用品及び緊急時の物資備蓄の充実に努める。	まちづくり 防災課
③ 避難行動要支援者個別避難計画の推進	避難行動要支援者管理システムにて、要支援者の対象者名簿作成から関係者へ名簿提供を行い、平時の見守り及び災害時における個別計画を作成し、円滑な避難体制の充実に努める。	まちづくり 防災課 福祉課
④ 自主防災組織活動補助	災害時における被害の防止及び軽減を図るため、自主防災組織を積極的に推進し、防災活動を実施する組織に対し活動補助金を交付する。自主防災組織は、防災マップの作成、災害時要援護者の支援、防災知識の啓発活動などを行う。	まちづくり 防災課

施策・事業	概要	担当部署
⑤ 福祉避難所の協定、運営体制づくり	高齢者、障がい者、難病患者、医療的ケア児など、災害時に特別な配慮が必要な人を受け入れるための福祉避難所を民間事業者と提携し、円滑に受け入れる体制を整える。	まちづくり 防災課 福祉課

## (2) 地域防犯・交通安全対策の強化

高齢者等が消費生活被害にあわないように見守りネットワークを充実させるほか、パトロール隊員による巡回など、誰もが安全で安心に暮らせ、交通事故のないまちづくりの構築に向け、地域ぐるみで取組む環境づくりを進めます。

また、民生委員等が訪問した際に、うそ電話詐欺や訪問販売の被害が疑われる場合は、市消費生活センターに連絡するとともに市徘徊・見守りSOSネットワークで情報を共有し周知するなど地域と連携し悪質商法等の早期発見と被害拡大の防止に努めます。

### ■市・関係機関が行う主な取組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 消費者被害予防のための啓発講座・高齢者等見守りネットワークの充実	「消費生活講座」として出前講座を行い悪徳商法への対処方法やクーリングオフ、契約の知識など身近な消費生活問題について学ぶ機会を促進する。	水産商工課
② 市内一巡パトロール等の実施	安全で安心なまちづくりの推進のために、安全安心パトロール隊が日頃から防犯活動を行う。 また、警察署や防犯協会と連携し、毎年11月には市内一巡の啓発広報活動を実施し、地域での犯罪抑止に努める。	まちづくり 防災課 社会教育課
③ 交通安全教室の実施	警察署や交通安全協会と連携し、市内の保育園や幼稚園、小中学校で交通安全教室を行う。 また、地区の老人クラブやサロン等に出向き、交通安全講話を行い、交通安全思想の普及を図る。	まちづくり 防災課

### (3) 権利擁護施策の充実

核家族化の進行や家族関係の希薄化などにより、権利擁護に対するニーズが高まることが見込まれることから、関係課、関係機関等との連携のもと、成年後見制度の周知や適正な運用に取り組むなど、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを権利擁護の観点から進めていきます。

#### ■市・関係機関が行う主な取組み■

施策・事業	概要	担当部署
① (新)成年後見相談窓口の設置	成年後見制度の利用促進のため広報・啓発、相談、利用支援、後見人支援等に取り組む。	福祉課
② 成年後見制度利用支援事業	制度の利用が必要と認められる方でありながら、本人や親族申立を行うことができない方には、市長申立を行い、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる方には費用の助成を行い、権利擁護の充実に努める。	福祉課
③ 障がい者虐待防止等への取組み	障がい者等基幹相談支援センターで障がい者虐待の早期発見・通報・相談等に対し、各種関係機関等と連携し迅速な問題解決に努める。	福祉課
④ 高齢者虐待防止等への取組み	高齢者虐待の早期発見・通報・相談等に対し、各種関係機関等と連携し問題解決に向け迅速に対応する。	長寿介護課



#### (4) 犯罪被害者への支援と再犯防止に向けた地域づくり

「いちき串木野市再犯防止推進計画」を本計画と一体的に策定し、再犯者への総合的な支援とその体制づくりを進めるとともに、犯罪被害者やその家族に寄り添った支援の提供を図ります<sup>11</sup>。

##### ■市・関係機関が行う主な取組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 立ち直ろうとする人を支え、受け入れるまちづくりの推進	<p>日置保護区保護司会いちき串木野支部では、保護観察所と協働して、犯罪を犯した人の保護観察や、社会復帰後のスムーズな社会生活のために、住居や就業先などの帰住環境の調整を行う。</p> <p>また、更生保護女性会、協力雇用主などの更生保護関係の支援者・団体とも協力し、犯罪や非行の予防と、罪を犯した人の更生について、社会を明るくする運動等で啓発活動を行い地域での理解促進に努める。</p>	福祉課
② 出所者・触法障がい者の支援	<p>出所前に、出所後に備えた生活保護の手続や障がい者手帳の取得ができず、服役中のわずかな工賃だけが手元にある状態で出所した際、再犯しやすい状況になることから、出所後の支援を行い再犯防止の充実に努める。</p>	福祉課

<sup>11</sup> 「いちき串木野市再犯防止推進計画」の詳細は第8章に記載されている。

## (5) 安心して子育てできる環境づくり

家庭や地域の子育て力、教育力が低下している中、また、働きながら子育てする家庭が増える中、安心して子どもを産み、育てるための環境の充実、出産や育児を支える環境づくり、子どもの居場所づくりなどの取組みによって、子どもの健やかな成長や子育て世帯を支援するための環境づくりを進めます。

### ■市・関係機関が行う主な取組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 保育対策等促進事業 預かり保育事業 一時保育事業 延長保育事業 病児・病後児保育事業 障害児保育事業	就労形態の多様化に伴い、開所時間を超えて保育する延長保育事業、病気中の児童や病気の回復期の児童を一時預かりする病児・病後児保育事業、一時的に家庭での保育が困難となった児童を一時的に預かる一時保育事業、保育が必要な障がい児を受け入れる障害児保育事業など、ニーズに応じた保育サービスの充実を図る。	子どもみらい課
② 子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合など、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において、一定期間、養育・保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。	子どもみらい課
③ 子育て支援センター運営事業	乳児・幼児及び保護者の交流の場並びに育児に関する相談・支援の場として民間1ヶ所・市1ヶ所を設置し、子育て世帯で同世代の仲間をつくりたい方や、親子で楽しく遊びたい方、子育てに悩みや心配をお持ちの方が気軽に利用できる居場所を設け、子育て世帯の支援の充実に努める。	子どもみらい課
④ 放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後等適切な遊びや生活の場を設け、児童の健全育成の充実を図る。	子どもみらい課

施策・事業	概要	担当部署
⑤ 各種検診（妊婦、産婦、新生児等） 産後ケア事業 予防接種事業 新生児訪問事業 こんにちは赤ちゃん訪問	母子保健法に基づき、妊娠・出産・育児が安心して行えるよう、また子どもの健やかな成長を見守るため、各種の母子保健サービスを行い、子育て世帯の支援の充実を図る。	子どもみらい課
⑥ 子どもみらい訪問事業（産前産後サポート事業）	民生委員が生後3ヶ月前後に訪問し、育児用品の提供と同時に育児や生活の状況等を傾聴して母親の不安を軽減するとともに、子育て支援や福祉サービスの情報提供や、地域における困りごとの相談支援窓口としてサポートし、安心して産み育てる環境の充実を図る。	子どもみらい課
⑦ ひとり親支援事業	児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付などによる経済的支援をはじめ、自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金の就労支援などにより、ひとり親世帯の自立を支援する。	子どもみらい課
⑧ スクールガード事業	スクールガードを組織化し、地域における児童・生徒の見守り体制を強化に努める。	学校教育課

## （6）安心して暮らし続ける環境づくり

社会的に弱い立場の方、周囲の支援や見守り等が必要な方は今後も増加すると見込まれる中、正しい知識を持ち、理解を深める機会を充実するとともに、行政だけでなく、地域が一体となってこれらの方々を支える地域づくりを進めます。

### ■市・関係機関が行う主な取組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 高齢者支援事業	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、訪問給食・緊急通報装置・訪問理美容など高齢者福祉サービス等に係る給付や支援を行う。	長寿介護課
② 認知症カフェ（かたいもんそ会）	認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族、支える地域の人も気軽に集まることができる場所を充実し、認知症になっても住み慣れた環境で暮らし続けられる地域づくりに努める。	長寿介護課

施策・事業	概要	担当部署
③ 認知症徘徊SOS ネットワーク事業	<p>認知症などにより徘徊される方や徘徊の可能性のある方を事前に登録し、行方不明にならないよう支援体制を充実する。</p> <p>SOSネットワーク登録後は、公民館長や民生委員等と連絡をとり、登録者や家族が、安心して過ごすことができるような関係づくりを支援する。</p> <p>もし行方が分からなくなった際には、認知症高齢者見守り事業の小型タグ及びアプリケーションを活用し、少しでも早い発見につなげるよう努める。</p>	長寿介護課
④ 在宅医療・介護連携 推進事業	<p>医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供できるように地域の医師会や関係機関等と連携する体制を構築する。</p> <p>また、医療介護コミュニケーションツール(MCS)による多職種連携を活発に行い、支援の充実に努める。</p>	長寿介護課
⑤ 障がい者支援事業	<p>障がい者(児)が自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付、訓練等給付、相談支援給付、自立支援給付、補装具給付など障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等に係る給付や支援を行う。</p>	福祉課
⑥ 児童発達支援事業	<p>発達に不安がある児童・保護者に対し、身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるように支援を行う。</p> <p>おやこ教室、巡回支援、発達検査で子どもの特徴を把握し、必要な支援につなげる。就学前の児童発達支援センター及び就学後の放課後デイサービス等により、自立支援と日常生活の充実に努める。</p>	福祉課
⑦ 食の支援事業	<p>家計が苦しい方や一時的に生活を維持する収入を得ることが困難な状況になった方で食料提供が必要と判断される方に対し、食料支援(フードパントリー)を行う。</p> <p>ご家庭や企業からの寄附を募り、毎月110人程度に提供できるように努める。</p>	社会福祉協議会

施策・事業	概要	担当部署
⑧ 子ども食堂助成事業	子どもや親子に無料又は安価で食事を提供する場としての子ども食堂に運営費の一部助成を行う。現在4ヶ所が月に1回実施しているが、支援の輪が広がるように努める。	社会福祉協議会
⑨ かごしまおもいやりネットワーク事業	一時的に生活困窮に陥った方等に、必要に応じて食料支援や生活に必要な支払いなど自立につながる支援を行う。	社会福祉協議会

## (7) 生活困窮者の自立支援

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある方などが孤立することがないように、関係機関等と連携し、自立に向けた支援を行っていきます。

### ■市・関係機関が行う主な取組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に対応する相談窓口で内容に応じた支援プラン作成し、関係機関と連携して自立に必要なサービスにつなげる。	福祉課
② 家計相談支援事業	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、自身で家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを支援する。	福祉課
③ 子どもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯の児童・生徒を対象に登録学習ボランティアを派遣し、学習や生活の習慣付けを行う。	福祉課 社会教育課

## 基本目標4：自分らしく暮らせる地域をつくる 「参加支援」

子どもや高齢者、障がい者、社会的孤立に陥った方などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現するため、支え・支えられる関係が循環し、地域のあらゆる住民が役割を持ち、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育み、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築します。

### (1) 健康増進と孤立防止

周囲からの支援を得られずに社会的孤立に陥ると不健康につながりやすいことから、孤立にならない環境づくりを進めるとともに、たとえ孤立しても、専門機関等と連携の上、社会とのつながりが持てる環境づくりを進めます。

#### ■市・関係機関が行う主な取組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 断酒会、アルコール依存症家族の支援	アルコール依存症で悩む本人や家族への支援を行う。	民間団体 (AA等)
② 高齢者元気度アップポイント事業	65歳以上の高齢者の健康づくりや社会参加活動に対して、地域商品券等に交換できるポイントをつけることにより、閉じこもりがちな高齢者の介護予防・社会参加を図る。	長寿介護課 社会福祉協議会
③ 教育支援センター事業	不登校に対する支援施設。SSW等がひきこもりの家庭を訪問等により利用を促し、再登校に向けた支援を行う。	学校教育課
④ スクールソーシャルワーカー活用事業、スクールカウンセラー設置事業	いじめ、不登校、その他の問題行動等の解消や未然防止に関して、関係機関との連携を進め、児童生徒の社会的背景や環境要因の改善を図るなど児童生徒及び保護者を支援する。	学校教育課
⑤ 学校教育専門員配置事業	いじめや不登校など子どもを取り巻く様々な課題を解決するため、乳幼児期から中学卒業までの幼児・児童・生徒について、関係機関と連携を強化し、適切な就学支援及び児童生徒の生徒指導上の課題に対して早期対応を図る。	学校教育課

## (2) 障がい福祉の充実

障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障がい者の自立と社会参加の促進に向けた環境づくりを進めます。

### ■市・関係機関が行う主な取組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 地域生活支援拠点等の整備	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を、地域の実情に応じた創意工夫で整備し、地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。	福祉課
② 手をつなぐ育成会	知的障がいのある子を持つ親が我が子の幸せを願い、当たり前暮らしができるように本人と家族・支援者が参加し、障がいを持つ方同士の交流や社会参加の活動などへの自立支援を行う。	福祉課 民間団体
③ 市身体障害者協議会運営補助	身体障がい者の社会参加の推進を図るため、市身体障害者協議会の活動に補助金を交付し活動を促進する。	福祉課

## (3) 活動・就労の場の充実

何らかの理由で社会とのつながりが薄く、既存の支援では対応できない狭間のニーズを有している方に対し社会参加につなげます。

また、自立に向けた基盤である就労の場を確保するため、一般就労に向けた相談等により、寄り添いながら支援を行います。

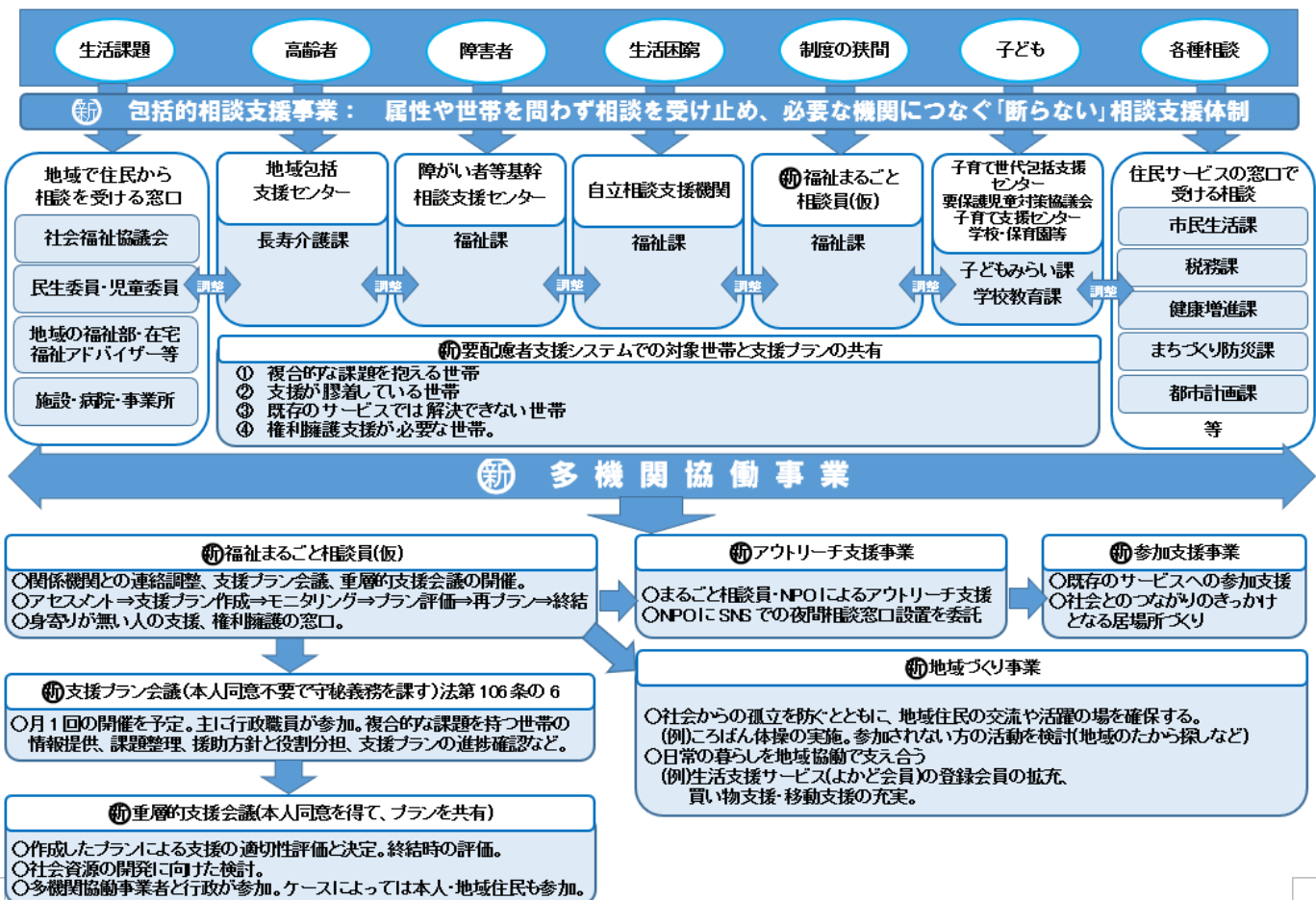
なお、直ちに就労することが難しい方のためには、その方に合った訓練機会や就労以前に一步踏み出す機会を提供するなど、一般就労に向けた支援を中・長期的な視野を持って行います。

### ■市・関係機関が行う主な取組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 市立ハローワーク運営事業	生涯現役促進協議会に委託し、きめ細かな就労支援サービスを提供し、求職者の就職促進及び人手不足の解消を図る。	水産商工課
② 生活困窮者就労準備支援事業	雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために一定期間必要な訓練を行う。	福祉課

施策・事業	概要	担当部署
③ (新)参加支援サポートプロジェクトの開発	<p>就労以前に、一歩踏み出し社会につながるためのプロジェクト型の参加活動として就労支援事業所等に委託し、団塊世代など地域の協力を得ながら地域課題の解決につながるプロジェクトの実施を検討する。</p> <p>(例)「ブックエナジープロジェクト」：本の寄附を呼びかけクリーニングを行いネットで再販売</p> <p>「住まいるプロジェクト」：ゴミ屋敷の片づけに参加を募る</p> <p>重層的支援体制整備事業交付金の活用を検討する。</p> <p>「お助け農園プロジェクト」：収穫期や摘果など人手が必要な作業の手伝いを募る。</p>	福祉課など

■いちき串木野市の目指す重層的支援体制整備事業(イメージ)■





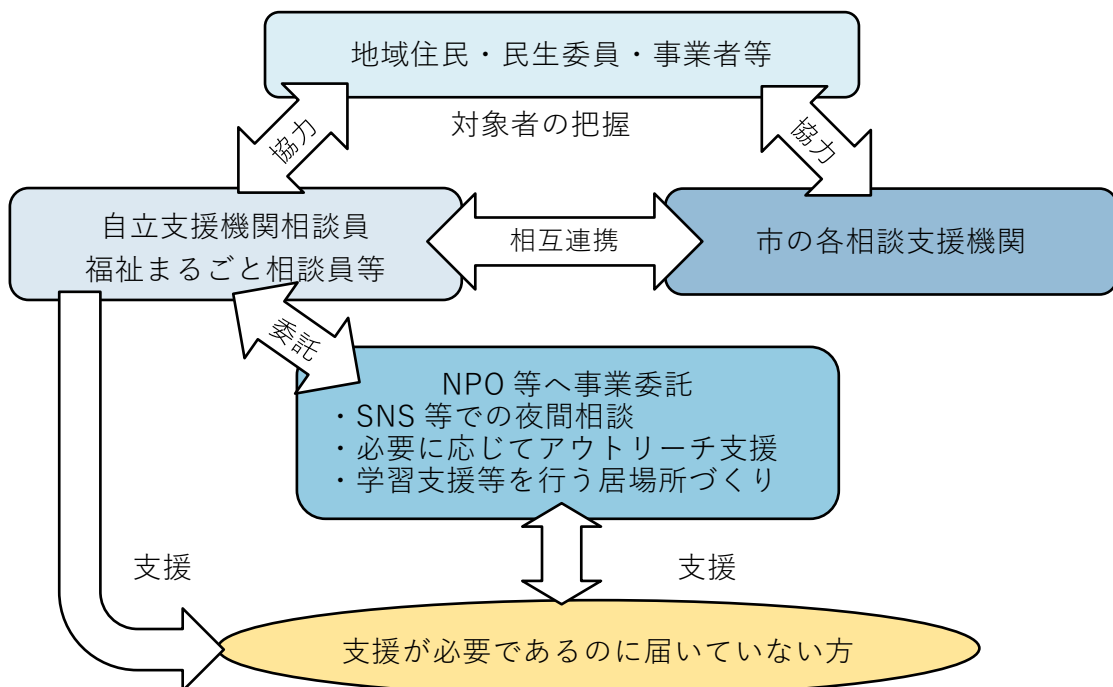
#### (4) 制度の狭間で支援を受けられない方の早期発見と相談支援

「制度の狭間」にある、既存の制度による解決が困難な課題の解決を図るため、地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的な支援体制の構築を目指します。

##### ■市・関係機関が行う主な取組み■

施策・事業	概要	担当部署
① (新)孤立孤独対策事業 (ひきこもり対策)	ひきこもり相談会やSNS相談・アウトリーチ支援など時間外対応が可能なNPOと連携し、相談支援・居場所づくりを行う。	福祉課
② (新)身寄りがない方の入居・入院入所支援・死後事務委任	円滑な入院入所ができるように金銭管理・死後委任事務・残置物整理など身元保証に代わるサービスを構築し、サービス利用者は円滑に入院入所できるように関係機関と協議を行う。	福祉課
③ (新)ヤングケアラーの早期発見と相談支援	親の病気や精神面が不安定な場合や養育能力不足等により、幼い兄弟の面倒や家事により、自らの時間が持てない児童生徒について、把握ができていない。また、生活援助の制度が確立されておらず、対象者への支援の手立てが見通せない。対象者を把握し、相談内容に応じた家事支援・送迎支援などの福祉サービスをボランティアもしくは事業所と連携して提供し、児童の負担の軽減に努める。	子どもみらい課 福祉課 学校教育課

##### ■アウトリーチ等を通じた孤立孤独対象者把握と継続的な支援■



## ■身寄りがない方の入居・入院入所支援の考え方■

身寄りが判明していない方が入院せざるを得ない状況になったときに、医療機関との連携が円滑にできるように次の流れを踏まえて支援を検討する。

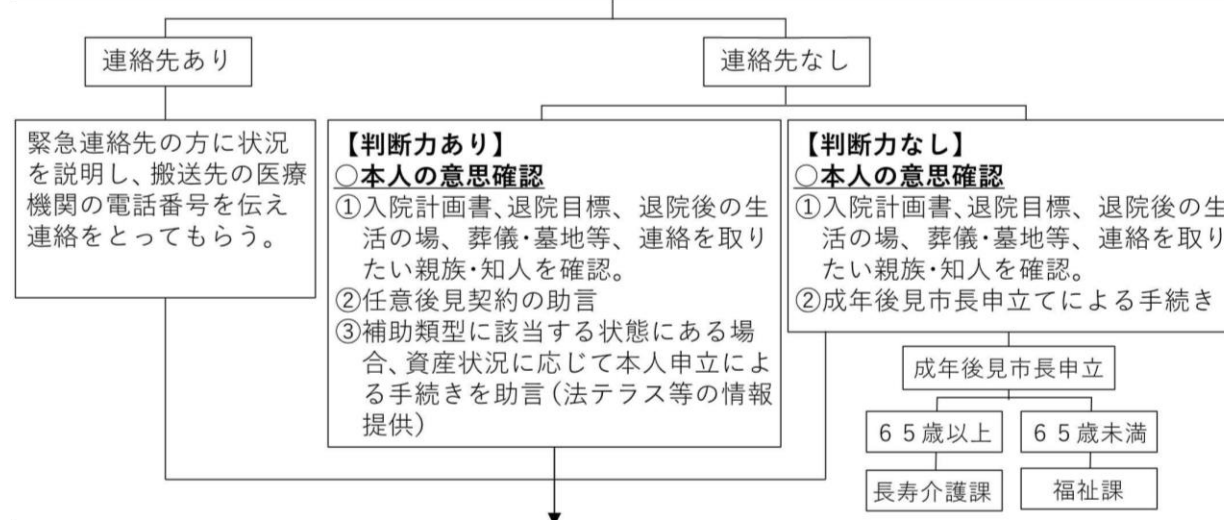
### 身寄りがない人の入院から退院支援の対応について

相談窓口：65歳未満 福祉課(福祉まると相談員)、65歳以上 地域包括支援センター

#### 救急車要請と並行して親族等の緊急連絡先を確認する

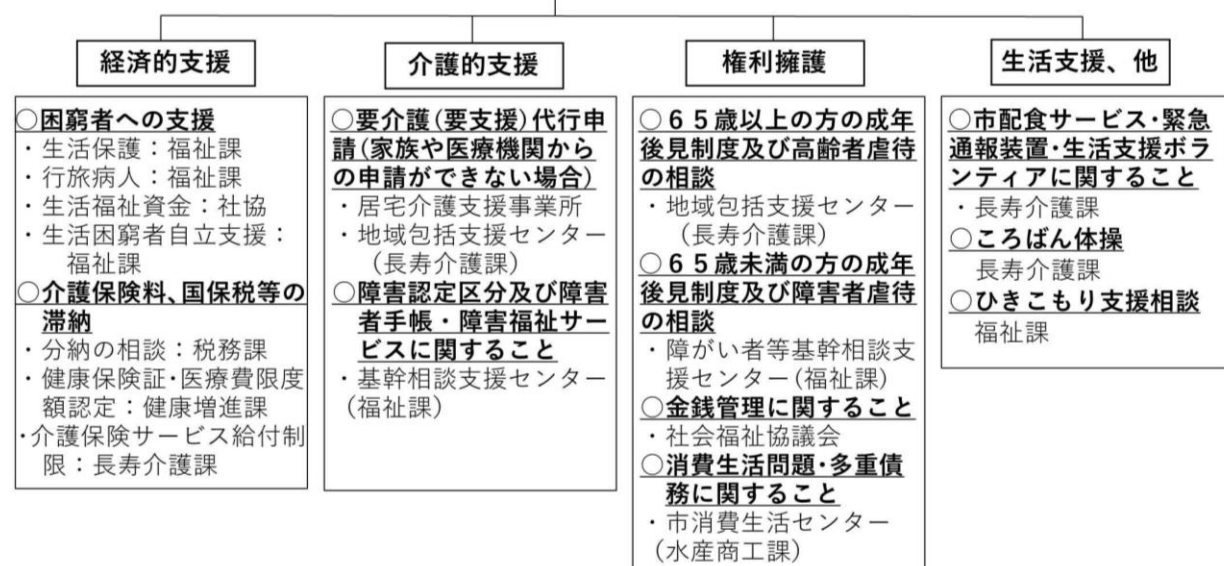
##### (確認方法)

- 本人・民生委員・公民館長・地域包括支援センター・障がい者等基幹相談支援センターなど
- 要介護(要支援)認定者の場合は、長寿介護課で担当ケアマネージャーの有無について照会する。
- 障害者手帳所持者の場合は、福祉課に照会する。



#### 【入院中・退院後の支援】

退院後の支援を必要とする状態にある場合、当該医療機関と連携をはかるべき担当機関(庁内もしくは事業所)を定めておき、入院中から連携が図れるようにする。



#### ○身元引受サポートの検討

高齢者・出所者等で身元引受け人がおらず住宅への入居が困難な方や身寄りが無いまたは親類と疎遠で入院入所が困難な方への対応が問題となっている。既存の身元保証サービスは費用の根拠が不明朗で高額なことから、円滑な入院入所ができるように金銭管理・死後委任事務・残置物整理など身元保証に代わるサービスを構築し、利用者は円滑に入院入所できるように関係機関と協議を行う。

# 第6章 地域福祉の推進にあたって

## 第1節 計画の推進体制の強化・充実

地域住民の主体的な参画と福祉関係団体・事業者の協働のもと、地域での各種福祉活動や交流活動の支援などに継続的に取り組むとともに、地域住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉事業者等がそれぞれの立場や役割を果たしながら、支え合い、連携して計画を推進していきます。

### (1) 社会福祉協議会との連携強化

住民へのきめ細かい福祉サービスを提供するため、社会福祉協議会を地域福祉推進の中心的な組織として位置づけ、事業運営等に対して支援し、地域の福祉活動を推進していきます。

### (2) 民生委員・児童委員等との連携強化

民生委員・児童委員は、地域福祉の担い手であり、市民とともに活動するリーダーとしての役割を担っています。それぞれの役割や特性を活かし、主体的な活動が展開されるよう、ネットワークの構築を図ります。

### (3) 自治公民館・まちづくり協議会との連携強化

自治公民館・まちづくり協議会は、市民にとって身近な地域におけるコミュニティの一つであり、住民同士の支え合いの関係性を構築する上で中心的な役割を果たすことが期待される組織です。市民の自治公民館への参加促進を図るとともに、適切な情報共有・連携を図ることで、地域住民同士の支え合いを支援していきます。

### (4) 各種団体・事業者等との連携強化

高齢者クラブ・女性団体等をはじめ、地域の各種団体や住民グループ等が連携し、自主的に取り組む福祉活動の充実を図るとともに、NPOや民間企業の協力を得ながら福祉事業を推進し、地域福祉活動の拡大を図ります。

また、介護福祉サービスや障害福祉サービスを提供する事業者、医療機関等との連携を図り、市民がライフステージに応じた適切な支援を受けられるような体制づくりを進めていきます。

なお、誰もが、自分の意思に基づいて適切なサービスを選択・利用できるよう、事業者等との連携のもと、多様な福祉サービスが展開されるまちづくりを進めるとともに、必要なサービスを必要な時に利用できる情報提供を行います。

### (5) 国・鹿児島県、専門分野の関係機関との連携強化

国及び鹿児島県の動向を把握しつつ、地域福祉に関連する情報共有、調査研究等に積極的に協力していきます。また、保健・福祉、医療など幅広い領域の関係機関との連携を深めます。

### (6) 福祉まると支援会議・重層的支援会議での多機関協働の連携

複合化した課題を抱える世帯の地域生活課題を解決するために、「福祉まると支援会議」で個別支援プランに基づき支援の方向性や役割分担を協議し、「重層的支援会議<sup>12</sup>」でプランの適切性協議や終結等の評価及び社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等を多機関協働で連携して実施します。

## 第2節 市民・地域の役割

地域福祉の推進においては、市民による積極的な地域活動への参画が不可欠です。年齢や性別、障がいの有無など、あらゆる属性を越えた交流・助け合いの中で、誰もが安心してその人らしい暮らしを続けられるいちき串木野市をつくっていくための市民・地域の役割を以下のように定めます。

#### ■市民と地域の役割（自助・共助）■

<b>基本目標 1</b> <b>地域で支え合う仕組みづくり</b> <b>「地域づくり」</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 日頃のあいさつを積極的に行いましょう。</li><li>● 困っている人を見かけたら声をかけましょう。</li><li>● 地域の活動に参加しましょう。</li><li>● 幅広い世代と積極的に交流しましょう。</li><li>● 福祉について積極的に学びましょう。</li></ul>
---	---

<sup>12</sup> 多機関協働事業において実施し、関係機関間の連携やプランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出等について検討するための会議のこと。

<p><b>基本目標 2</b></p> <p><b>相談支援体制と地域福祉のネットワークを強化する「包括的相談支援、多機関協働」</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報やホームページ等を活用し福祉情報を収集しましょう。</li> <li>● 困っている人がいたら、相談先を教えてあげましょう。</li> <li>● 離れて暮らす家族でも、積極的にコミュニケーションを取りましょう。</li> <li>● 地域の見守り活動に参加しましょう。</li> <li>● 自分だけで解決しようとせず、市役所や専門機関と相談しましょう。</li> </ul>
<p><b>基本目標 3</b></p> <p><b>安心して暮らせる地域をつくる</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難場所や避難経路、非常持ち出し品を確認しましょう。</li> <li>● 防災訓練に参加しましょう。</li> <li>● 人権について理解を深めましょう。</li> <li>● 地域での見守り活動に関心を持ちましょう。</li> <li>● ファミリーサポートセンターの提供会員に参加しましょう。</li> <li>● 「困りごと支え隊」「かせとも」に参加しましょう。</li> </ul>
<p><b>基本目標 4</b></p> <p><b>自分らしく暮らせる地域をつくる「参加支援」</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康に関する正しい知識を身に付けましょう。</li> <li>● 生活習慣の改善でより健康な身体づくりを目指しましょう。</li> <li>● 定期健診などで自分の心身について理解を深めましょう。</li> <li>● 一人で悩まず、家族や友人、民生委員・児童委員、相談窓口等に相談してみましょう。</li> <li>● 孤独・孤立の状態にある人のSOSを見逃さないようにしましょう。</li> </ul>

### 第3節 計画の点検及び評価

本計画は、地域住民や福祉関係団体の代表者が参加したいちき串木野市地域福祉計画策定委員会の提言を受けながら、「誰もが安心して住み続けたいと思えるまちづくり」の実現を目標として定めたものです。この目標を達成するためには、地域住民や関係団体が主体的に地域づくりに関与し、担い手となって取組むことが必要です。

市の関係課の担当で構成されるいちき串木野市地域福祉計画策定作業部会において、計画に基づく取組みの進捗状況を定期的に評価し、共有します。また、社会情勢の変化や制度の変更等による適時見直しや、必要な事項の協議をいちき串木野市地域福祉計画策定委員会で行います。なお、進捗状況の点検・把握を行うための指標は以下のとおりです。

#### ■評価指標と目標の方向性■

基本目標	指標名	現状（値）	目標の方向性
基本目標1	福祉に関わる地域活動等に「参加している」と回答した人の割合	令和4年度 26.4%	
	ころばん体操実施公民館数	令和3年度末 110 公民館 1,702 名	現状維持
	認知症サポーター数	令和3年度 215 名 累計 4,748 名	
基本目標2	「生活・福祉児童相談」の窓口を「知っている」と回答した人の割合	令和4年度 67.6%	
	総合相談支援事業 (地域包括支援センター)	令和3年度 相談件数 1,494 件	
	地域ケア会議(個別会議)	毎月1回開催	現状維持
	地域包括ケア会議(地区別会議)	令和3年度 5回開催	現状維持

基本目標	指標名	現状（値）	目標の方向性
基本目標3	成年後見制度を「名称と内容について知っている」と回答した人の割合	令和4年 35.2%	➡
	認知症カフェ実施個所数	令和3年度末 2ヶ所	➡
	認知症徘徊見守り SOS ネットワーク登録	令和3年度末 44名	➡
基本目標4	重層的支援体制整備事業の実施	事業実施に向けた検討	実施
	高齢者元気度アップポイント事業 商品券交換者	令和3年度末 商品券交換者 1,461名	➡
	自分が孤立していると感じることは“ある” （「時々ある」と「常にある」の合計）の割合	令和4年 13.6%	➡

## 第4節 計画の周知

本計画の内容を幅広く市民に周知するため、「広報いちき串木野」や市Webサイト等の各媒体を活用し、情報発信を行います。また、計画の普及を図るため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員や自治会等と連携し、すべての市民が主体的に地域づくりに関与できるよう努めます。

# 第7章 いちき串木野市成年後見制度 利用促進基本計画

## 第1節 計画の概要

### (1) 計画策定の背景と趣旨

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な人のために、財産管理や日常生活における契約事務等を代わって行う後見人等を家庭裁判所が選任する制度で、措置から契約制度へと変わった介護保険制度導入とともに平成12年4月から始まりました。

今後増加すると思われる認知症高齢者や障がい者を支える家族の高齢化などにより、成年後見制度の需要は一層高まっていくと予想されていますが、十分に利用されていないことから、国は平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「利用促進法」という。）を施行し、成年後見制度の利用の促進に関する施策を計画的に推進することを目的として、平成29年3月には「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「国の基本計画」という。）、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進計画」を閣議決定しています。

こうした国の動向等を踏まえ、本市においても、利用促進法の基本理念である「ノーマライゼーション<sup>13</sup>」、「自己決定権の尊重」、「身上の保護の重視」を念頭に、地域共生社会の実現を目指す包括的支援体制において多くの関係者と連携した「権利擁護支援」を一層充実し、成年後見制度を必要とする人が制度を利用しながら、安心して暮らし続けることができるよう、成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的に推進するため、「いちき串木野市成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定します。

### (2) 成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分でない人の権利を守る支援者である成年後見人・保佐人・補助人（以下「後見人等」という。）を家庭裁判所が選任し対象者を法律的に支援する制度です。大きく分けて「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つがあり、それぞれ支援を必要とする人の状況や意向に合わせて支援内容を選択できるようになっています。選任された後見人等が預貯金等の管理や介護サービス等の利用契約を行うことにより、対象者の財産や生活を守ることができます。

<sup>13</sup> 障がい者や高齢者などが他の人と平等に生きるために、社会基盤や福祉の充実などを整備していく考え方。



## ■成年後見制度の種類■

### ◆任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、判断能力が低下した場合に代わってしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で定めておく制度で、本人の判断能力が低下した際に四親等内の親族や任意後見受任者等が申立を行い任意後見監督人が選任されることで契約の効力が生じます。

### ◆法定後見制度

既に判断能力が不十分と判断されるときに、申立により家庭裁判所によって選任された後見人等が本人に代わって財産や権利を守り、本人を法的に支援する制度です。

補助、保佐、後見の三つの類型により後見人等に与えられる権限や職務の範囲が異なります。選任される後見人等については、家族などの親族後見人、第三者である専門職の専門職後見人、社会福祉法人等の団体が就任する法人後見、身近な地域の市民が就任する市民後見人などに分類されます。

## ■補助、保佐、後見の違い■

	補助	保佐	後見
対象となる人	判断能力が不十分な人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が欠けているのが通常の状態の人
支援する人	補助人	保佐人	後見人
申立ができる人	本人・配偶者・四親等内の親族・市町村長等		
代理権	申立により裁判所が定める特定の法律行為		すべての法律行為（本人の同意は不要）
同意権・取消権	申立により裁判所が定める特定の行為	法律上定められた重要な行為のほか申立により裁判所が定める行為	日常生活に関する行為（日用品の買い物等）以外の法律行為

代理権：後見人等が本人に代わって契約等の法律行為を行える権限。

同意権：本人が契約等の法律行為をする場合には後見人等の同意が必要であるという権限。

取消権：後見人等の同意がないまま本人が法律行為等をした場合にその法律行為を取り消せる権限。

### (3) 計画の位置づけ（計画の法的根拠）

基本計画は、利用促進法第14条第1項における市町村計画として位置づけられるものです。条文では、「市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努める」とされています。

### (4) 計画の期間

第1期となる基本計画の期間は、地域福祉計画と一体的に取り組むため令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

### (5) 計画の策定体制

#### 1. ワーキングの実施

事業所・団体、民生委員・児童委員、市関係課職員等を対象に、今後の成年後見活動の充実を図ることを目的に、本市における成年後見制度を必要としている人や制度の相談活用状況についてワーキングを実施しました。

## 第2節 いちき串木野市における現状と課題

### (1) 統計データから見たいちき串木野市における成年後見制度を取り巻く現状

#### 1. 認知症高齢者の状況

以下では、介護保険認定申請者のうち、主治医意見書の「認知症高齢者の日常生活自立度」でⅡ以上（何らかの支援が必要と思われる人）の記入があったものを表にまとめています。65歳以上のⅡ以上の割合は、年々減少しています。

なお、この表では介護保険認定申請者のみを計上しているため、未申請のため市が把握できない判断能力に不安を抱える高齢者はこの他にも存在すると見込まれています。

■認知症高齢者数と割合（65歳以上の要介護申請者のうち認知症有病率等）■

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
65歳以上人口（人）	10,052	10,138	10,273	10,291	10,306
うち認知症Ⅱ以上の判定を受けている人（人）	1,388	1,370	1,366	1,340	1,318
65歳以上人口に占める認知症Ⅱ以上の判定を受けている人の割合（％）	13.8	13.5	13.3	13.0	12.8

資料：いちき串木野市長寿介護課（各年度末現在）

※令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る介護認定更新申請の有効期間の延長により、前回の介護認定申請の主治医意見書の記載を引き継ぐものとしているので推定値となる。

※認知症高齢者の日常生活自立度判定基準は以下のとおり。

- I：何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
- II：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても誰かが注意していれば自立できる。
- III：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
- IV：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
- M：著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

## 2. 成年後見制度の利用状況

成年後見制度と任意後見制度の利用状況について、類型別に見ると、最も多いのは成年後見で全体の8割以上を占めています。

### ■いちき串木野市の成年後見利用者数■

単位：件

	成年後見			任意後見	合計
	後見	保佐	補助		
令和4年度	23	5	0	0	28

資料：鹿児島家庭裁判所（令和4年10月3日現在）

## 3. 成年後見制度市長申立及び後見人等への報酬助成

「いちき串木野市成年後見制度利用支援事業」とは、成年後見制度を必要とする人でありながら、申立をすることができない本人や身寄りのない人等に対し、市長が後見開始等の申立を行うことにより、後見人等による財産管理や身上保護を行うものです。また、市長が申立をした人のうち、生活保護を受けている等後見報酬の支払いが困難な人に対し助成を行っています。

一人暮らし高齢者世帯の増加や身寄りのない方などの増加が見込まれる中、市町村長申立を含む適切な支援が必要となっています。

なお、直近の5年間では、令和3年度市長申立と申立費用の助成がそれぞれ1件ありました。

#### 4. 福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）

いちき串木野市社会福祉協議会では、日常生活における金銭管理や福祉サービスの契約等に不安を感じている人に対して、「福祉サービス利用支援事業」を提供しています。

比較的手続きが簡単で、安価な料金で支援サービスの利用が可能のため、成年後見制度を利用する一歩手前の制度として利用されています。契約時点では契約内容の理解ができる人であっても、時間が経過し、契約内容を理解できない状態になっているケースもあり、成年後見制度の利用促進と福祉サービス利用支援事業の適正な運用につなげる必要があります。

#### ■福祉サービス利用者支援事業（日常生活自立支援事業）利用者数の推移■

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実利用者数	27	30	26	28	27

資料：いちき串木野市社会福祉協議会事業実績報告書（各年度末現在）

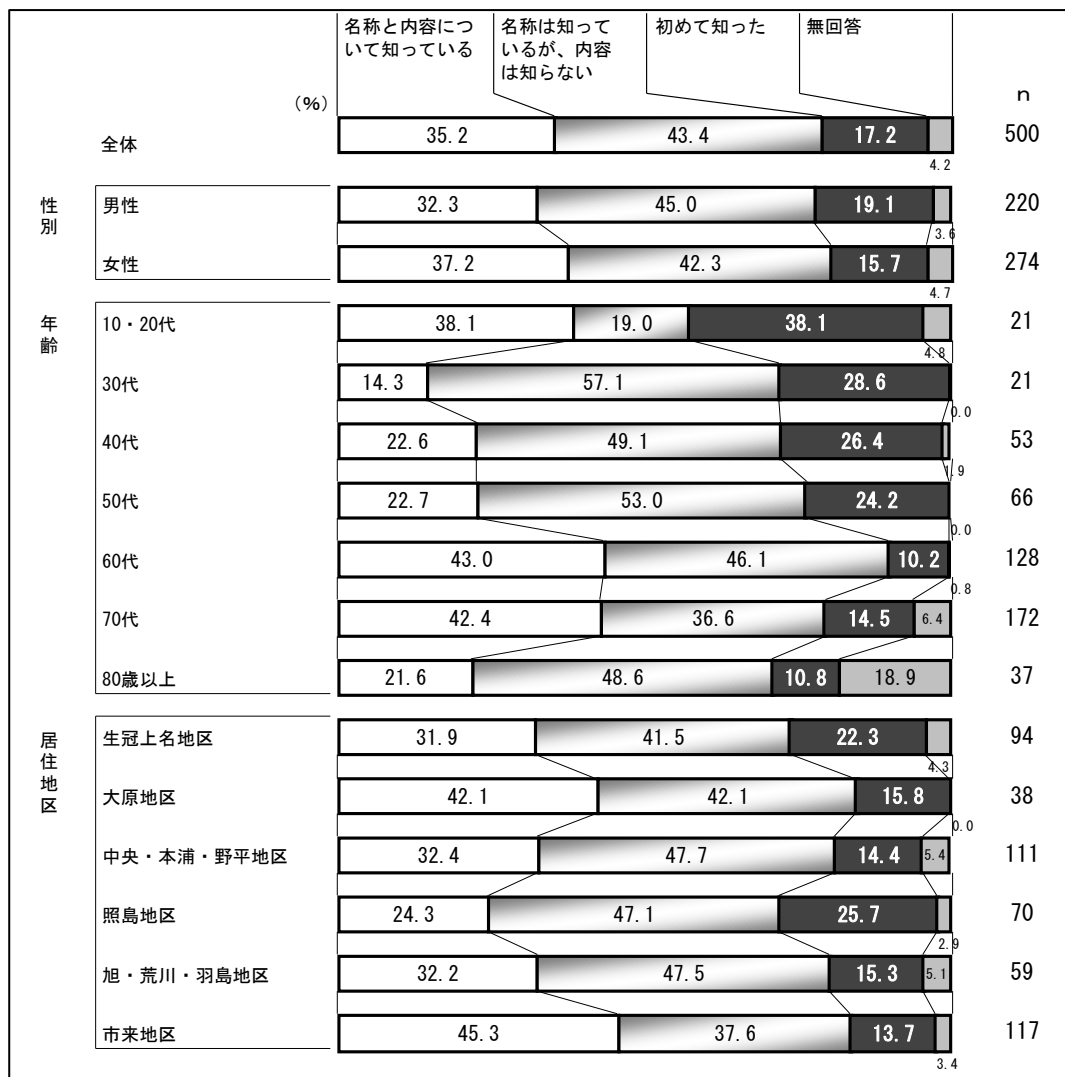
## (2) 市民アンケート調査結果

### 1. 調査の結果概要

市民アンケート調査において、成年後見制度に対する認知状況については、「名称は知っているが、内容は知らない」（43.4%）、「名称と内容について知っている」（35.2%）、「初めて知った」（17.2%）となっています。

属性別に「名称は知っているが、内容は知らない」の割合を見ると、年齢別では、60代、70代で4割を超え、他の年齢層より高くなっています。

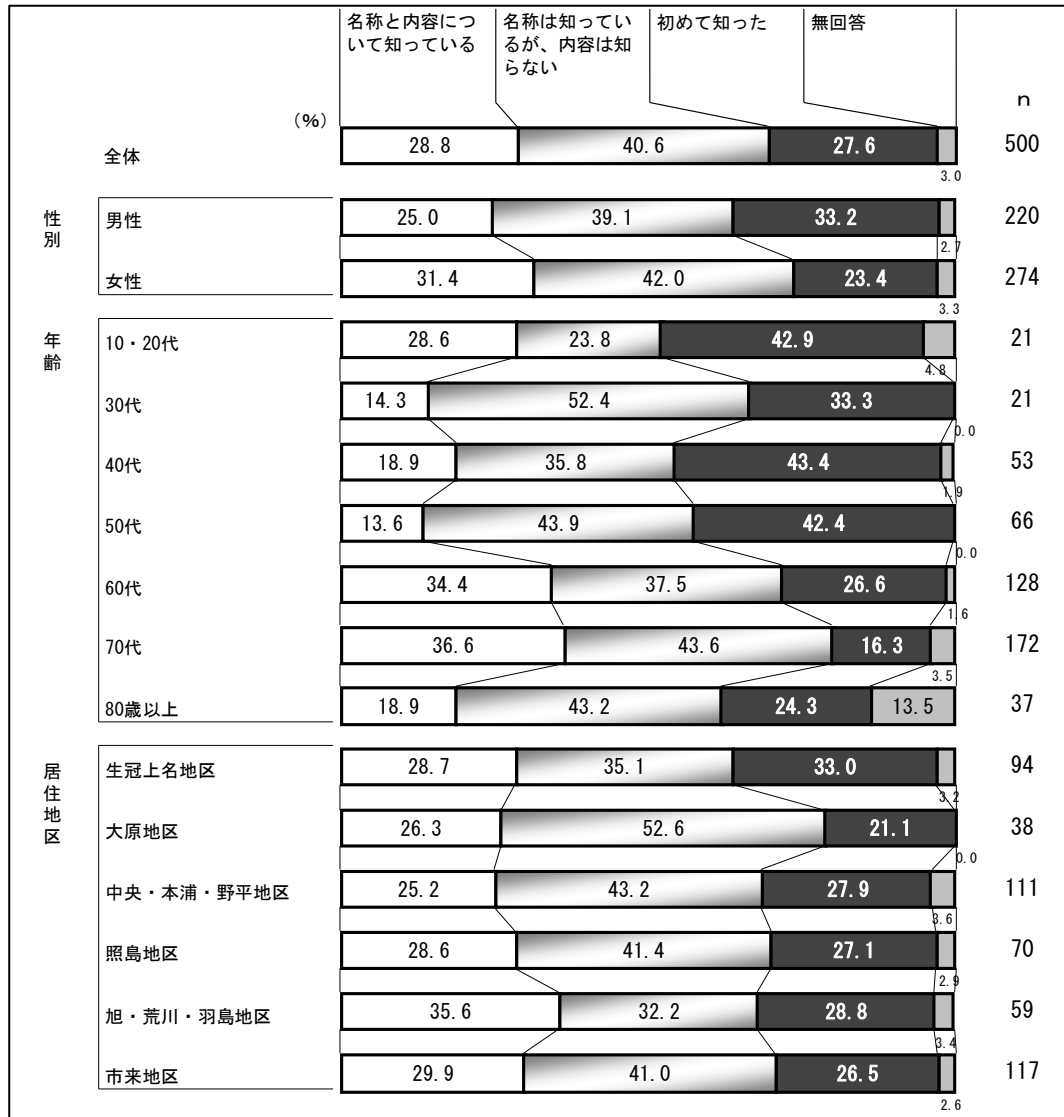
■成年後見制度について■



日常生活自立支援事業（福祉サービス利用支援事業）に対する認知状況については、「名称は知っているが、内容は知らない」（40.6%）、「名称と内容について知っている」（28.8%）、「初めて知った」（27.6%）となっています。

年齢別に見ると、「名称と内容について知っている」の割合は、60代、70代で3割を超えるなど、比較的高い年齢層の認知度が高くなっています。

■日常生活自立支援事業（福祉サービス利用支援事業）について■



### 3. 成年後見制度における課題

認知症や知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資するものですが、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにも関わらず、周知や利用は十分とはいえない状況です。

アンケート調査においても、50代以下の年代においては「初めて知った」との回答が2割以上を占めており、更なる制度の周知とその適正な利用の普及促進が必要です。

高齢化や核家族化の進行に伴い、身近に頼ることができる人がいない高齢者等の増加が見込まれる中において、たとえ判断能力が不十分で、自らにとって必要なことを主張し、一人で選択や決定をすることが難しい状態になっても、地域社会に参画し、尊厳を持ってその人らしい生活を継続できるよう、成年後見制度の適切な利用を含む地域の権利擁護支援の在り方を総合的に考え、住民に必要な権利擁護の支援につなげることができる地域の仕組みづくりが求められています。

## 第3節 基本理念と基本的な考え方

### (1) 基本理念

「第1次いちき串木野市地域福祉計画」に掲げる基本理念「誰もが安心して住み続けたいと思えるまちづくり」と同一とします。

### (2) 基本的な考え方

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上的の障がいにより判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、後見人等が、その判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度趣旨があり、これらの点を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度とすることを目指して導入されたものです。

しかしながら、現在の成年後見制度の利用者数は、認知症高齢者等の数と比較して少なく、成年後見制度の利用者においても、利用のメリットを実感できていないケースが多いと考えられます。以上のことから、今後の成年後見制度の利用促進にあたっては、「ノーマライゼーション」「自己決定権の尊重」の理念に立ち返り、改めてその運用の在り方が検討されるべきです。

さらに、これまでの成年後見制度が、財産の保全のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点に欠けるなどの硬直性が指摘された点を踏まえると、「身上の保護の重視」の観点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用が検討されるべきです。今後、成年後見制度の利用促進を図っていくためには、①制度の広報・周知、②相談・発見、③情報集約、④地域体制整備、⑤後見等申立、⑥後見等開始後の継続的な支援、⑦後見等の不正防止、といった場面ごとに、課題を整理して体制を整備し、対応を強化していくことが求められます。加えて、本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等に資するため、日常生活自立支援事業等と連携し、成年後見制度以外の権利擁護支援策や生活支援等のサービスを充実させ、身寄りのない方を含めて地域で安心して暮らすことができるよう、取組みを進めていく必要があります。

国における基本的な考え方を踏まえ、第1次いちき串木野市地域福祉計画の基本理念「誰もが安心して住み続けたいと思えるまちづくり」の実現に向けて取組みます。また、基本計画は、制度の利用が必要な人の発見と継続的な支援、正しい成年後見制度の周知と理解を促進する施策を総合的に推進していく計画として、第1次いちき串木野市地域福祉計画と一体的に策定します。

## 第4節 具体的な施策・事業

### (1) 地域連携ネットワークと中核機関の整備

#### 1. 成年後見支援センターの設置と地域連携ネットワークの構築

ニーズ調査結果から見えてきた課題にもあるように、成年後見制度の理解を深め、適切な利用につなげていくためには、広報・啓発による制度の周知や個々の背景にある複合的な生活課題を重層的・総合的に支援していくための専門職との連携やノウハウの蓄積が必要となります。その推進機関として「成年後見支援センター」（以下「センター」という。）の設置が求められています。なお、センターは福祉サービス利用支援事業から成年後見制度利用へのスムーズな移行等が求められることからいちき串木野市社会福祉協議会への委託を検討していきます。

また、どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制整備を目指します。

地域連携ネットワークの要としてセンターと本市が協働し、医療・福祉等の既存のつながりに加え、新たに法律や金融等の分野とも連携し支援体制の強化のため有機的な地域連携ネットワークを構築します。



## ■地域連携ネットワークの4つの役割■

- ・ 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ・ 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ・ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
- ・ 重層的支援体制整備事業と連携した包括的な支援体制との一体的な運用

### 2. 地域連携ネットワークの具体的な推進

成年後見制度の利用が必要な人の状況に応じ、親族や司法・福祉・医療・地域の関係者等が連携して関わり、適切に必要な支援につなげるための「チーム」づくりを行います。

後見人等が選任された後も、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行います。

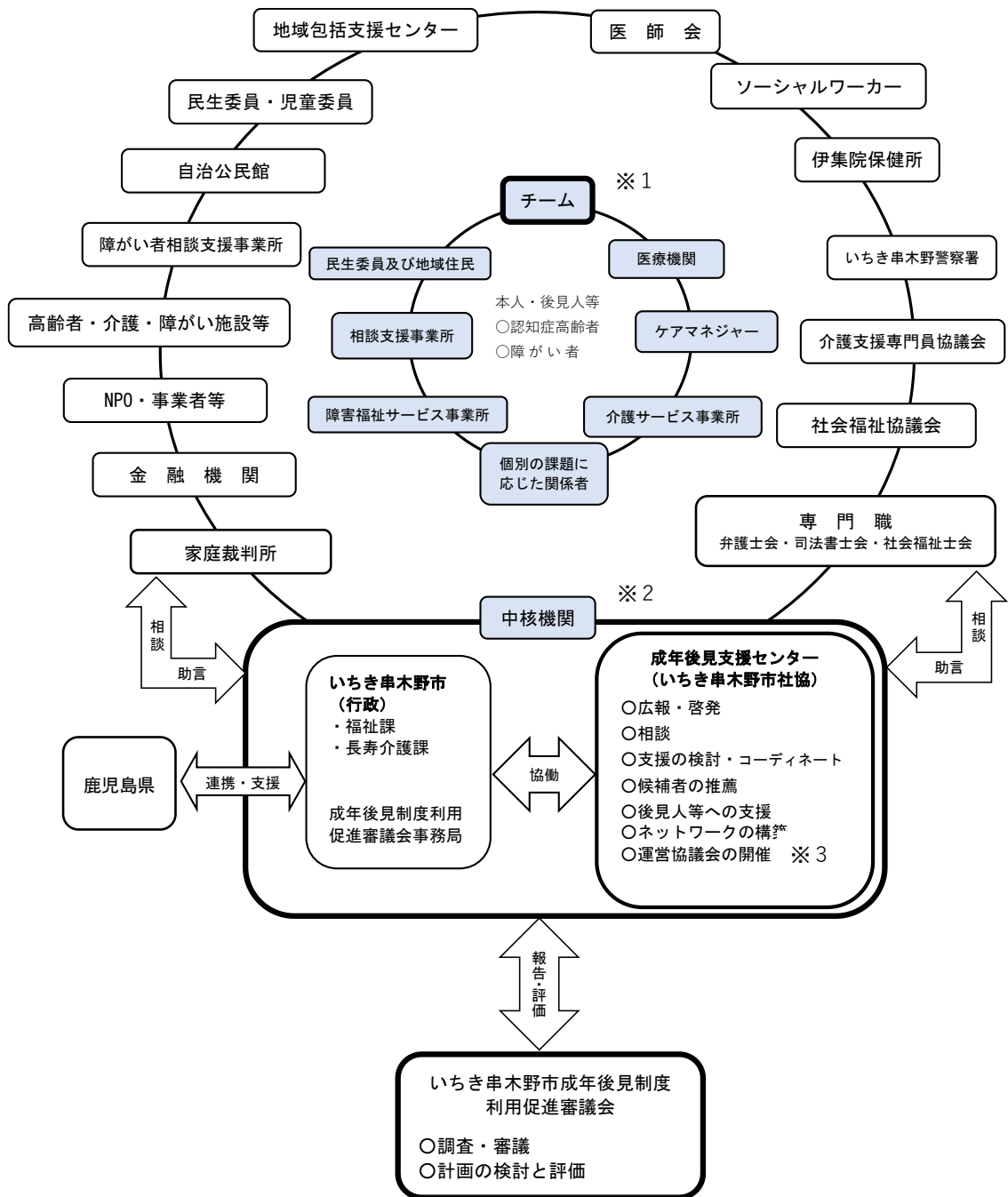
国の基本計画では、チームはできる限り既存の支援の枠組みを活用して編成することとされており、本市では必要に応じて開催されているケース会議のメンバーを「チーム」と位置づけ、ネットワークの体制の強化に努めます。

また、センターにおいては、運営協議会を設置し、司法・福祉・医療・地域の関係者等によるセンターの運営に関することや成年後見制度の利用促進の在り方などを検討します。

### 3. 中核機関の設置・運営

地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関としていちき串木野市とセンターが役割分担しつつ相互に協力・連携し共同で運営します。

中核機関では、①権利擁護支援・成年後見制度の利用促進機能の強化に向けた、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う役割、②支援の実践と法律・福祉等各種専門職団体が参加し協力・連携を担う協議会の事務局の役割、③本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断について専門職による助言を確保するなどの進行管理に関する役割を担います。



- ※1 「チーム」：権利擁護支援が必要な人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み。後見等の開始前においては身近な親族や福祉・医療・地域の関係者等、開始後はこれに後見人が加わる形で個々に構成されます。
- ※2 「中核機関」：政策的な判断・対応を行う市と、支援の実践・連携を担うセンターが協働しながら、地域連携ネットワークの全体のコーディネートを行います。
- ※3 「運営協議会」：地域において各専門団体・関係機関の協力・連携強化を協議するとともに、前後を問わず「チーム」を支援します。また、センターの運営方針などを検討します。

## (2) 広報・啓発活動の充実

## 1. 成年後見制度に関する広報・啓発活動の充実

本市が行った市民アンケート調査の結果でも、成年後見制度の認知度は8割程度となっており、引き続き認知度を高める必要があります。

権利擁護支援を必要とする人の早期発見・早期相談を行うためには、地域住民、地域の相談機関をはじめ、金融機関や自治体の各種相談窓口が判断能力の低下に伴って発生しやすい様々な課題やリスクを知り、意識する必要があります。

積極的に広報・啓発することにより、これまであまり知る機会がなかった成年後見制度を、権利擁護の支援策の一つとして、利用しやすくかつ適切に相談窓口につながる環境を整備します。

### (3) 相談体制・支援の検討

#### 1. 司法・福祉の専門職等を含めた支援チームの構築等

権利擁護支援が必要となり相談があった場合、まずは本人の意思を尊重しつつ、支援の必要性、適切な支援内容の検討が必要となります。

あらゆる相談が集積されるセンターにおいては、様々なケースに対応できる法律・福祉の専門知識やノウハウが蓄積され、地域における連携・対応強化の進行役としての役割が期待されます。本人を日常的に支援する身近な関係者による「チーム」を形成し、支援方針を検討します。

また、地域連携ネットワークを構築することは、相談に対応する体制整備に最も大きな意味を持ち、多職種の機関や専門職とつながることで、多様で複雑な案件にも対応できるようにします。

### (4) 成年後見制度の利用促進

成年後見制度利用促進のため、申立の支援、専門職受任調整、担い手の育成・支援、福祉サービス利用支援事業等の関連制度から成年後見制度へのスムーズな移行などに取組みます。

#### 1. 担い手の育成と支援

現在、後見人等の多くは、身寄りのない高齢者や親族と疎遠な人の増加により弁護士、司法書士及び社会福祉士等の専門職が受任する割合が増加しています。しかしながら、地域の専門職の人数には限りがあり、今後、高齢化等の進展により、成年後見制度の利用を必要とする人の増加が見込まれる一方で、後見人等を担う人の数は十分ではありません。

今後、「市民後見人養成講座」を開催し、地域における支援者を活用できる体制を整備するとともに、社会福祉法人等の法人後見実施団体の確保についても取り組んでいきます。

## 2. 本人にふさわしい成年後見制度利用に向けた検討・専門的判断

本人の利益のために申立人や候補者は誰がふさわしいのかなどを、専門職等を含めた受任調整を行います。

## 3. 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方

現行では、本人が後見人等に報酬を支払うことが困難である場合、市長が家庭裁判所に審判申立を行ったケースについて報酬を助成し、後見人等が適切に財産管理、身上保護を行い、本人の生活を守れるよう支援しています。

しかしながら、本人申立、親族申立等が可能ではあるものの、低所得であるが故に申立をためらうケースもあると思われます。国の基本計画では、「地域支援事業実施要綱において、成年後見制度利用支援事業が市町村長申立に限らず、本人申立、親族申立等を契機とする場合をも対象とすることができること（中略）を踏まえた取扱いを検討すること。」となっていることから、今後、成年後見制度の利用を促進するにあたり、要件及び範囲の拡大について検討します。

## 4. 任意後見制度の利用促進

近年の高齢化の進行や単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が顕在化しています。そのため、障がい者や認知症の以外で成年後見制度の対象とならない方についても任意後見制度を活用し、地域において安心して暮らせるように関係機関と連携して支援方法を検討します。

## (5) 後見人支援及び不正防止に向けた取組み

### 1. 成年後見支援センターの段階的な整備と機能拡充

親族後見人等は専門的知識を有しないため、思い込みによる不正案件が発生したり、専門職であっても適切な福祉サービスに関する情報が入らず、身上保護が行えなかったりするケースもあります。後見人それぞれの事情に合わせた支援が必要です。また、「チーム」員が相互に連携することで、本人や環境の変化を察知し、適切な支援を検討することができます。今後は、後見人等を含めた「チーム」を定期的にモニタリング・支援することにより、後見人等の活動上、不明なことや悩んでいることなどに対応していきます。

#### ■成年後見支援センターの機能■

機能	具体的な取組み（段階的な整備・拡充）
広報機能	<ul style="list-style-type: none"><li>・啓発のためのパンフレット作成、ホームページへの掲載</li><li>・市民や事業所等向けの講演会やセミナー等の開催</li><li>・広報活動は地域連携ネットワーク構築の目的を持ち、既存の福祉・医療・地域との連携はもとより、新たな連携先（金融機関等）等へも積極的に行う。</li></ul>
相談機能	<ul style="list-style-type: none"><li>・支援関係者「チーム」からの情報収集と十分なアセスメントを行う。</li><li>・多職種の機関や専門職との連携体制を構築し、支援の必要性の検討・適切な支援内容の検討を行う。</li><li>・後見人等からの相談も常時受け付け、後見人等の支援も行う。</li></ul>
利用促進機能	<ul style="list-style-type: none"><li>・申立支援業務</li><li>・市民後見人の養成・支援</li><li>・地域連携ネットワークの「チーム」「協議会」のコーディネート</li><li>・専門職受任調整（マッチング）</li></ul>
後見人支援機能 不正防止効果	<ul style="list-style-type: none"><li>・後見人を含めた「チーム」のモニタリング・支援</li></ul>

## 第5節 計画の評価と進行管理

本市では、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議するため、いちき串木野市成年後見制度利用促進審議会を設置し、国の基本計画に盛り込まれた施策と基本計画の進捗状況を踏まえながら、基本計画を実効性のあるものにするため、当審議会において定期的に点検・評価し、継続的に改善を図ります。

# 第8章 いちき串木野市再犯防止推進計画

## 第1節 計画策定の趣旨

### (1) 計画策定の背景と趣旨

鹿児島県では、これまでの犯罪・非行・被害防止対策の取組みと多くの人の地域活動などにより、刑法犯認知件数は平成29年の6,920件から令和3年には4,641件と減少傾向が続いています。令和2年における検挙率（認知件数に占める検挙件数）は53.8%となっており、令和2年の48.2%から約6ポイント上昇しています。

全国的に見ても、刑法犯検挙者数は減少傾向が続いていますが、再犯者数は微減にとどまっており、再犯者率は上昇傾向が続いています。犯罪や非行に陥った人に対する社会復帰支援が課題の一つとなっていることがうかがえる結果となっています。犯歴のある人の多くは、安定した仕事や住居がない、高齢である、障がいや依存症がある、十分な教育を受けていないなど様々な課題を抱えており、刑事手続終了後も立ち直りに向けた息の長い支援が求められます。

こうした状況を受けて、国では、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」を制定し、平成29年12月には「再犯防止推進計画」を策定して、地方公共団体との連携強化を含む7つの重点課題の解消に向けた施策を取りまとめています。これを受けて、鹿児島県でも平成31年3月に「鹿児島県再犯防止推進計画」を策定し、再犯の防止等に関する施策の成果指標・目標値を定めるとともに、目標の達成に向けた市町村との連携強化等の施策を取りまとめています。

本市においても、国や県、警察等と連携しつつ、更生保護関係団体や社会福祉協議会等の地域ネットワークの力を借りながら、犯歴のある人が社会復帰に向けて進んでいくための仕組みづくりの推進と、社会の構成員として受け入れられる市民理解の促進を図ることで、誰一人取り残されることのない、安全で安心なやさしいまちづくりの推進を図るため、「いちき串木野市再犯防止推進計画」（以下「再犯防止推進計画」という。）を策定します。

### (2) 計画の位置づけ（計画の法的根拠）

再犯防止推進計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」として策定するものです。

### (3) 計画の期間

再犯防止推進計画は、「第1次いちき串木野市地域福祉計画」と合わせ、令和5年度から令和9年度までの5か年とします。なお、必要に応じて随時見直しを行います。

### (4) 計画に基づく再犯防止施策の対象者

再犯防止推進計画において「犯罪をした者等」とは、「再犯の防止等の推進に関する法律」第2条第1項で定める者で、犯罪をした者又は非行少年<sup>14</sup>もしくは非行少年であった者を指します。

### (5) 計画の策定体制

市の関係課の担当で構成する策定作業部会を設置し、関係者からのヒアリングなどを通じて計画素案の検討や資料作成等を行いました。

#### ■国の再犯防止推進計画における5つの基本方針■

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

<sup>14</sup> 犯罪少年、触法少年、虞犯少年の総称。「犯罪少年」とは、犯罪行為をした14歳以上20歳未満の少年を言う。「触法少年」とは、刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年を言う。「虞犯少年」とは、一定の事由があって、その性格又は環境に照らして、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年を言う。

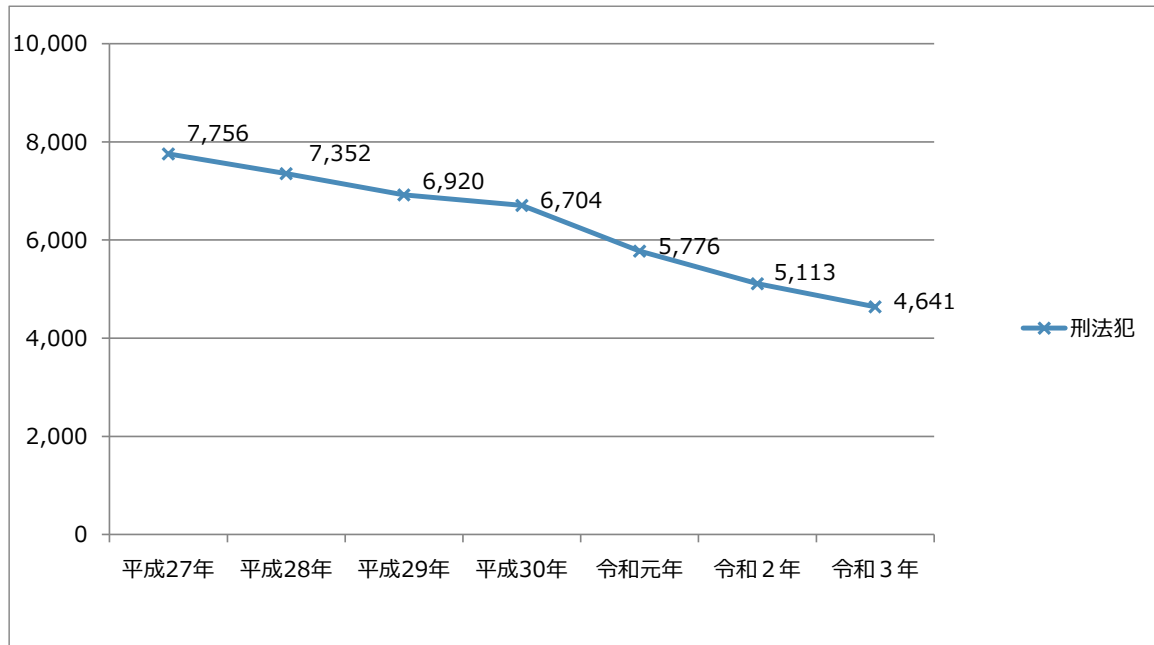
## 第2節 鹿児島県・いちき串木野市における犯罪情勢等

### (1) 鹿児島県内における刑法犯認知件数

鹿児島県内における刑法犯認知件数の推移を見ると、平成27年以降において減少傾向が続いており、令和3年には4,641件と、平成27年（7,756件）の6割程度となっています。

■ 刑法犯認知件数の推移 ■

単位：件



資料：市町村別の犯罪発生実態（各年3月31日）

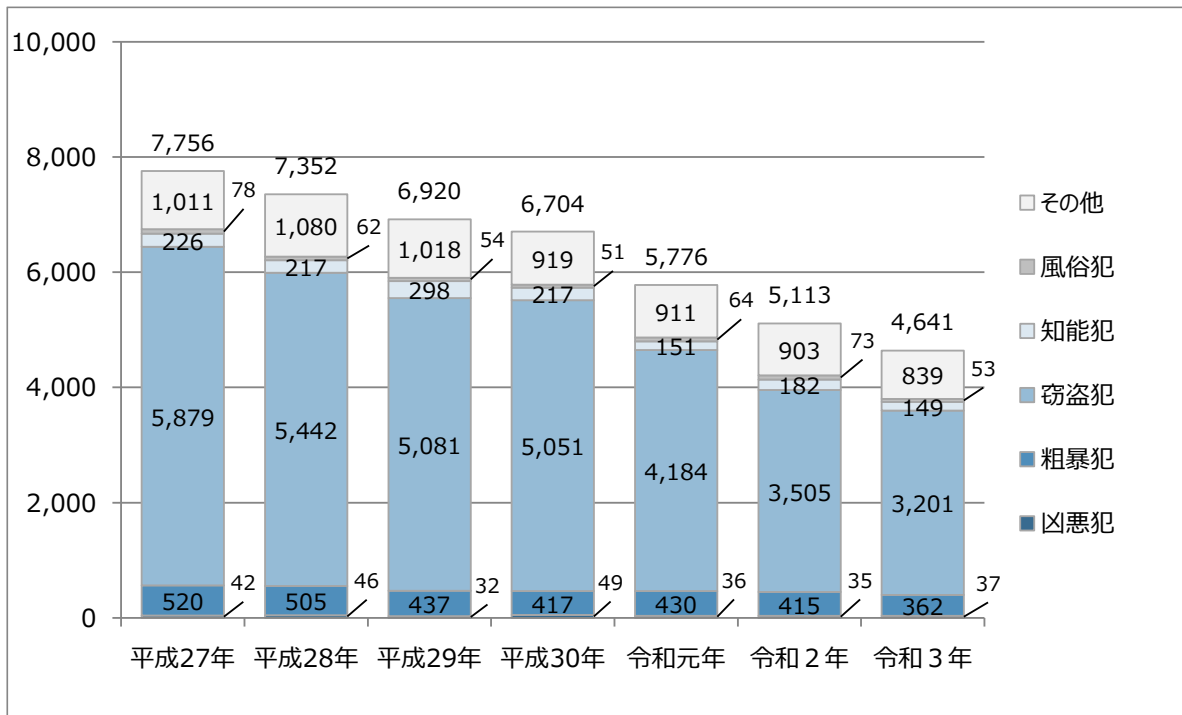


## (2) 鹿児島県内における刑法犯罪の内訳

平成27年以降の刑法犯罪の推移について、その内訳を見ると、「窃盗犯」の減少幅が特に大きく、令和3年には3,201件と、平成27年（5,879件）から半数近く減少しており、その他の犯罪についても総じて減少しています。

■ 刑法犯罪の内訳 ■

単位：件



資料：市町村別の犯罪発生実態（各年3月31日）

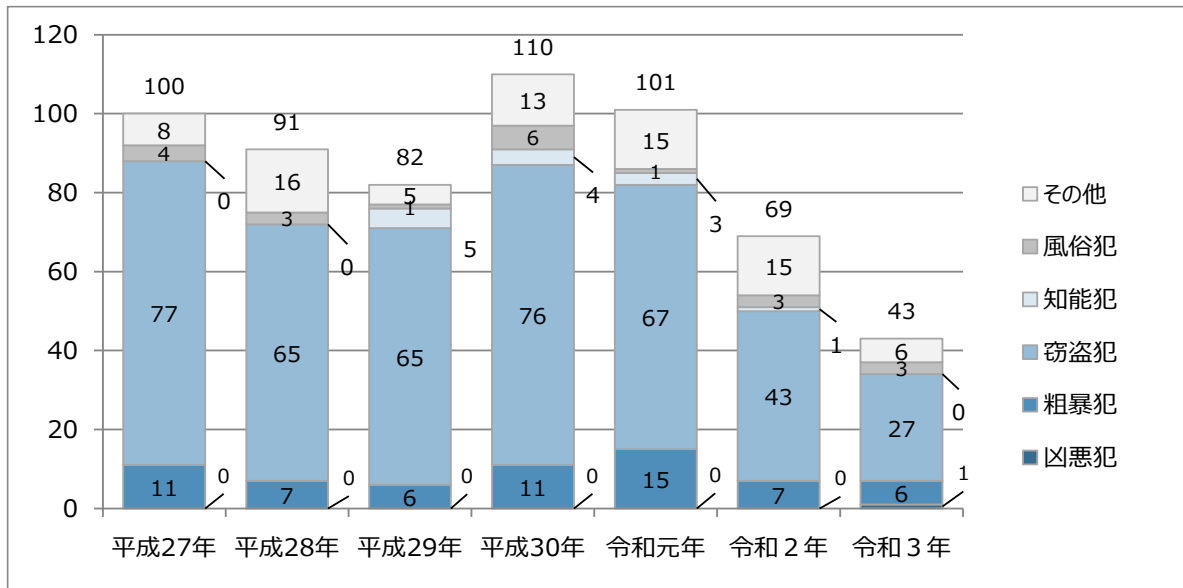
- ※「風俗犯」…賭博、公然猥褻、強制猥褻など。
- ※「知能犯」…詐欺、横領、偽造、洗職、背任など。
- ※「窃盗犯」…泥棒、ひったくりなど。
- ※「粗暴犯」…傷害、暴行、脅迫、恐喝、凶器準備集合など。
- ※「凶悪犯」…殺人、強盗、放火及び強姦など。

### (3) いちき串木野市における刑法犯罪の認知状況

いちき串木野警察署管内における近年の刑法犯罪の認知状況については以下のとおりです。鹿児島県全体の傾向と同様に、「窃盗犯」が減少傾向にあることを主な要因として、刑法犯罪認知件数は、令和3年には43件と、平成27年（100件）の4割程度まで減少しています。

■いちき串木野警察署管内における刑法犯罪認知件数の推移■

単位：件

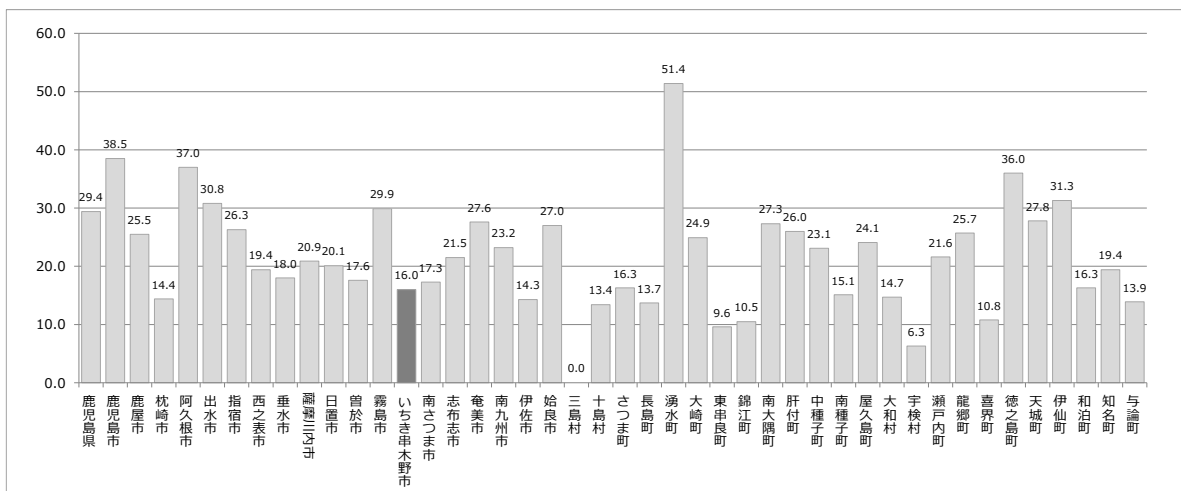


資料：市町村別の犯罪発生実態（各年3月31日）

### (4) 市町村別犯罪率の比較

市町村別に犯罪率<sup>15</sup>を見ると、本市は鹿児島県の値よりも低く、県内では比較的犯罪率が低い地域であることが分かります。

■市町村別犯罪率（令和3年）■



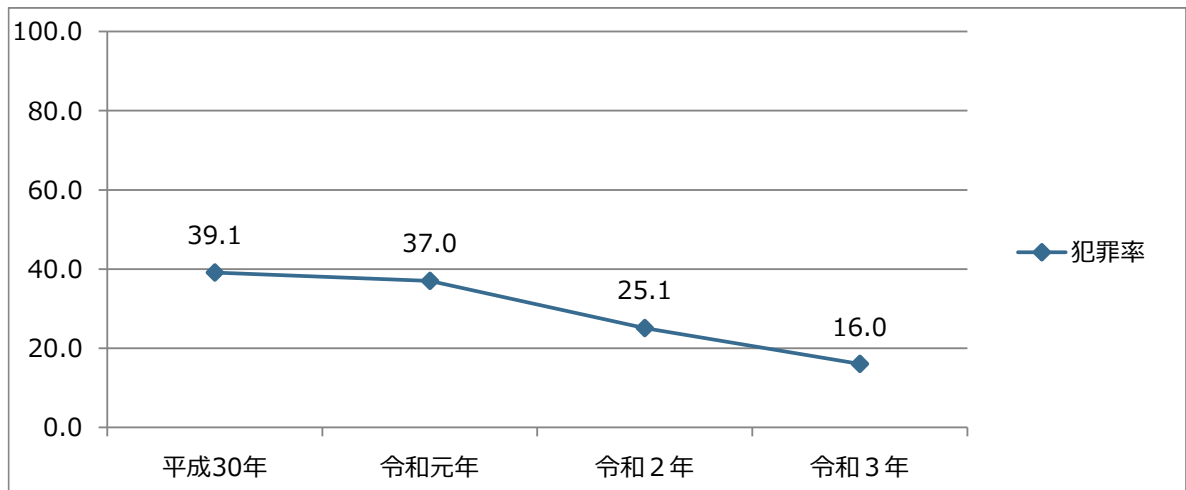
資料：市町村別の犯罪発生実態（各年3月31日）

<sup>15</sup> 人口1万人あたりに占める刑法犯の認知件数。

## (5) いちき串木野市の犯罪率の推移

本市における犯罪率は、低下傾向が続いており、令和3年は16.0となっています。

■いちき串木野市における犯罪率の推移■



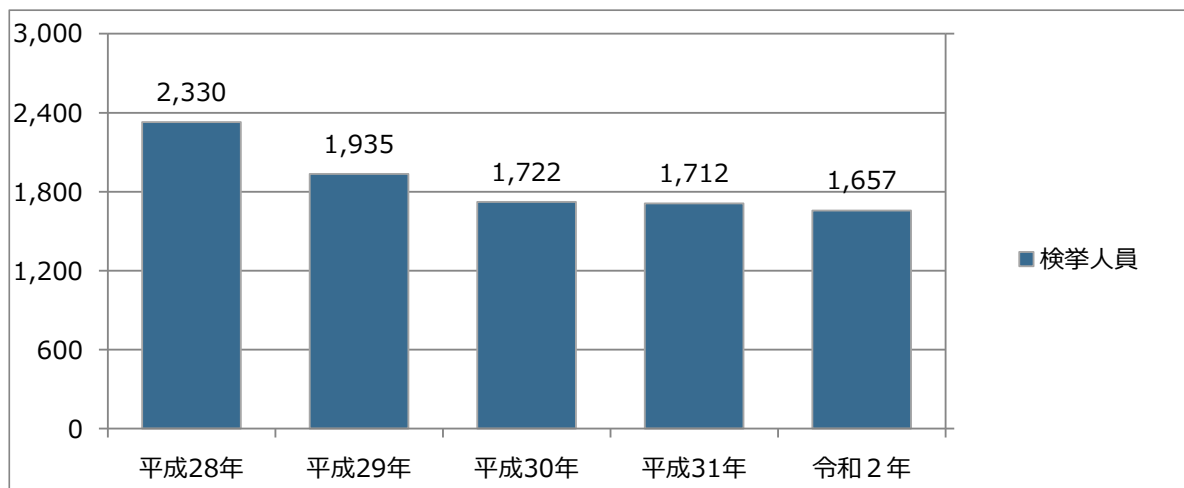
資料：市町村別の犯罪発生実態（各年3月31日）

## (6) 鹿児島県の検挙人員の推移

鹿児島県の検挙人員は、平成28年以降において減少傾向にあり、令和2年に1,657人となっています。

■刑法犯検挙者数の推移■

単位：人



資料：市町村別の犯罪発生実態（各年3月31日）

### 第3節 基本方針

「鹿児島県再犯防止推進計画」では、以下の5つを基本方針に掲げて取り組みを進めていくこととされています。

#### ■「鹿児島県再犯防止推進計画」に掲げる5つの基本方針■

- 1 国・民間団体等との連携強化
- 2 就労・住居の確保
- 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 4 非行の防止と、矯正施設等と連携した修学支援の実施
- 5 民間協力者の活動の促進，広報・啓発活動の推進

本市においても、国や鹿児島県、警察や民間団体等と連携しながら、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、基本方針を次のとおり定め、取り組めます。

#### ■再犯防止推進計画の基本方針■

- (1) 犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進
- (2) 安心して暮らすことのできる福祉や教育の行き届いたまちづくりの推進
- (3) 立ち直ろうとする人を支え、受け入れるまちづくりの推進

## 第4節 計画における取組み

### (1) 犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進

市民の防犯意識の向上を図るとともに、あいさつの励行や防犯パトロールなど、地域住民の協力を得ながら、ソフト面での防犯活動を進めていきます。

また、死角のないまちづくりや地域の環境美化を進めることで、犯罪や犯罪被害のおきにくい、安全で安心なまちの実現を目指します。

併せて、多くの地域住民が子どもたちと関わりを持ち、犯罪や非行が起こりにくい心豊かな地域づくりを進めます。

#### ■市・関係機関が行う主な取組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 防犯パトロール活動	防犯協会、自治公民館等と連携し、子どもたちの登下校時の見守りや声かけ、危険箇所等の確認を行い、効果的な防犯対策を推進する。(青パト隊)	まちづくり 防災課 社会教育課
② LED防犯灯設置事業	自治公民館が設置・維持管理する防犯灯の設置にかかる費用に対し補助し、犯罪を防止し、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に努める。	まちづくり 防災課
③ 児童・生徒の健全な育成	小中学校において、薬物乱用に伴う心身への悪影響について理解を深めるための取組みを行う。 コミュニティスクール推進事業や、放課後子ども教室、チャレンジ教室、寺子屋事業等を通じて、学校と地域住民が連携・協働し、子どもたちと様々な体験活動や学び等を行い、豊かな学びや育成に努める。	学校教育課 社会教育課
④ 地域における子育て支援サービスの充実	地域子育て支援拠点事業を充実し、子育て支援情報の提供、相談・助言の体制を整備し、ファミリーサポートセンター事業など、地域で安心して子育てできる環境づくりに努める。	子どもみらい課
⑤ 教育相談の実施	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談活動等を通じて、児童生徒の内面的なケアや環境の改善や支援に向けた取組みを行う。	学校教育課

※犯罪をした人等に対する施策に限定せず、日常生活で支援を必要とする人への施策や、犯罪・非行を防止するための取組みなども間接的に再犯防止の推進につながることから、これらも合わせて市が行う主な取組みとして掲載しています。

## (2) 安心して暮らすことのできる福祉や教育の行き届いたまちづくりの推進

犯歴のある人の多くは安定した仕事や住居がない、高齢である、障がいや依存症がある、十分な教育を受けていないなど様々な課題を抱えており、そのことが犯罪を繰り返す一因となっています。

関係機関が連携し、就労・住居の確保のための取組み、保健医療・福祉サービスの利用促進、非行の防止と、学校と連携した修学支援等について、実施体制の構築と強化を図ります。

また、犯罪被害者及びその遺族に対しても、多様な支援の提供を図ってまいります。

### ■市・関係機関が行う主な取組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 生活困窮者自立支援事業 <sup>16</sup> による居住支援と就労支援	生活困窮者自立支援事業による支援を通じ、犯歴のある人等の生活の安定を図る。また、公共職業安定所等と連携し、就労支援への接続と就労定着を図る。	福祉課
② 地域包括支援センターの運営	総合相談事業、権利擁護事業など直接的な支援や包括的・継続的ケアマネジメント事業、介護予防ケアマネジメント事業など介護サービスに関わる間接的な支援を行う。	長寿介護課
③ 障害福祉サービスにおける就労支援	就労継続支援、就労定着支援等、障害福祉サービスの適切な利用につなげ、障がい者に対する就労機会を提供するとともに、就労定着を図る。	福祉課
④ 公営住宅の提供	安定した居住環境を必要とする人に対し、鹿児島県住宅供給公社等と協力しながら、市営住宅、県営住宅の利用を促す。	都市建設課
⑤ 教育支援センターによる支援	教育支援センターにより、学校と連携した修学支援等を行う。	学校教育課

<sup>16</sup> 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図る事業。

⑥ 就学支援が必要な人への支援	<p>学び直しを希望する高等学校中退者等に対し、相談支援や矯正施設における復学手続等、必要なサポートについて、鹿児島県教育委員会と連携して提供する。</p>	社会教育課
⑦ DV及び虐待事案等への対応	<p>配偶者やパートナー等からの暴力や虐待などで悩む人の相談に対応し、それぞれのケースに対応した支援を総合的に提供する。</p>	<p>子どもみらい課 福祉課 長寿介護課</p>
⑧ 薬物乱用防止の啓発とアルコール等依存を有する人への支援	<p>薬物の乱用は犯罪行為であるという理解が地域に広がるよう、関係機関と連携した広報・啓発活動を行う。また、アルコールをはじめとする依存症を乗り越えるための相談、後方支援を行う。</p>	健康増進課
⑨ 鹿児島県との協力	<p>鹿児島県が推進する生活困窮者就労準備支援事業や生活困窮者就労訓練事業について、実施に向けた体制づくりを進める。</p>	福祉課

### (3) 立ち直ろうとする人を支え、受け入れるまちづくりの推進

犯歴のある人への支援には、地域での受け入れが大きな役割を果たします。犯罪や非行に陥った人の立ち直りを見守り、受け入れる気運の醸成が不可欠です。

そのため、社会を明るくする運動などを通じて、再犯防止に関する地域での理解を促進します。更生保護の活動拠点の確保に努め、相談体制の充実を図ります。

また、保護司会、更生保護女性会、協力雇用主会、BBS会などの更生保護関係の支援者・団体の活動を支援し、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等との連携を図ります。

#### ■市・関係機関が行う主な取組み■

施策・事業	概要	担当部署
① 社会を明るくする運動の推進と再犯防止に関する啓発	社会を明るくする運動として、7月の強調月間を主にメッセージ伝達式、啓発キャンペーン、「市報くしきの」や行政無線等を活用した広報・啓発活動などを行い、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域づくりを進める。	福祉課
② 更生保護関係団体等との連携と活動支援	更生保護や非行防止の取組みを支え、活発に活動する保護司会や更生保護女性会、協力雇用主会、BBS会等と連携した取組みを国や県とも協力しながら進めます。 更生保護活動の拠点の確保に努めるとともに、更生保護に関わる人材の確保への協力や日常生活の支援に携わる民生委員等の地域関係者、社会福祉協議会等との連携強化を図る。	福祉課
③ 情報共有体制の構築と強化	保護観察所や警察等の関係機関や保護司会、更生保護女性会などの民間協力者等と再犯防止に関する情報を共有する場を設定し、ネットワークの強化を図る。 また、市内の関係機関や各課との連携を進める。	福祉課



④ 更生保護関係団体等の活動の広報	更生保護活動を行う団体の取組みや協力雇用主制度等について、市報等を活用して広く市民へ周知し、理解を深める。	福祉課
⑤ 人権教育・啓発	一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現のため、小中学校での男女共同参画講座や様々な学習機会を通じて、人権教育・啓発を行う。	市民生活課 企画政策課

## 第5節 計画の評価と進行管理

再犯防止推進計画は、市の関係課の担当者が構成する策定作業部会において計画素案の検討を行い、いちき串木野市地域福祉計画策定委員会において決定したものです。

計画の進捗及び評価については、適宜策定作業部会において行うとともに、その内容はいちき串木野市地域福祉計画策定委員会でも共有することとします。

# 資料編

## いちき串木野市地域福祉計画策定委員会名簿

任期：令和4年11月17日～令和5年3月31日

	各関係団体名	役職名	氏名	備考
1	市民生委員児童委員協議会	会長	漣泊 昭子	
2	市知的障がい者家族会	会長	福菌 好子	手をつなぐ育成会
3	市身体障がい者協会	会長	浅井 重己	
4	県立串木野養護学校	校長	榎本 博	
5	市社会福祉協議会	事務局長	満菌 健士郎	委員長
6	市まちづくり連絡協議会	会長	久木山 純広	
7	市医師会	副会長	牧野 虎彦	在宅医療・介護連携推進事業連携協議会
8	老人福祉施設	施設長	山下 治行	特別養護老人ホーム潮風園
9	障がい者福祉施設	代表	海江田 みゆき	就労支援事業所 NPO むすび
10	児童福祉施設	管理責任者	池田 裕樹	キッズスペース
11	日置保護区いちき串木野 保護司会	支部長	木村 和博	
12	孤立孤独支援団体	理事長	谷川 勝彦	NPO 法人 ルネスかごしま
13	市介護支援専門員協議会	会長	永原 真一	至誠舎くしきの
14	ボランティア連絡協議会		久木崎 祐一	社会福祉協議会
15	長寿介護課	課長	松崎 知人	
16	子どもみらい課	課長	立野 美恵子	
17	健康増進課	課長	猪俣 勝人	
18	学校教育課	課長	藏菌 孝一	
19	まちづくり防災課	課長	富永 孝志	
20	福祉課	課長	久木田 聡	

### 事務局

所属	役職	氏名	備考
福祉課	課長	久木田 聡	事務局長
福祉課	課長補佐	石ヶ崎 秀明	

## 策定の経緯

### いちき串木野市地域福祉計画策定委員会

年 月 日	概 要
令和4年11月17日	第1回いちき串木野市地域福祉計画策定委員会
令和5年1月27日	第2回いちき串木野市地域福祉計画策定委員会
令和5年3月9日	第3回いちき串木野市地域福祉計画策定委員会

### いちき串木野市地域福祉計画ワークショップ

年 月 日	概 要
令和4年11月18日	いちき串木野市地域福祉計画ワークショップ

### 市民・事業所等アンケート実施

実 施 期 間
令和4年7月～令和4年8月

### いちき串木野市地域福祉計画パブリックコメント

実 施 期 間
令和5年2月3日～令和5年2月24日

## 第1次

### いちき串木野市地域福祉計画

- いちき串木野市重層的支援体制整備事業実施計画
- いちき串木野市成年後見制度利用促進基本計画
- いちき串木野市再犯防止推進計画

発行 令和5年3月

いちき串木野市 福祉課

鹿児島県いちき串木野市昭和通133番-1

電話：0996-32-3111

FAX：0996-32-3124

E-MAIL：fukushi@city.ichikikushikino.lg.jp